

# 茨城町一般廃棄物処理基本計画

令和2年3月改訂

茨 城 町



## 目 次

1.	一般廃棄物処理基本計画の基本的事項	1
1.1	一般廃棄物処理基本計画とは	1
1.2	本計画の改訂の趣旨	1
1.3	廃棄物処理に係る法体系	1
1.4	上位計画	3
1.4.1	国の計画	3
1.4.2	県の計画	4
1.4.3	本町の計画	4
1.5	一般廃棄物処理基本計画と諸計画との関連性	5
1.6	一般廃棄物処理基本計画の構成	6
1.6.1	一般廃棄物と産業廃棄物	6
2.	地域概況	7
2.1	地勢	7
2.2	人口・世帯	8
2.3	産業構造	9
2.4	土地利用	10
3.	ごみ処理基本計画	11
3.1	ごみ処理体制	11
3.1.1	ごみ処理広域化について	11
3.1.2	ごみ処理フロー（令和2年度まで）	15
3.1.3	ごみ処理フロー（令和3年度以降）	16
3.1.4	ごみ処理体制	17
3.1.5	ごみの排出量	24
3.1.6	資源化量および資源化率の推移	31
3.1.7	ごみ処理に係る費用の推移	35
3.1.8	温室効果ガス	36
3.2	近隣市町村の動向	37
3.2.1	一人一日あたりごみ排出量	37

3.2.2 本町と類似市町村間のごみ処理の評価	38
3.3 町民意識調査	41
3.4 ごみ処理の課題	45
3.4.1 旧計画の数値目標の達成状況	45
3.4.2 人口の推移と将来予測	46
3.4.3 ごみ排出量の予測（現状維持）	46
3.4.4 ごみ処理の課題	49
3.5 ごみ処理基本計画	51
3.5.1 基本方針および基本理念	51
3.5.2 計画目標年度	51
3.5.3 数値目標	52
3.5.4 各主体の役割	57
3.5.5 施策体系	58
4. 生活排水処理基本計画	62
4.1 生活排水処理フロー	62
4.2 涵沼の現状	63
4.2.1 涵沼の概要	63
4.2.2 涵沼の水質	63
4.2.3 本町の取り組み	64
4.2.4 主な生活排水処理施設の特徴	64
4.3 生活排水処理の現状と課題	65
4.3.1 生活排水処理施設の管理主体	65
4.3.2 公共下水道の整備状況	65
4.3.3 農業集落排水施設の整備状況	66
4.3.4 合併処理浄化槽補助設置数の実績	68
4.3.5 収集運搬方法	68
4.3.6 中間処理	68
4.4 生活排水処理の実績	70
4.4.1 処理形態別人口	70
4.4.2 し尿および浄化槽汚泥の排出量の実績	71
4.5 生活排水処理の課題	72
4.6 生活排水処理行政の動向（国・県）	73
4.6.1 国の動向	73

4.6.2 県の動向 .....	73
4.7 生活排水処理基本計画 .....	74
4.7.1 基本理念および基本方針 .....	74
4.7.2 計画目標年度 .....	74
4.7.3 数値目標 .....	75
4.7.4 生活排水処理量の将来予測 .....	75
4.7.5 し尿および浄化槽汚泥の処理計画 .....	76

## 資料編



### 1. 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項

#### 1.1 一般廃棄物処理基本計画とは

廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)」(以下、「廃棄物処理法」という。)において一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、町民が生活により排出するごみなどの「一般廃棄物」は、原則として市町村に処理責任があります。

一般廃棄物処理基本計画は、市町村の域内の廃棄物処理に係る基本計画であり、廃棄物処理法第6条に定められている法定計画です。「茨城県一般廃棄物処理基本計画改訂版」(以下、「本計画」という。)は、茨城県(以下、「本県」という。)の上位計画および国や茨城県(以下、「県」という。)の政策との整合を図り、ごみ処理に関する基本的事項を定めます。

#### 1.2 本計画の改訂の趣旨

本計画は、ごみの発生抑制、再使用、再生利用の取り組みと適正処理を基本とする循環型社会を早期に構築すること、および、生活排水の適正処理を計画的に推進することを目的に、平成26年3月に策定しました。計画目標年度は平成40年度に設定し、おおむね5年ごとに改訂することとしています。

令和3年度より、石岡市、小美玉市、かすみがうら市および本町の4市町(以下、「4市町」という。)で霞台厚生施設組合においてごみの広域処理を行う予定です。このため、4市町および霞台厚生施設組合が連携・協力して広域処理することにより、3R(リデュース:減量、リユース:再使用、リサイクル:再資源化)、ごみ処理経費の削減、安定的かつ効率的な廃棄物処理システムを構築することになります。

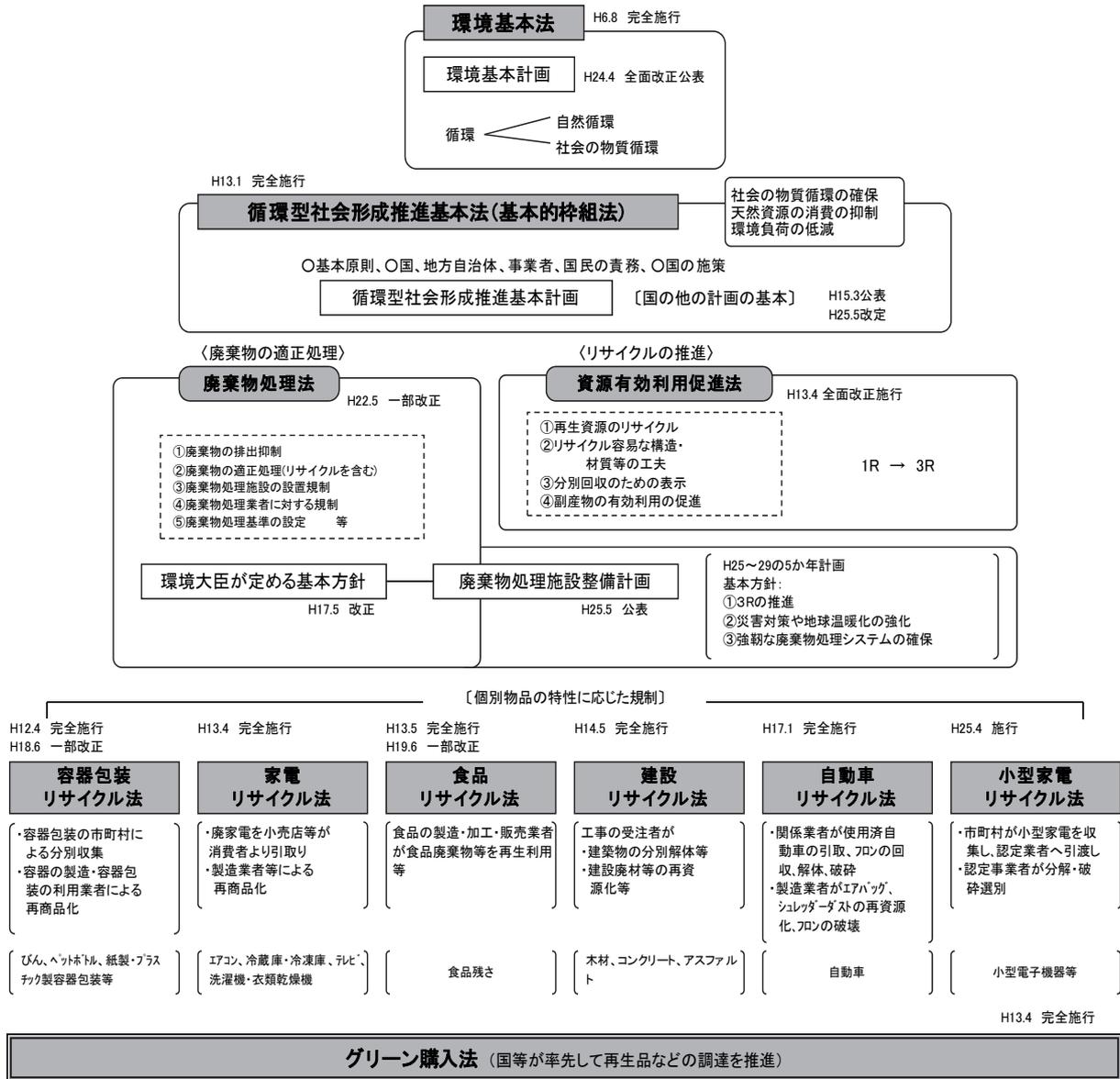
これによりごみ処理体制の変更などが生じることが見込まれるため、このたび本計画を改訂することとします。

#### 1.3 廃棄物処理に係る法体系

図1-1に循環型社会形成推進のための法体系を示します。

国は、環境の保全についての基本理念を規定した「環境基本法(平成5年法律第91号)」の下、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として「循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)」を制定しています。循環型社会の形成に向け、廃棄物の適正処理に関する「廃棄物処理法」、リサイクルの推進に関する「資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)」および個別物品に対応したリサイクルに関する法律を制定し、実効性のある取り組みの推進を図る仕組みを構築しています。

# 1. 一般廃棄物処理基本計画の基本的事項



資料:環境省(一部改変)

図 1-1 循環型社会形成推進のための法体系

## 1.4 上位計画

本計画の改訂にあたっては、国および県の上位計画を踏まえたものとし、個別の上位計画の概要は、下記のとおりです。

## 1.4.1 国の計画

## (1) 循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために国で定める計画です。「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月 19 日閣議決定）」では、最終処分場の削減など廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目した施策として「リサイクルに比べ取り組みが遅れているリデュース・リユースの取り組みの強化」、「有用金属の回収」、「安心・安全の取り組み強化」、「3R の国際協力の推進」が掲げられています。また、循環型社会形成に関する取り組み指標として、一般廃棄物の減量化に係る目標値が表 1-1 のとおり設定されています。

表 1-1 循環型社会形成推進基本計画における一般廃棄物の減量化に係る目標値

	【一般廃棄物】 一人一日あたり ごみ排出量	【家庭系ごみ】 一人一日あたり ごみ排出量	【事業系ごみ】 排出量
基準年度	平成 12 年度	平成 12 年度	平成 12 年度
基準年度実績値	1,185g/人・日	660g/人・日	1,799 万 t
目標年度	令和 7 年度	令和 7 年度	令和 7 年度
目標値	850g/人・日	440g/人・日	1,100 万 t
増減	28%削減	33%削減	39%削減

## (2) 廃棄物処理法基本方針（平成 28 年 1 月改定）

国では、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針（平成 28 年環境省告示第 34 号）」（以下、「廃棄物処理法基本方針」という。）を定めています。

廃棄物処理法基本方針では、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものは不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制および循環的利用を徹底した上で、なお、適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本として、一般廃棄物の減量化目標値を表 1-2 のとおり設定しています。

表 1-2 廃棄物処理法基本方針における一般廃棄物の減量化に係る目標値

	【一般廃棄物】	【再生利用率】	【最終処分量】
基準年度	平成 24 年度	平成 24 年度	平成 24 年度
目標年度	令和 2 年度	令和 2 年度	令和 2 年度
目標値（増減）	12%削減	27%増加	14%削減

## 1.4.2 県の計画

## (1) 茨城県廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月策定）

県では、持続可能な循環型社会の形成に向けて、各主体に求められる役割や県の施策等を明確に示すために、「第 4 次茨城県廃棄物処理計画」を策定しています。第 4 次茨城県廃棄物処理計画では、基本理念を「各主体が連携した循環型社会の形成」と定めています。

また、一般廃棄物の減量化の目標値は表 1-3 のとおり設定されています。

表 1-3 茨城県廃棄物処理計画の一般廃棄物の減量化に係る目標値

	【一般廃棄物】 一人一日あたり ごみ排出量	【再生利用率】	【最終処分量】
基準年度	平成 24 年度	平成 24 年度	平成 24 年度
基準年度実績値	1,002g/人・日	21.3%	102 千 t
目標年度	令和 2 年度	令和 2 年度	令和 2 年度
目標値	919g/人・日	27.0%	88 千 t
増減	8%削減	6%増加	22%削減

## 1.4.3 本町の計画

## (1) 茨城町第 6 次総合計画前期基本計画

本町は、平成 30 年度から令和 4（平成 34）年度までを計画期間とする茨城町第 6 次総合計画前期基本計画を策定し、当計画の将来像「三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち」の実現に向け、各種取り組みを推進しています。

図 1-2 に当計画における一般廃棄物の主な施策を示します。

### 三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち

- 施策① ごみ適正処理と資源化等の促進
- 施策② し尿の適正処理
- 施策③ ごみの不法投棄の防止

図 1-2 茨城町第 6 次総合計画前期基本計画における一般廃棄物の主な施策

(2) 茨城町環境基本計画

本町は平成 21 年度に制定した茨城町環境基本条例に基づき、今後の本町における環境の保全に関する長期的目標および施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項をまとめた、茨城町環境基本計画を平成 25 年 3 月に策定しています。当計画では、本町の望ましい将来環境像として、「**自然を愛し 人も生きものも 安らげるまち いばらき**」を掲げています。

図 1-3 に当計画における一般廃棄物の施策体系を示します。

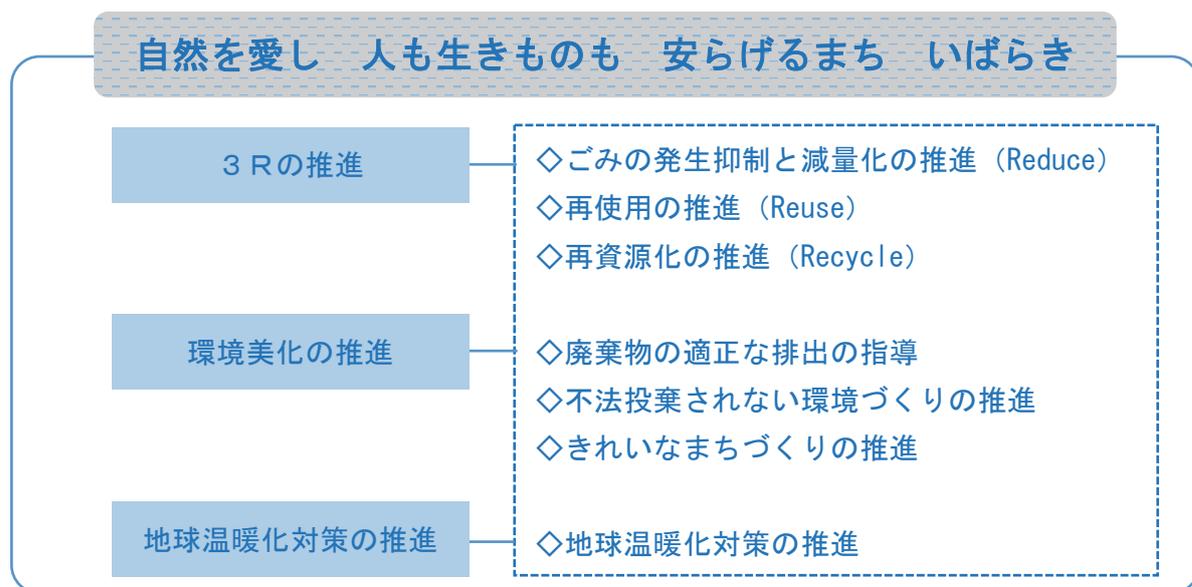
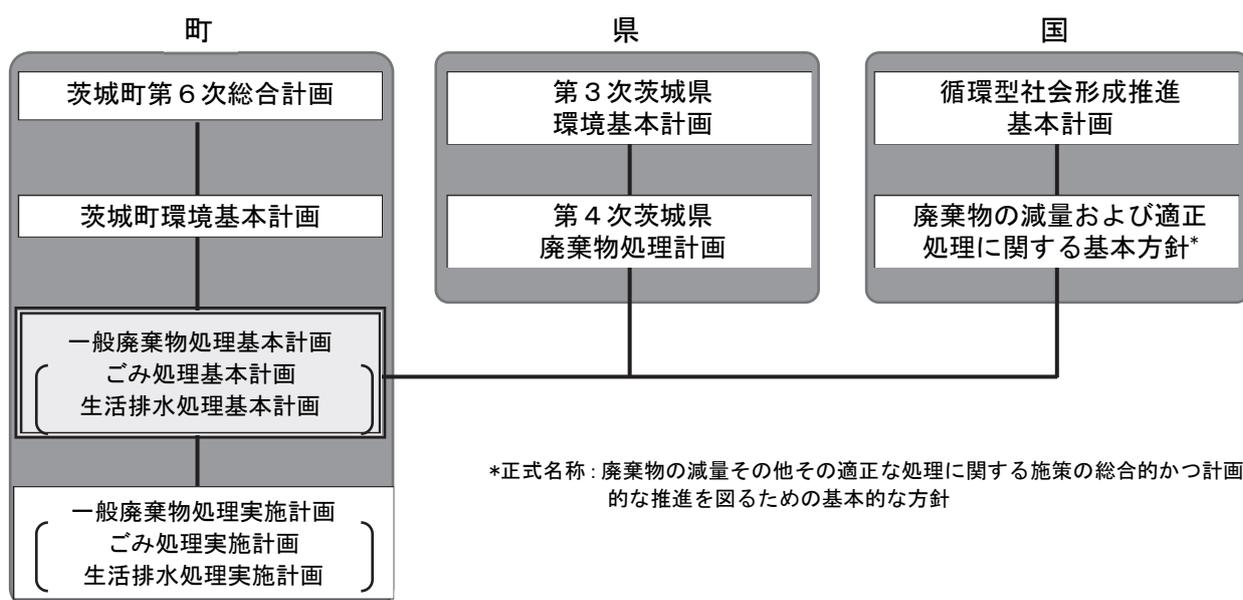


図 1-3 茨城町環境基本計画における一般廃棄物の施策体系

1.5 一般廃棄物処理基本計画と諸計画との関連性

図 1-4 に本計画と本町の諸計画および国、県の上位計画との関連性を示します。本計画は、国、県の上位計画および本町の諸計画との整合性を図り策定します。



\*正式名称：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

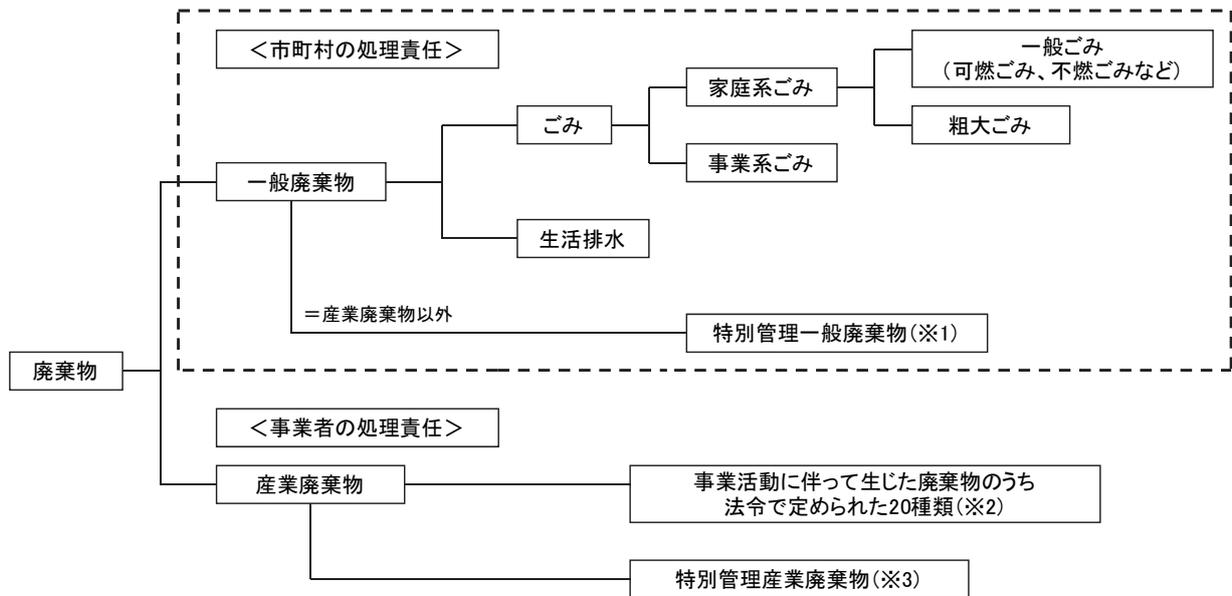
図 1-4 本計画と本町の諸計画および国、県の上位計画との関連性

1.6 一般廃棄物処理基本計画の構成

1.6.1 一般廃棄物と産業廃棄物

図 1-5 に廃棄物処理法における廃棄物の区分を示します。

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。本計画の対象とする廃棄物は、産業廃棄物以外の廃棄物で、生活排水を含めた「一般廃棄物」です。



※1：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

※2：燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくずおよび陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、13号廃棄物（コンクリート固化したものなど）、上記20種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの、他に輸入された廃棄物

※3：爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの

資料：環境省ホームページ 環境白書（廃棄物の区分）

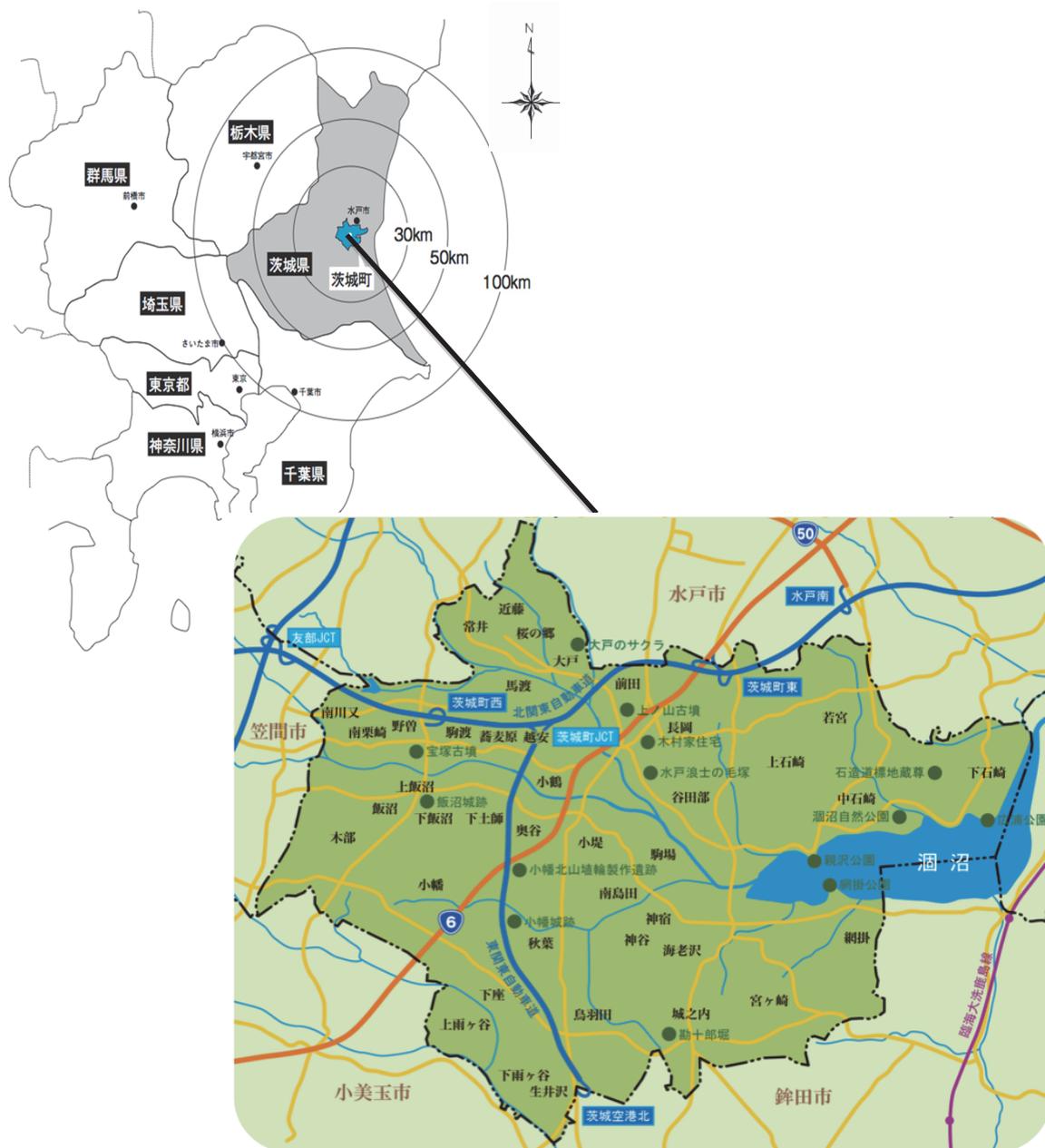
図 1-5 廃棄物処理法における廃棄物の区分

## 2. 地域概況

## 2.1 地勢

図 2-1 に本町の概要図を示します。

本町は、県のほぼ中央に位置し、東京都心まで約 100km の距離にあります。東部を大洗町、南東部を鉾田市、南西部を小美玉市、西部を笠間市、北部を水戸市とそれぞれ接し、町の中央を西から東へ流れる涸沼川のほか、涸沼前川、寛政川の 3 本の川が流れ、東端に位置する涸沼に注いでいます。町域は東西 17km、南北 14km、面積は 121.64km<sup>2</sup> で、低地には水田が広がり、両岸の台地に広がる農地と平地林の緑など、豊かな自然環境と潤いのある生活環境に恵まれた田園都市です。



出典：茨城町環境基本計画

図 2-1 本町の概要図

## 2.2 人口・世帯

表 2-1 および図 2-2 に本町の人口と世帯数の推移を示します。

本町の人口\*と一世帯あたりの人口は、緩やかな減少傾向を示しています。一方、世帯数は微増傾向を示しています。

表 2-1 本町における人口と世帯数の推移

年度	人口（人）	世帯数（世帯）	1世帯あたり人口（人/世帯）
平成 22 年度	34,513	11,187	3.09
平成 23 年度	34,042	11,238	3.03
平成 24 年度	33,685	11,321	2.98
平成 25 年度	33,390	11,328	2.95
平成 26 年度	33,042	11,417	2.89
平成 27 年度	32,921	11,356	2.90
平成 28 年度	32,669	11,492	2.84
平成 29 年度	32,384	11,626	2.79
平成 30 年度	32,103	11,773	2.73

※ 人口は、常住人口を示しています。常住人口は、国勢調査による人口および世帯数を基本とし、住民基本台帳法に基づき届出のあった出生、死亡、転入、転出者数および世帯数を増減して算出しています。

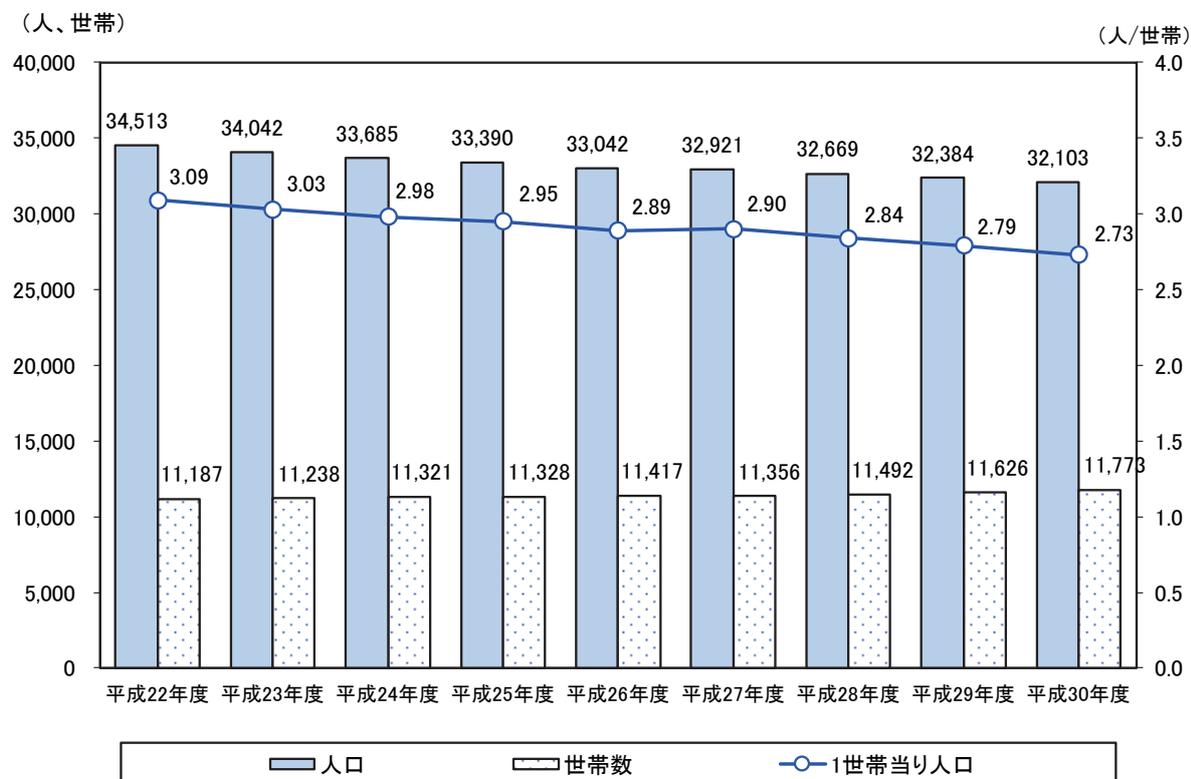


図 2-2 本町における人口と世帯数の推移

資料：常住人口、各年 10 月 1 日現在

## 2.3 産業構造

図 2-3 および表 2-2 に本町の産業別事業所数と就業人口を示します。

本町の産業構造は、事業所数・就業者数ともに第三次産業が主体です。

事業所数の構成比は、卸売・小売業が最も高く、次いで建設業、製造業、サービス業（他に分類されないもの）となっています。従業者数の構成比は、卸売・小売業が最も高く、次いで医療、福祉、製造業の順です。

表 2-2 本町の事業所数と産業別就業人口

産業分類		事業所数 (ヶ所)	事業所数の 構成比(%)	従業者数(人)	従業者の 構成比(%)
第一次産業	農林魚業	27	2.2	308	2.8
	小計	27	2.2	308	2.8
第二次産業	鉱業	1	0.1	3	0
	建設業	239	19.3	1,267	11.6
	製造業	119	9.6	2,002	18.3
小計		359	29	3,272	29.9
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.2	25	0.2
	情報通信業	0	0	0	0
	運輸業	44	3.5	523	4.8
	卸売・小売業	348	28.1	3,247	29.8
	金融・保険業	14	1.1	100	0.9
	不動産業	32	2.6	86	0.8
	飲食店、宿泊業	90	7.3	586	5.4
	医療、福祉	81	6.5	2,396	21.9
	教育、学習支援業	40	3.2	332	3
	複合サービス事業	8	0.6	114	1
	サービス業(他に分類されないもの)	111	9	631	5.8
	公務(他に分類されないもの)	13	1	460	4.2
	小計		783	63.1	8,500
総計		1,240	100	10,939	100

※：産業分類は平成 27 年国勢調査を参考に、第一次産業を「農業」「林業」「漁業」とし、第二次産業を「鉱業」「建設業」「製造業」、第三次産業はそれら以外の産業として集計しました。

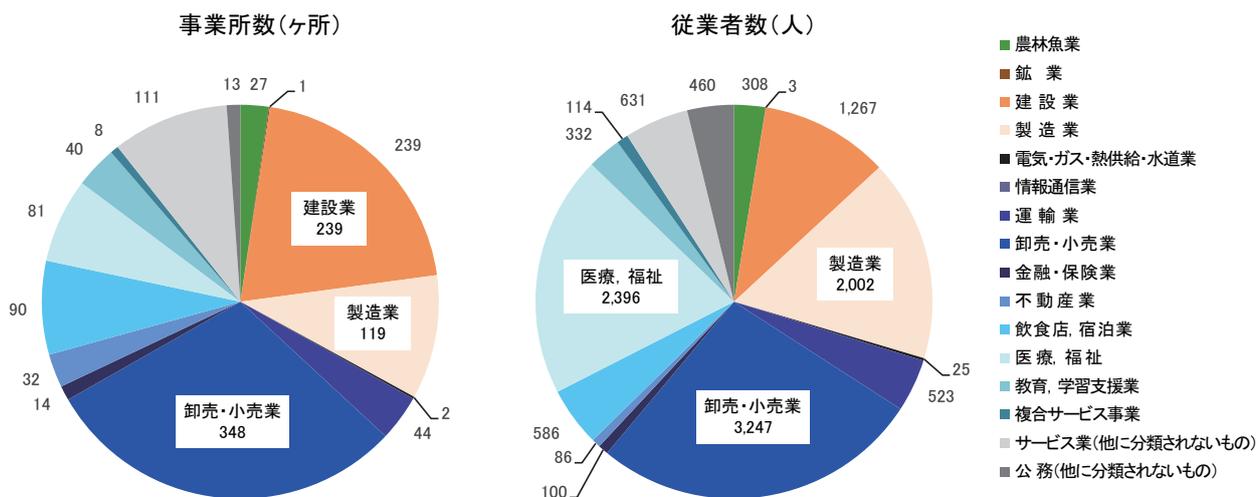


図 2-3 本町の産業別事業所数と従業者数

## 2.4 土地利用

本町の土地利用状況は、畑が 33.7%と最も高く、次いで山林 20.6%、田 15.9%です。  
表 2-3 および図 2-4 に平成 31 年 4 月 1 日現在の本町の土地利用状況を示します。

表 2-3 本町の土地利用状況

区分	総数	田	畑	宅地	山林	雑種地	その他
面積 (ha)	11,993	1,901	4,053	1,053	2,473	919	1,594
構成比 (%)	100.0	15.9	33.7	8.8	20.6	7.7	13.3

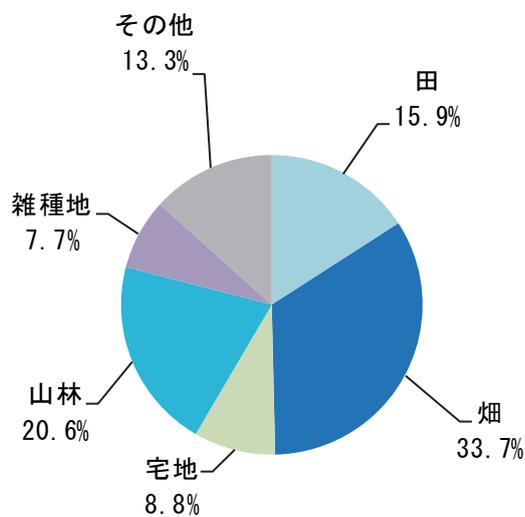


図 2-4 本町の土地利用状況

資料：茨城町税務課（平成 31 年 4 月 1 日時点）

## 3. ごみ処理基本計画

## 3.1 ごみ処理体制

## 3.1.1 ごみ処理広域化について

本町のごみ処理は、令和3年度より、石岡市、小美玉市、かすみがうら市と霞台厚生施設組合で広域処理を行う予定です。ごみ処理広域化は、本町のごみ処理体制に大きく影響を及ぼすことから、本項では、ごみ処理の広域化の目的、ごみ処理広域化のメリット・デメリット、および既存施設（茨城美野里環境組合クリーンセンター）の跡地利用の概要を示します。

## (1) ごみ処理広域化の目的

近年、ごみ量やごみ質の変化に対応するためにごみ処理技術が高度化するとともに周辺環境への負荷の低減がより一層求められています。そのため、市町村のごみ処理に係る経費は年々増加し、費用負担の軽減が課題となっています。

こうした状況に対応するため、複数の市町村が広域的に連携してごみ処理に取り組むことにより、より高度で、効率的かつ経済的なごみ処理を行うことが可能になることから、国や県ではごみ処理広域化への取り組みを推進しています。

## (2) ごみ処理広域化の対象区域

表 3-1 および図 3-1 にごみ処理広域化の対象区域を示します。

ごみ処理広域化の対象区域は、石岡市、小美玉市、かすみがうら市、本町の4市町で、ごみ処理は4市町が構成市町となる霞台厚生施設組合で行います。

表 3-1 ごみ処理広域化の対象区域

構成市町村名	石岡市、小美玉市、かすみがうら市、本町
面積	638.90km <sup>2</sup>
人口	207,490人（平成27年度4月1日人口）



出典：一般廃棄物処理施設基本構想

図 3-1 ごみ処理広域化の対象区域

## (3) ごみ処理の広域化のメリット・デメリット

表 3-2 にごみ処理広域化のメリット・デメリットを示します。

表 3-2 ごみ処理広域化のメリット・デメリット

項目	メリット	デメリット
経済性	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 施設を統廃合し集約することにより、3施設をそれぞれ単独で整備した場合と比べ、建設費、維持管理費等の経費を削減することができます。</li> <li>▶ 自家発電設備の導入により消費電力削減や売電による収入が期待できます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 立地により新広域ごみ処理施設への距離が遠方になることがあり、その場合は収集運搬経費が増加します。</li> </ul>
環境面	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ スケールメリットを生かして高度な公害防止対策技術を導入しやすくなり、それにより環境への負荷を低減できます。</li> <li>▶ 運転の効率化や余熱利用により施設の地球温暖化対策に寄与します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 新広域ごみ処理施設への距離が遠方になる地域は、収集運搬車両の走行距離の増加により環境負荷が増加します。</li> </ul>
資源化面	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 4市町がこれまでに築いてきた資源化ルートを共有することで各市町の資源化事業の拡充が図れます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 分別区分の一元化に伴って、分別収集していた資源物を別のごみと混合して排出することになった場合、サービスの低下や資源循環の後退と受け取られる場合があります。</li> </ul>
技術面	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ スケールメリットを生かして経費削減が図れるため、高度な処理技術を導入しやすくなります。</li> <li>▶ 24時間運転となるため、立ち上げ、立ち下げを少なくでき安定的な運転ができます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 処理量の増加に伴い施設規模が大きくなるため、建築面積、建築容積も増加します。</li> </ul>

## (4) 本町のごみ処理広域化への取り組み

現在、本町は小美玉市堅倉地内の「茨城美野里環境組合クリーンセンター」でごみ処理を行っています。

クリーンセンターの焼却施設は、昭和 61 年の稼働開始から 33 年が経過し、一般的な耐用年数と考えられている 25 年を過ぎており、ごみ処理施設の老朽化が喫緊の課題です。

図 3-2 に現在のごみ処理体制と広域化後のごみ処理体制を示します。

石岡市、小美玉市、かすみがうら市、本町は、現有処理施設の老朽化や市町村合併に伴い 2 つの市で複数の処理施設を運営する非効率な体制を改善するために、4 市町管内の 3 施設を 1 施設に集約化し共同で廃棄物処理施設を整備することとしました。本町は、ごみ処理広域化に合わせて安定的なごみ処理を継続できる体制を整えます。なお、新広域ごみ処理施設の運営は、霞台厚生施設組合が行う予定です。

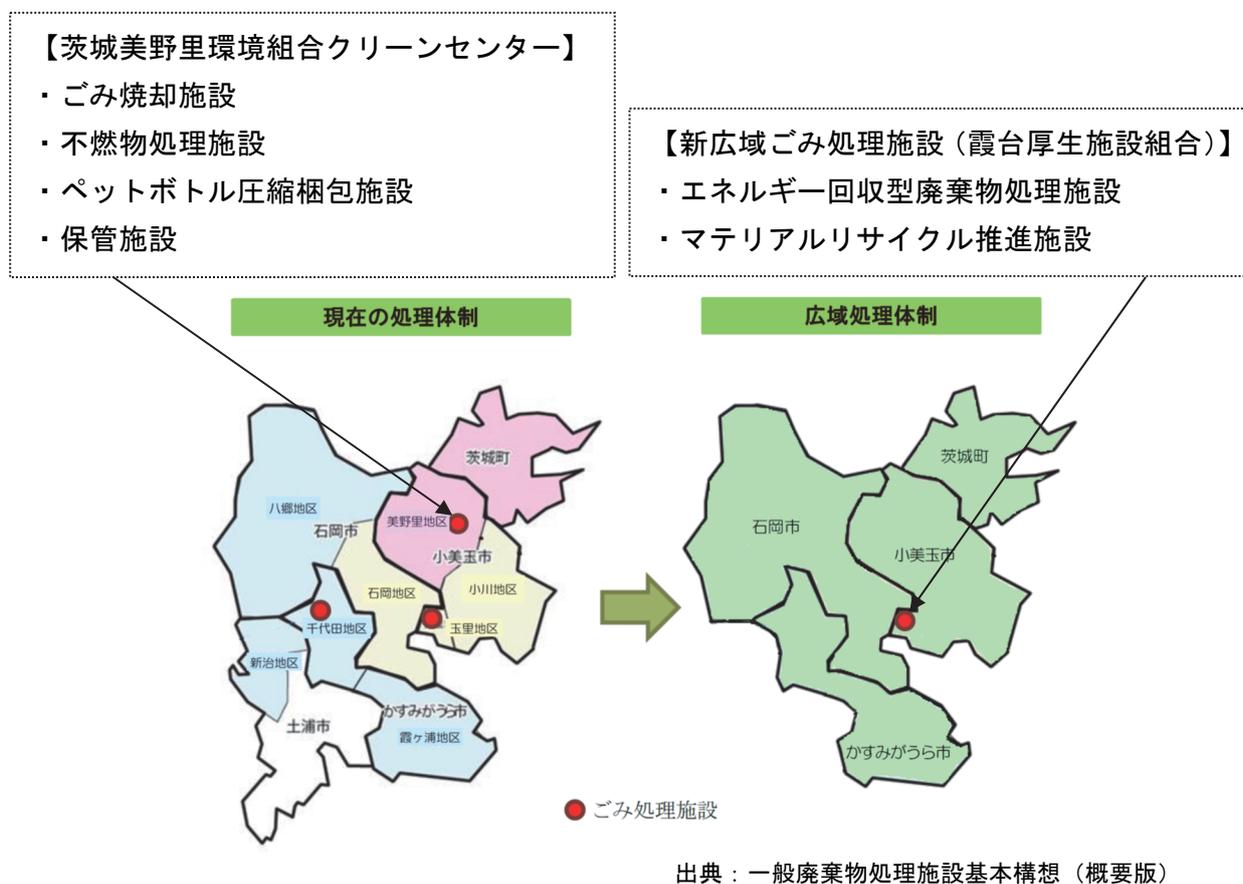


図 3-2 現在のごみ処理体制と広域化後のごみ処理体制

## (5) 既存施設の跡地利用（中間置場）

茨城美野里環境組合クリーンセンターの跡地には、ごみ処理広域化に伴う搬入車両台数を削減、平準化するとともに、地元住民の安心安全な生活の確保と直接搬入が必要な粗大ごみについて、施設が遠方になる住民の負担を軽減することを目的として「中間置場」を設置します。

表 3-3 に整備予定の中間置場の概要を示します。

表 3-3 中間置場の概要

設置場所	現茨城美野里環境組合クリーンセンター跡地
搬入受付日	週5日開設（月～金、祝日は除く）
受付時間	8:30～15:30
手数料	新広域ごみ処理施設と同じ

中間置場では、家庭系ごみのうち表 3-4 に示すごみを受け入れることとしています。直接搬入が必要な「粗大ごみ」のほか、更なる資源化を促進するため、選別等の前処理をせずに資源化できるごみが対象です。

事業系ごみは受け入れ不可とし、新広域ごみ処理施設へ搬入します。また、「ガラス・陶磁器類」、「粗大ごみ」、「びん類」については収集運搬分も中間置場に搬入します。

「燃やすごみ※」は、生ごみ等の臭気対策・排水対策が必要となり、施設整備に係るコストが大きくなると見込まれるため、新広域ごみ処理施設へ直接搬入する計画としています。

また資源化する上で選別等の前処理が必要となる「カン・金属（小型家電含む）」、「ペットボトル」も、中間置場の作業の簡素化や最低限の人員配置とすることを考慮して、新広域ごみ処理施設への直接搬入となります。

※令和3年度以降、「燃えるごみ」から「燃やすごみ」に名称が変更になります。

表 3-4 中間置場に搬入するごみ

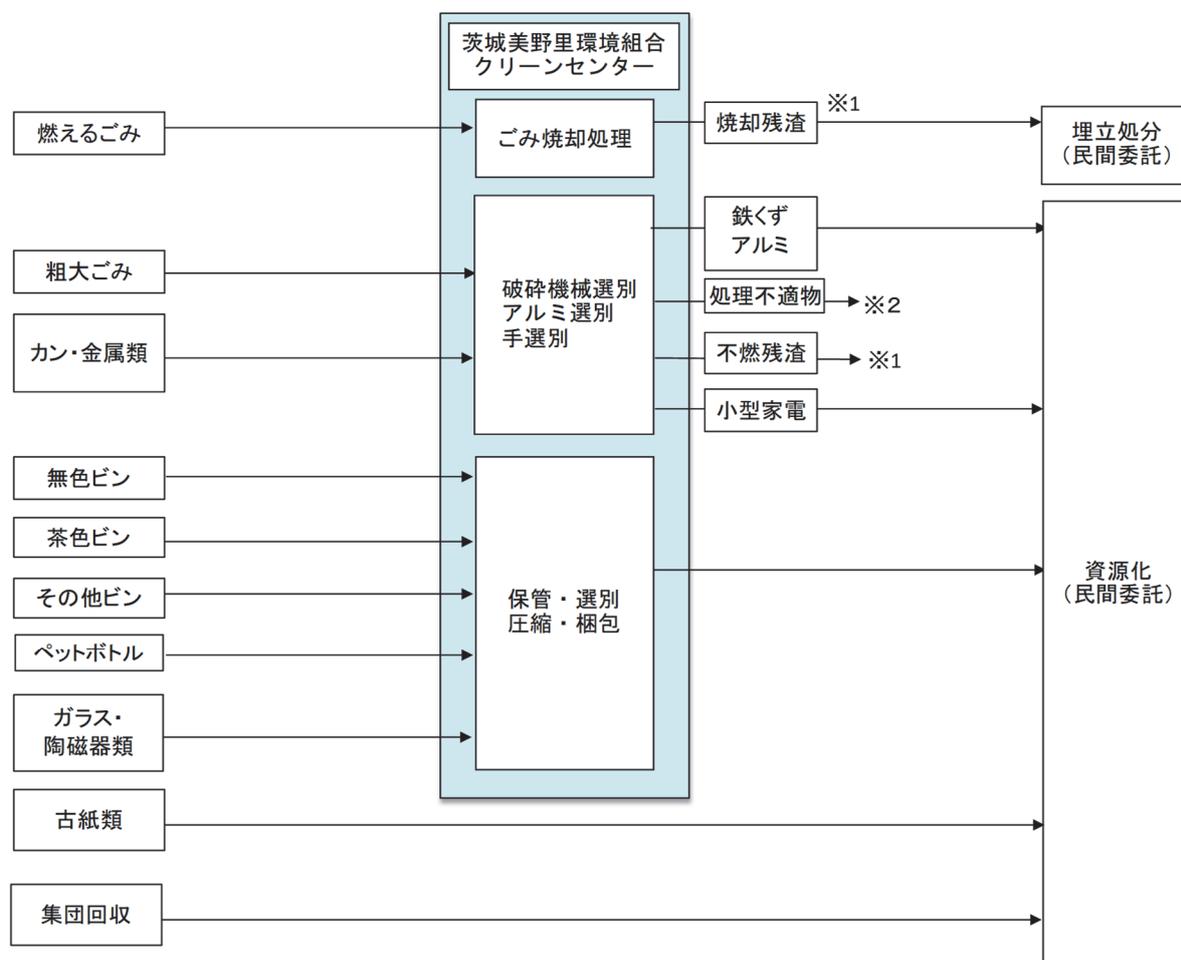
項目	内容
ガラス・陶磁器類	板ガラス、強化ガラス、耐熱ガラス、コップ、陶器類
粗大ごみ	家具、畳、布団、自転車等
草木類	剪定枝や草等
紙類	新聞紙、チラシ、雑誌、段ボール、紙パック、その他容器等
古布	古着類、カーテン、シーツ、布団カバー等
びん類	無色びん、茶色びん、その他びん
その他	蛍光灯、電球、水銀体温計、乾電池、使い捨てライター

出典：中間置場の整備・運営に係る基本計画 概要版

## 3.1.2 ごみ処理フロー（令和2年度まで）

家庭および事業所より分別排出されたごみは、茨城美野里環境組合クリーンセンターに搬入され、焼却処理、破碎機械選別、圧縮・梱包等の中間処理を行っています。中間処理によって回収された鉄くずやアルミ、小型家電、ビン類、ペットボトル等は、民間の業者に売却し、資源化を行っています。古紙類および集団回収によって回収された資源は、茨城美野里環境組合クリーンセンターを介さずに、民間事業者へ直接売却し、資源化を行っています。焼却処理後に発生する焼却残渣や不燃残渣は民間の最終処分場で埋立処分され、中間処理が困難な処理不適合物はごみの種類に応じて適正に処分されます。

図 3-3 に本町のごみ処理フローを示します。



※1 焼却残渣および不燃残渣は、埋立処分されます。

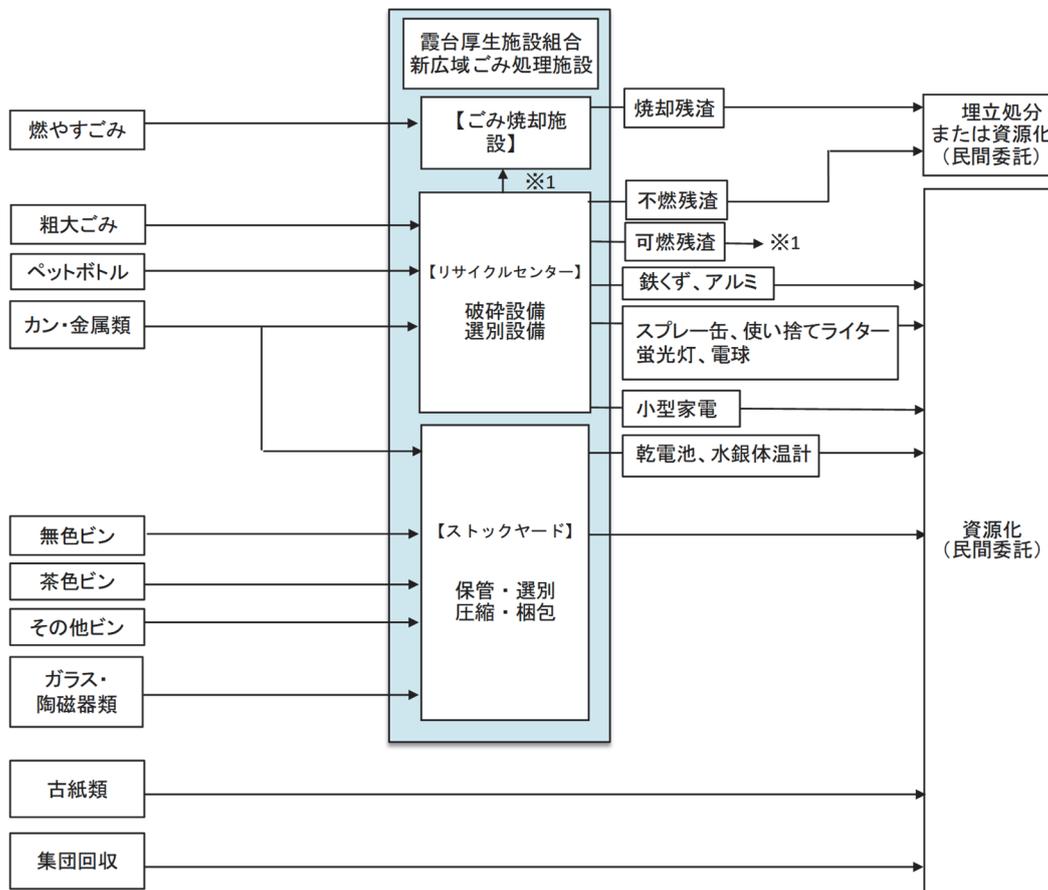
※2 処理不適合物はごみの種類に応じて、適正に処分されます。

図 3-3 本町のごみ処理フロー

3.1.3 ごみ処理フロー（令和3年度以降）

令和3年度からは霞台厚生施設組合の新広域ごみ処理施設において、本町、石岡市、小美玉市、かすみがうら市の4市町のごみを処理します。また、焼却処理後に回収される焼却灰は、民間事業者へ溶融処理を委託するなどして資源化する予定です。

図 3-4 に新広域ごみ処理施設のごみ処理フローを示します。



※1 破碎選別後の可燃残渣は焼却処理されます。

図 3-4 新広域ごみ処理施設の稼働後のごみ処理フロー

## 3.1.4 ごみ処理体制

## (1) 茨城美野里環境組合クリーンセンターのごみ処理手数料

本町では燃えるごみと粗大ごみおよび直接搬入ごみに対して手数料を設定し、有料化をしています。

表 3-5 に茨城美野里環境組合クリーンセンターのごみ処理手数料を示します。

表 3-5 茨城美野里環境組合クリーンセンターのごみ処理手数料

収集品目		処理手数料
収集ごみ	燃えるごみ	30ℓ袋 150 円 (10 枚入り)
	(燃やすごみ)	45ℓ袋 200 円 (10 枚入り)
	粗大ごみ	500 円 (粗大ごみシール券 5 枚入り)
直接搬入ごみ	事業系	10kg につき 200 円
	家庭系	10kg につき 100 円

## (2) 収集・運搬体系

本町では、平成 21 年度よりビン類およびガラス・陶磁器類の分別を開始し、現在 9 つの収集区分でステーション方式によりごみを収集しています。

表 3-6 に本町の収集・運搬の体系を示します。

表 3-6 収集・運搬の体系

分別の種類	代表的なごみ	収集容器	注意点	収集方法	収集回数	収集主体
燃えるごみ*	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙くず、貝がら、ゴム類、木くず、古衣類、皮革類、紙おむつ、生ごみ、プラスチック類、発泡スチロール、アルミはく、草花類、ディスク（CD、DVD、BD）など</li> </ul>	<p>指定袋</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ じゅうたん、マットレスなどは1m以下に切断し、ごみの量に応じた指定袋を付ける。</li> <li>➢ 布団は、丸めてひもで縛って、ごみの量に応じた指定袋を付ける。</li> <li>➢ 指定袋以外の袋に入れた場合は収集しない。</li> <li>➢ タバコの吸いがらは、完全に消してから出す。</li> <li>➢ 生ごみは水を切って出す。</li> </ul>	ステーション方式	週2回	業者委託
カン・金属類	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 空きカン、乾電池、小型家電、傘、金属製調理器具、蛍光管、電球、ライター、金属ハンガー、スプレー缶、かがみ など</li> </ul>	<p>コンテナ</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ コンテナにバラで入れ、決められた日に出す（袋などに入れたものは収集しない）。</li> <li>➢ ガス缶、スプレー缶は完全に使い切って、穴を開けてガスを抜いてから出す。</li> <li>➢ 使い捨てライターは、ガスを完全に使い切ってから出す。</li> <li>➢ 針金類は20cm以下に切断してから出す。</li> <li>➢ 釘、縫い針類は、スチール缶へ入れて出す。</li> </ul>	ステーション方式	月2回～3回	業者委託
ペットボトル	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 清涼飲料、しょうゆ等の調味料、酒類、乳飲料のペットボトル</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ペットボトルだけをコンテナに入れて出す。</li> <li>➢ コンテナ以外に入れた場合には収集しない。</li> <li>➢ キャップとラベルをはずし、容器の中心はすべて取り除いて、水で軽くゆすいで出す。</li> <li>➢ はずしたキャップ、ラベルは「燃えるごみ」で出す。</li> </ul>		月2回	

3. ごみ処理基本計画

分別の種類	代表的なごみ	収集容器	注意点	収集方法	収集回数	収集主体
無色ビン	➢ 牛乳びん、無色の一升びん	コンテナ 	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 軽くゆすいで出す。</li> <li>➢ 金属製のキャップは「カン・金属類」へ、プラスチック製のキャップは「燃えるごみ」に出す。</li> <li>➢ ビンのラベルをはがす必要はなし。</li> <li>➢ 完全に分別（ビンの色分け）する。</li> <li>➢ コップ、板ガラスなど、ビン以外のものは入れない。</li> </ul> <p>＜留意事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※無色に見えてもうすく色が付いているビンは、「その他ビン」</li> <li>※すりガラス状のビンで口元が無色透明なものは、「無色ビン」</li> <li>※ブランドナーや化粧品などの容器に使われる陶製のビンは、「ガラス・陶磁器類」になる。</li> <li>※割れていてもそれぞれに分別して出す。</li> </ul>	ステーション方式	隔月 1 回	業者委託
茶色ビン	➢ ビールびん、栄養ドリンクなど					
その他ビン	➢ 青、緑、黒色のびん など					
ガラス・陶磁器類	➢ 茶わん、せともの、花ビン、コップ、ガラス、ほ乳ビンなど					
粗大ごみ	➢ ガスレンジ、ファンヒーター、そうじ機、自転車、ストーブ、せん風機、ラジカセ、照明器具 など	シール券 			月 2 回～3 回	業者委託
古紙類	➢ 新聞、チラシ、雑誌、段ボール	ひも・紙袋	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 新聞、チラシ、雑誌、段ボールの 4 品目に分けて出す<sup>*3</sup>。</li> </ul>	ステーション方式 <sup>*2</sup>	月 2 回	業者委託

\*1 令和3年度以降、「燃えるごみ」から「燃やすごみ」に名称が変更になります。

\*2 令和3年度以降、戸別収集導入の検討を進めます。

\*3 令和3年度以降、新聞・チラシ、雑誌、段ボールの3品目となります。

## (3) ごみ集積所

ごみ集積所は町内に 500 箇所以上設置されており、自治会や設置者などの協力により管理されています。

本町では、地区ごとの事情に応じてプレハブ集積所やボックス集積所等を設置しています。

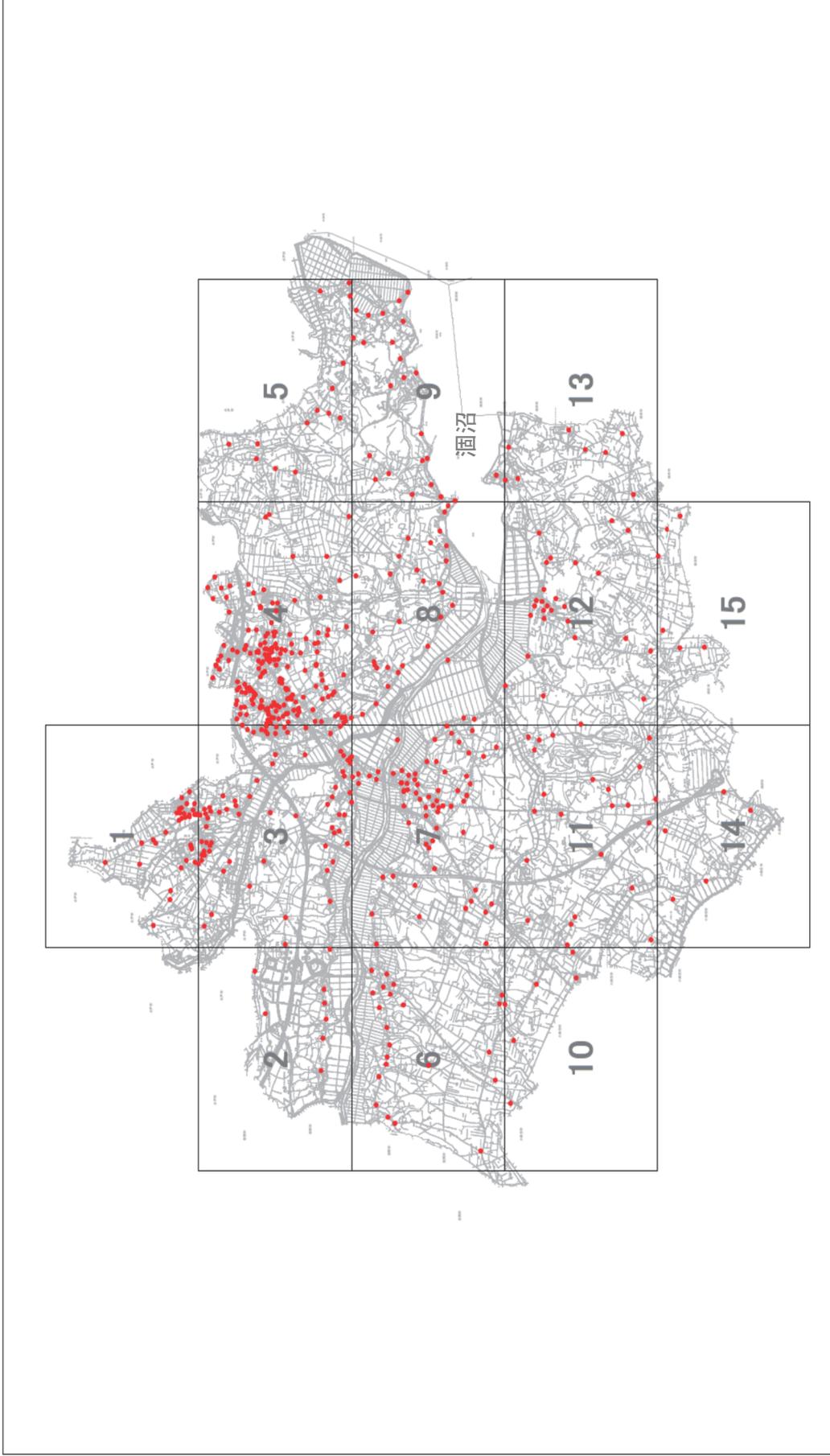
本町のごみ集積所の設置数を表 3-7 に、集積所の位置図を図 3-5 に示します。

表 3-7 地区別ごみ集積所設置数

地区	設置数 (ヶ所)	地区	設置数 (ヶ所)
長岡	152	秋葉	4
谷田部	6	南島田	2
小鶴	22	神谷	4
前田	38	鳥羽田	10
大戸	27	生井沢	2
馬渡	2	下雨ヶ谷	1
近藤	2	上雨ヶ谷	2
常井	5	下座	1
木部	10	小幡	21
飯沼	1	小堤	19
上飯沼	7	駒場	10
下飯沼	3	神宿	1
下土師	5	海老沢	12
奥谷	19	城之内	5
越安	4	宮ヶ崎	14
蕎麦原	1	網掛	9
駒渡	3	上石崎	36
野曾	5	中石崎	13
南栗崎	1	下石崎	16
南川又	1	若宮	7
桜の郷	32	合計	535

資料：平成 30 年度 茨城町ごみ集積所台帳作成業務委託報告書

茨城町ごみ集積所 全体位置図



資料：平成30年度 茨城町ごみ集積所台帳作成業務委託報告書

図 3-5 本町のごみ集積所 全体位置図

## (4) 中間処理

## 1) 茨城美野里環境組合クリーンセンター（令和2年度まで）

本町では、ごみの処理を茨城美野里環境組合クリーンセンターで行っています。当センターのごみ焼却処理施設および粗大ごみ処理施設は、竣工から 33 年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。表 3-8 に中間処理施設の概要を示します。

表 3-8 中間処理施設の概要（令和2年度まで）

項目	茨城美野里環境組合	
施設名	茨城美野里環境組合クリーンセンター	
		
所在地	小美玉市堅倉 1725 番地 2	
ごみ焼却施設		
処理能力	105t/24h (52.5t/24h × 2 基)	
処理方式	ストーカ式	
竣工	昭和 61 年 3 月	
不燃物処理施設		
処理能力	30t/5h	
処理方式	破碎、選別	
竣工	昭和 61 年 3 月	
ペットボトル圧縮梱包施設		
処理能力	200kg/h	
処理方式	全自動	
竣工	平成 12 年 3 月	
アルミ選別機		
処理能力	15t/5h	
処理方式	選別	
竣工	平成 8 年 6 月	
保管施設		
処理能力	972.65 m <sup>2</sup>	
処理方式	鉄筋コンクリート造	
竣工	平成 10 年 3 月 (平成 12 年 3 月増設)	

## 2) 新広域ごみ処理施設（令和3年度以降）

ごみ処理広域化後、直接資源化している古紙類を除く本町のごみは、霞台厚生施設組合の新広域ごみ処理施設で処理します。可燃ごみは当施設にて焼却処理します。焼却残渣（主灰、飛灰）は溶融して資源化することを検討しています。

また、資源ごみや粗大ごみなどはマテリアルリサイクル推進施設において、破碎、選別、圧縮、梱包等を行い、処理対象物の資源化および減量化・減容化を図ります。

表 3-9 に中間処理施設の概要を示します。

表 3-9 中間処理施設の概要（令和3年度以降）

項目	霞台厚生施設組合	
施設名	（仮称）新広域ごみ処理施設 	
所在地	小美玉市高崎 1824 番地 399 ほか	
エネルギー回収型廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）		
処理能力	215t/日	
処理方式	ストーカ式	
竣工	令和3年度	
マテリアルリサイクル推進施設（不燃物処理施設）		
処理能力	22t/日	
処理方式	破碎・選別・圧縮・梱包	
竣工	令和3年度	

## (5) 最終処分（現状・新広域ごみ処理施設稼働後）

本町は、最終処分場を有していないため、焼却灰および不燃残渣等を民間の最終処分場に搬出して最終処分しています。また、広域化後も民間事業者への埋立処分や資源化を委託する予定です。

## 3.1.5 ごみの排出量

## (1) ごみ排出量の推移

表 3-10 および図 3-6 に本町のごみ排出量の推移を示します。

本町のごみの総排出量は、年間 9.7～10.9 千 t で年々増加しています。家庭系ごみの排出量は、平成 25 年度以降、ほぼ横ばいとなっています。事業系ごみの排出量は、平成 25 年度以降に継続的な増加傾向が見られますが、平成 30 年度は減少に転じています。

表 3-10 本町のごみ排出量の推移 (t/年)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
家庭系ごみ 排出量	7,823	7,537	7,648	7,568	7,546	7,615
事業系ごみ 排出量	1,872	2,489	2,795	2,968	3,213	2,811
集団回収量	50	134	72	57	38	485
総排出量	9,744	10,160	10,515	10,593	10,797	10,911

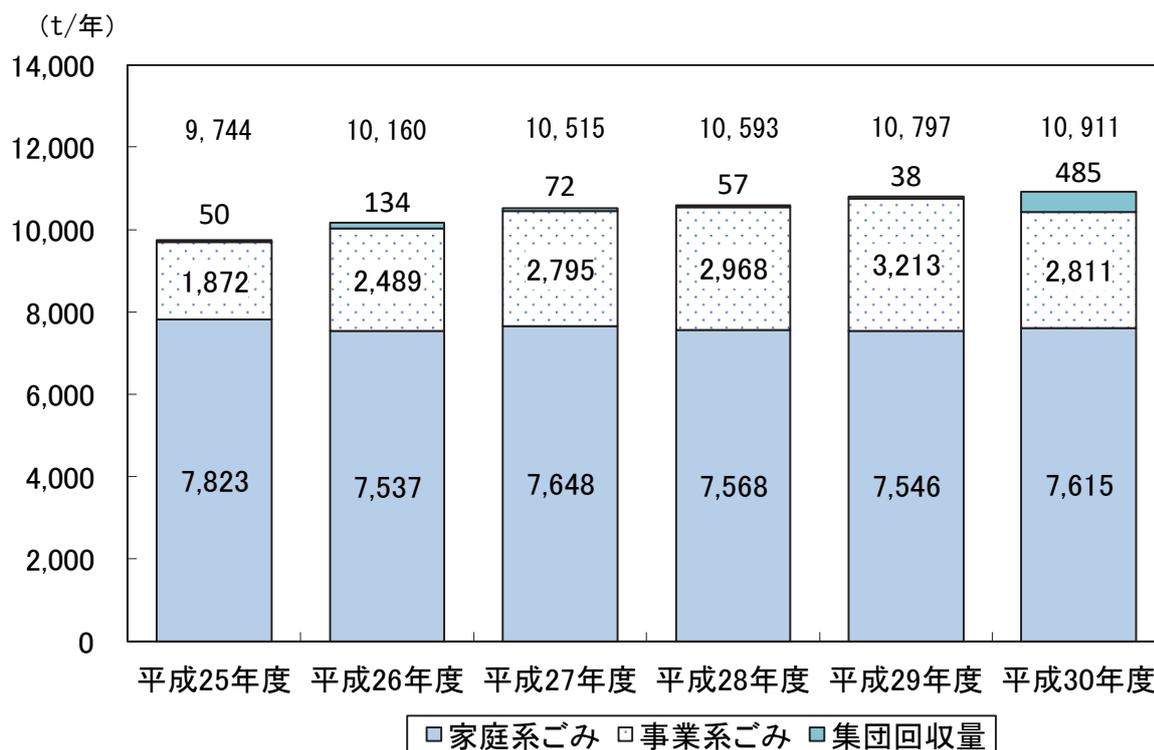


図 3-6 本町のごみ排出量の推移

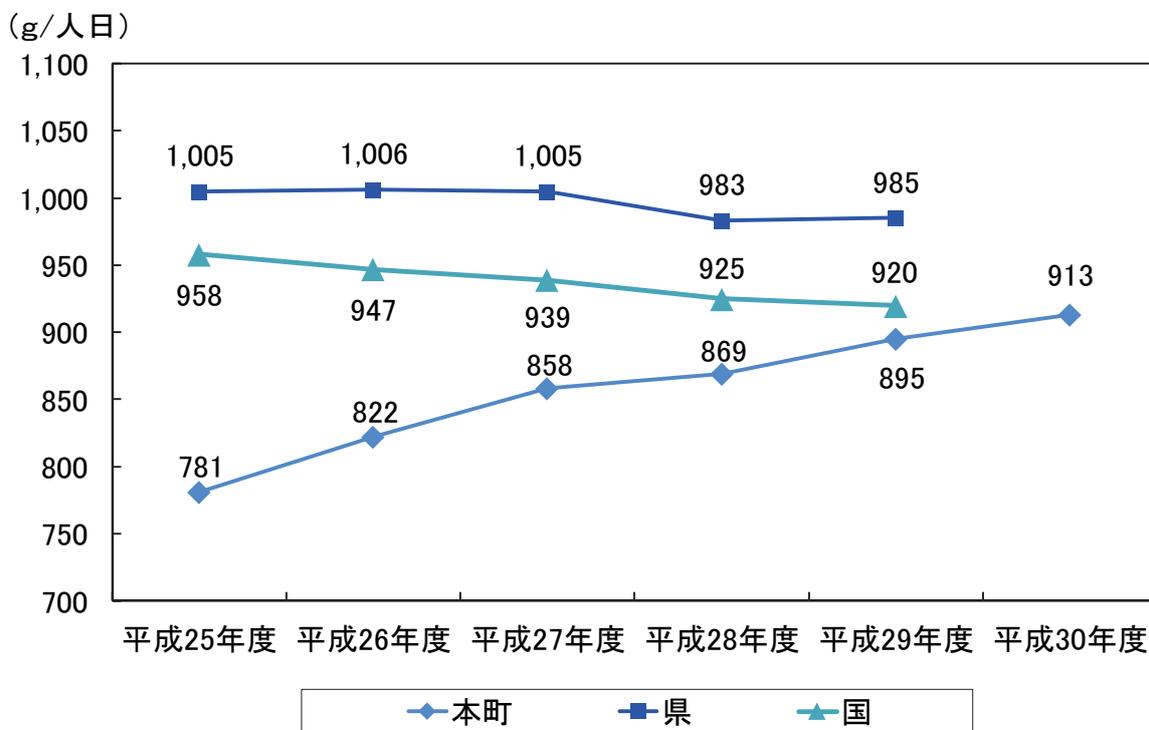
## (2) 本町、県、国の一人一日あたりのごみ排出量の比較

表 3-11 および図 3-7 に本町、県、国の一人一日あたりのごみ排出量の推移を示します。

本町の一人一日あたりごみ排出量は、県や国と比較すると低い値ですが、平成 25 年度から平成 30 年度にかけて年々増加傾向にあります。

表 3-11 本町、県、国の一人一日あたりのごみ排出量の推移 (g/人日)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
本町	781	822	858	869	895	913
県	1,005	1,006	1,005	983	985	-
国	958	947	939	925	920	-



※：県、国の値は、環境省一般廃棄物処理実態調査結果を引用しました。

※：平成 30 年度の県、国の結果は環境省一般廃棄物実態調査結果が公表されていないため記載していません。

図 3-7 本町、県、国の一人一日あたりのごみ排出量の推移

## (3) 本町、県、国の一人一日あたりの家庭系ごみ排出量の比較

表 3-12 および図 3-8 に本町、県、国の一人一日あたりのごみ排出量の推移を示します。

本町の一人一日あたり家庭系ごみ排出量は、県、国と比較して低い値ですが、平成 26 年度以降増加傾向にあり、平成 30 年度は 637g/人・日で、平成 26 年度と比較して 27g/人・日増加しています。

表 3-12 本町、県、国の一人一日あたりの家庭系ごみ排出量の推移 (g/人日)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
本町	627	610	624	621	626	637
県	736	721	723	708	705	-
国	678	668	660	646	641	-

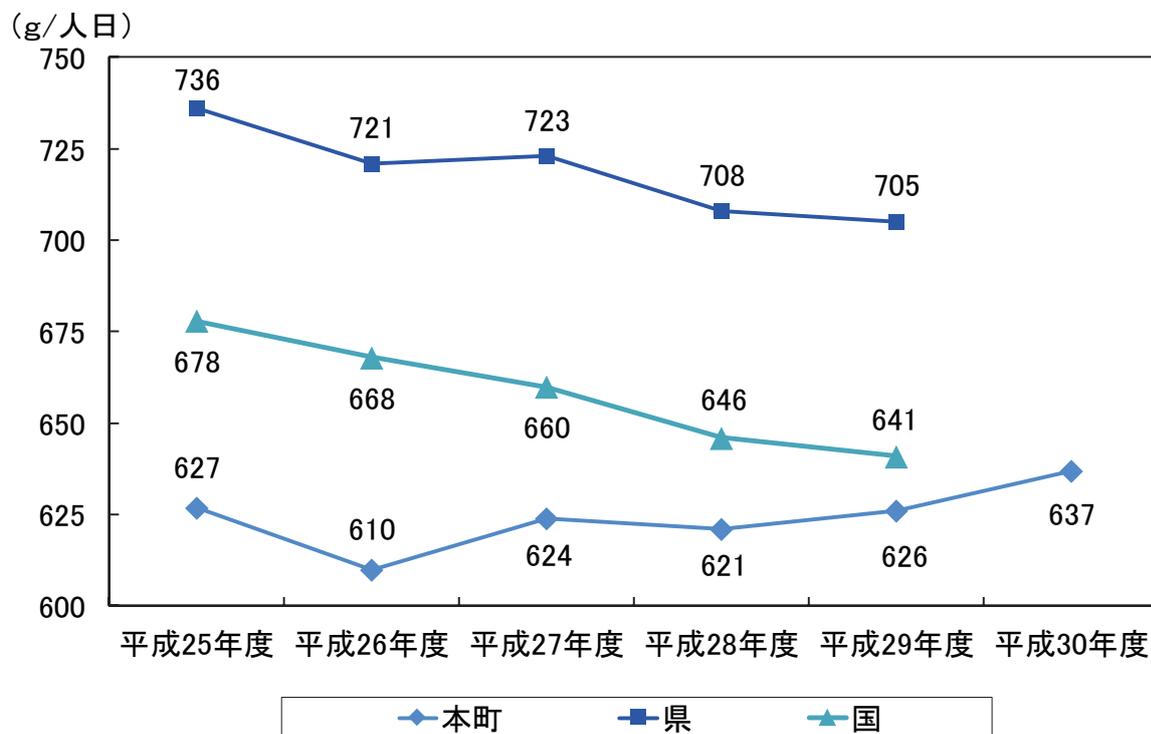


図 3-8 本町、県、国の一人一日あたりの家庭系ごみ排出量の推移

(4) ごみの性状

図 3-9 および表 3-13 に茨城美野里環境組合クリーンセンターへ搬入された燃えるごみのごみ質分析結果を示します。

茨城美野里環境組合クリーンセンターに搬入された燃えるごみの割合は、紙、布類の割合が43%～56%程度と多く、燃えるごみ中に資源化可能な紙・布類が含まれていることが考えられます。

また、ごみの三成分組成では、水分が約37%～50%の値を示しています。

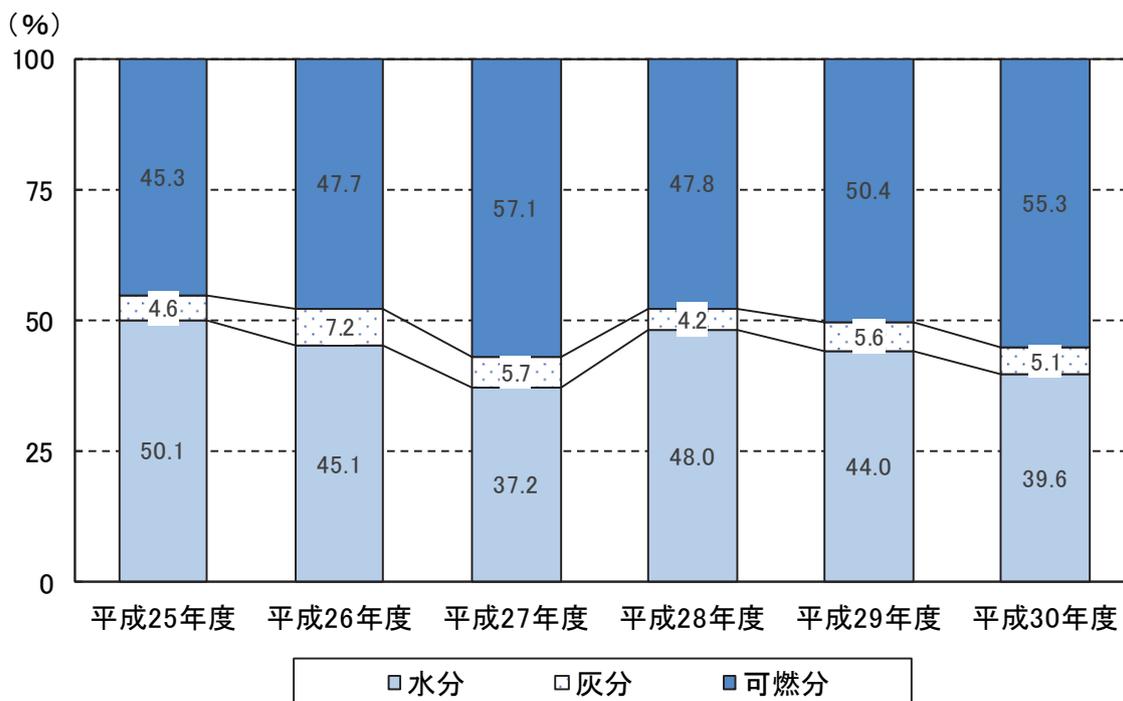
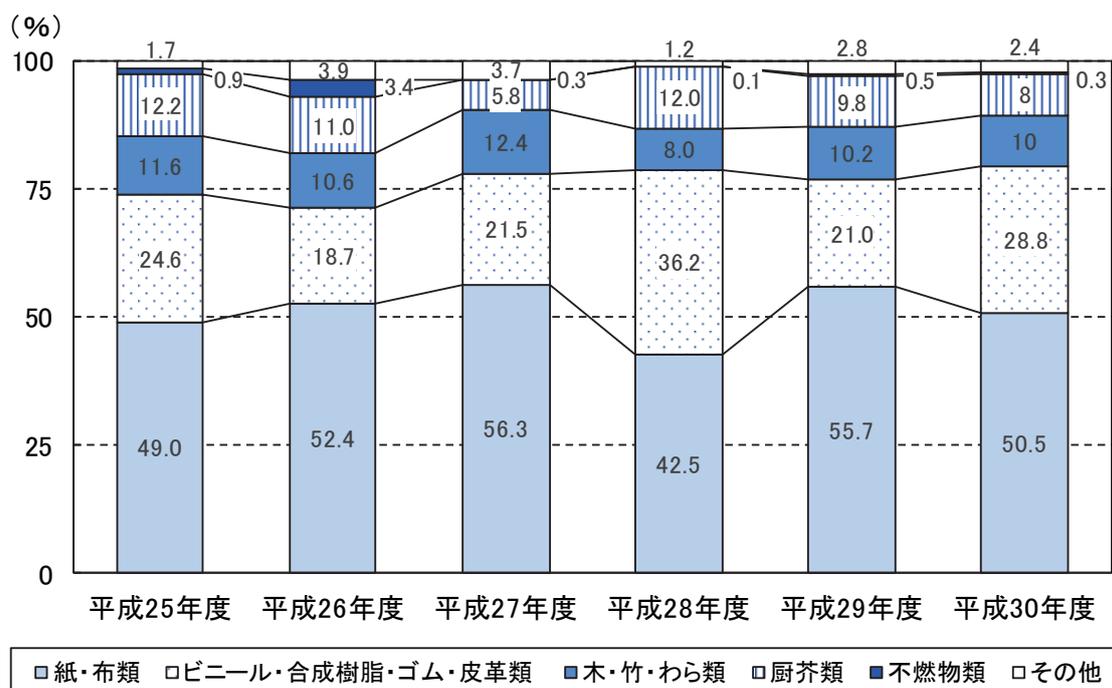


図 3-9 茨城美野里環境組合クリーンセンターへ搬入された可燃ごみのごみ質分析結果

表 3-13 茨城美野里環境組合クリーンセンターへ搬入された可燃ごみのごみ質分析結果

区分	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
測定回数	回	4	4	4	4	4	4
種類 組成	紙・布類	49.0	52.4	56.3	42.5	55.7	50.5
	ビニール・ 合成樹脂・ ゴム・ 皮革類	24.6	18.7	21.5	36.2	21.0	28.8
	木・竹・ わら類	11.6	10.6	12.4	8.0	10.2	10
	厨芥類 (生ごみ)	12.2	11.0	5.8	12.0	9.8	8
	不燃物類	0.9	3.4	0.3	0.1	0.5	0.3
	その他	1.7	3.9	3.7	1.2	2.8	2.4
3成分	水分	50.1	45.1	37.2	48.0	44.0	39.6
	灰分	4.6	7.2	5.7	4.2	5.6	5.1
	可燃分	45.3	47.7	57.1	47.8	50.4	55.3
単位体積重量	kg /m <sup>3</sup>	178	281	206	197	249	213.8
低位発熱量 (計算値)	Kcal /kg	7,270	7,845	9,805	7,788	8,385	9,440

※：測定値は各年度の平均値である。

※：その他とは5mmのふるいを通過したもの等。

## (5) 焼却処理量の実績

表 3-14 および図 3-10 に本町の焼却処理量を示します。

本町の焼却処理量は、約 8,400~9,000t で推移しており、平成 25 年度以降ごみ排出量の増加に伴い、焼却処理量も増加しています。

表 3-14 本町の焼却処理量 (t/年)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
焼却処理量	8,517	8,397	8,712	8,750	8,865	8,967

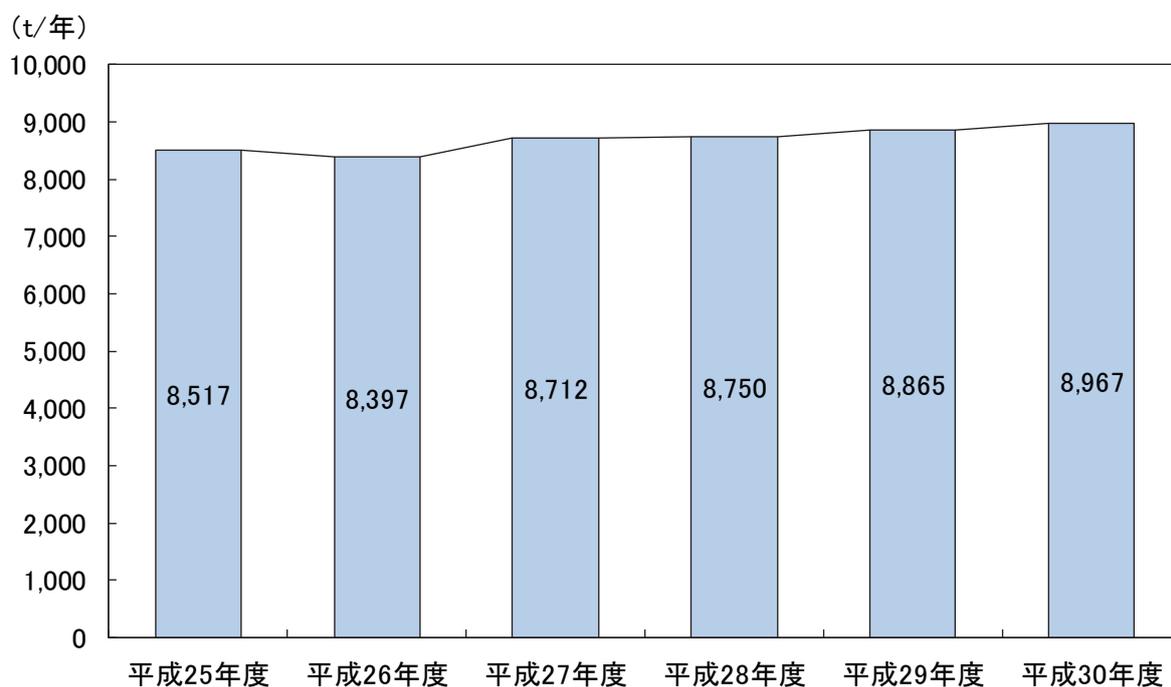


図 3-10 本町の焼却処理量

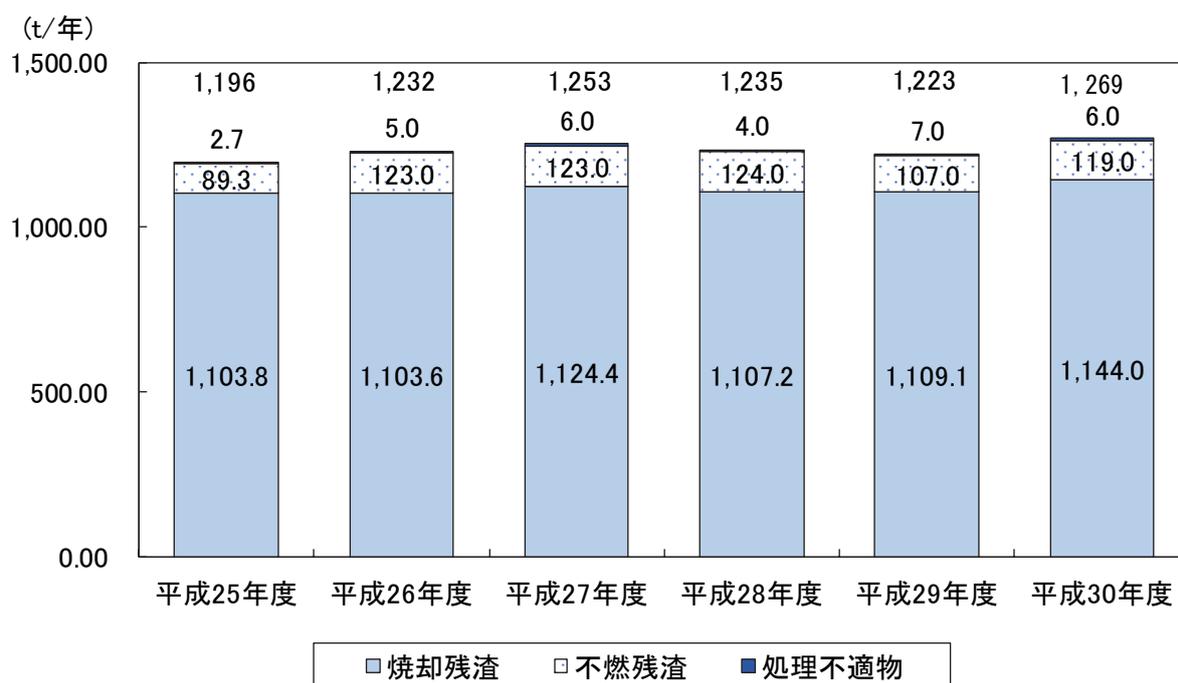
## (6) 最終処分量の推移

表 3-15 および図 3-11 に本町の最終処分量の推移を示します。

本町の最終処分量は、平成 26 年度から平成 30 年度までほぼ横ばいで推移しています。一方、焼却処理量の増加に伴い焼却残渣の量は年々増加傾向にあります。

表 3-15 本町の最終処分量の推移 (t/年)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
最終処分量	1,196	1,232	1,253	1,235	1,223	1,269



- ※ 不燃残渣とは、不燃ごみから可燃物、資源物を回収・除去したものです。  
 ※ 処理不適物とは、可燃ごみや不燃ごみ中の鉄板や機械部品、鉄塊等をいいます。

図 3-11 本町の最終処分量の推移

## 3.1.6 資源化量および資源化率の推移

## (1) 資源化量の推移

表 3-16 および図 3-12 に本町の資源化量の推移を示します。

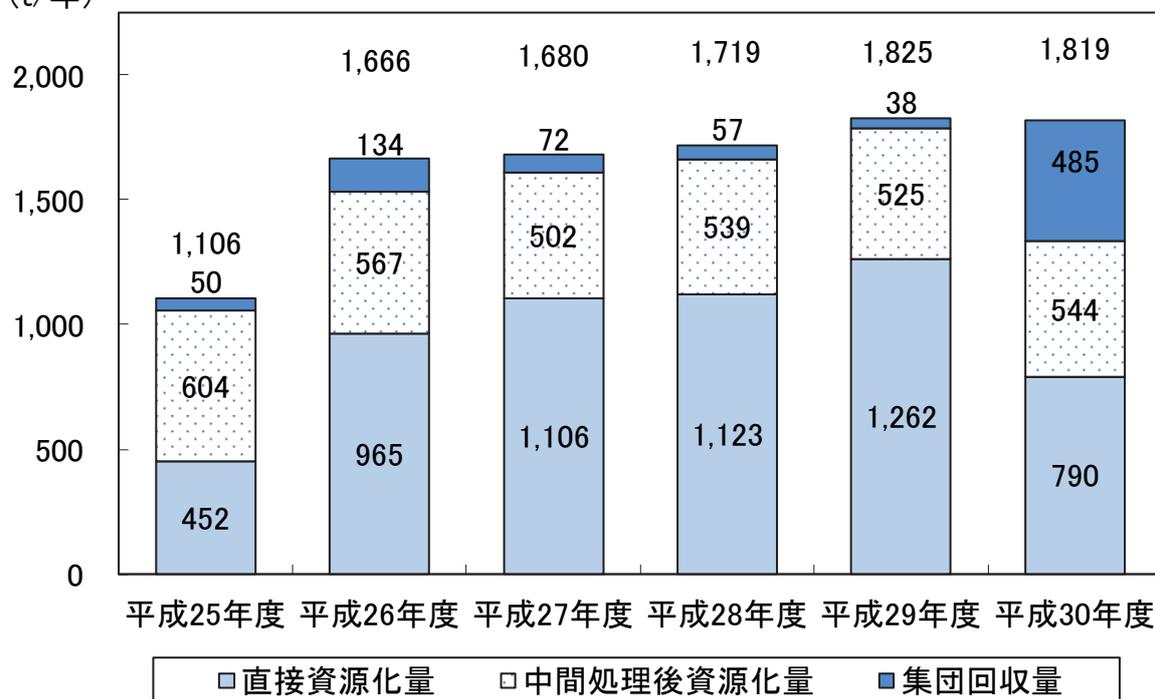
本町の資源化量は、平成 25 年度以降、約 1,100～1,800t/年で推移しています。平成 25 年度より古紙類の分別回収を開始した結果、平成 26 年度以降の資源化量が増加しています。

また、本町は平成 26 年度より店頭のリサイクルボックス等で回収される資源物の回収量調査を行っています。平成 30 年度は集計方法を精査した結果、平成 30 年度の区分の割合は過年度と相違が生じています。

表 3-16 本町の資源化量の推移 (t/年)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
直接資源化量	452	965	1,106	1,123	1,262	790
中間処理後資源化量	604	567	502	539	525	544
集団回収量	50	134	72	57	38	485
資源化量	1,106	1,666	1,680	1,719	1,825	1,819

(t/年)



※ 集団回収量は、小・中学校、エコ・ショップ等で回収された資源ごみを含みます。

※ 平成 30 年度の集団回収量には、店頭のリサイクルボックス等で回収された資源物量を含みます。

図 3-12 本町の資源化量の推移

## (2) 資源化率の推移

## 1) 本町、県、国の資源化率の比較

表 3-17 および図 3-13 に本町、県、国の資源化率の推移を示します。

本町の資源化率は、古紙類の分別回収を開始した平成 26 年度以降、16.0～16.9%で推移しています。

表 3-17 本町、県、国の資源化率の推移 (%)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
本町	11.3	16.4	16.0	16.2	16.9	16.7
県	22.0	22.8	22.8	22.3	22.8	-
国	20.6	20.6	20.4	20.3	20.2	-

※ 資源化率 (%) = (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) / (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100

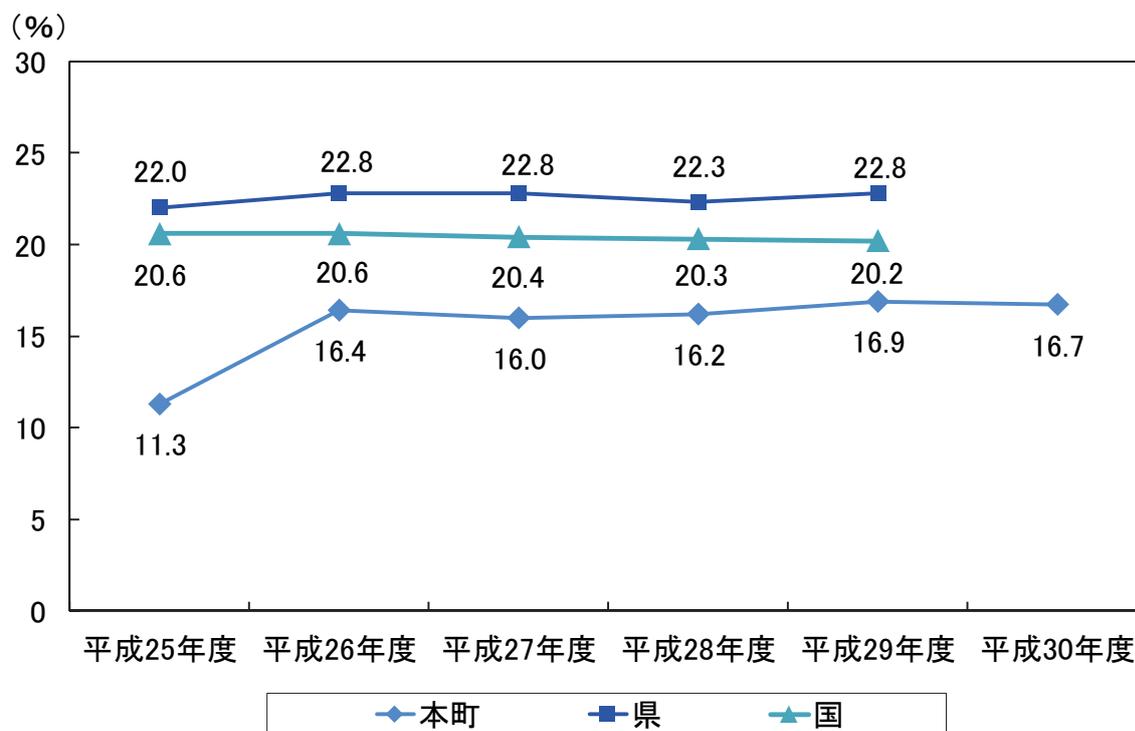


図 3-13 本町、県、国の資源化率の推移

## 2) 直接資源化量、中間処理後資源化量、集団回収量の資源化率の推移

表 3-18 および図 3-14 に直接資源化量、中間処理後資源化量、集団回収量の資源化率の推移を示します。

直接資源化量の資源化率は、平成 25 年度以降、増加傾向で推移してきましたが、平成 30 年度は 7.2%と減少に転じました。

中間処理後資源化量の資源化率は、平成 25 年度の 6.2%をピークに平成 27 年度以降は 5.0%前後で推移しています。

集団回収量の資源化率は、平成 26 年度の 1.3%をピークに年々減少傾向にありましたが、平成 30 年度は 4.4%と増加に転じました。

表 3-18 直接資源化量、中間処理後資源化量、集団回収量の資源化率の推移 (%)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
直接資源化量	4.6	9.5	10.5	10.6	11.7	7.2
中間処理後資源化量	6.2	5.6	4.8	5.1	4.9	5.0
集団回収量	0.5	1.3	0.7	0.5	0.4	4.4

※平成 30 年度の集団回収量は、店頭のリサイクルボックス等で回収された資源物量を含む。

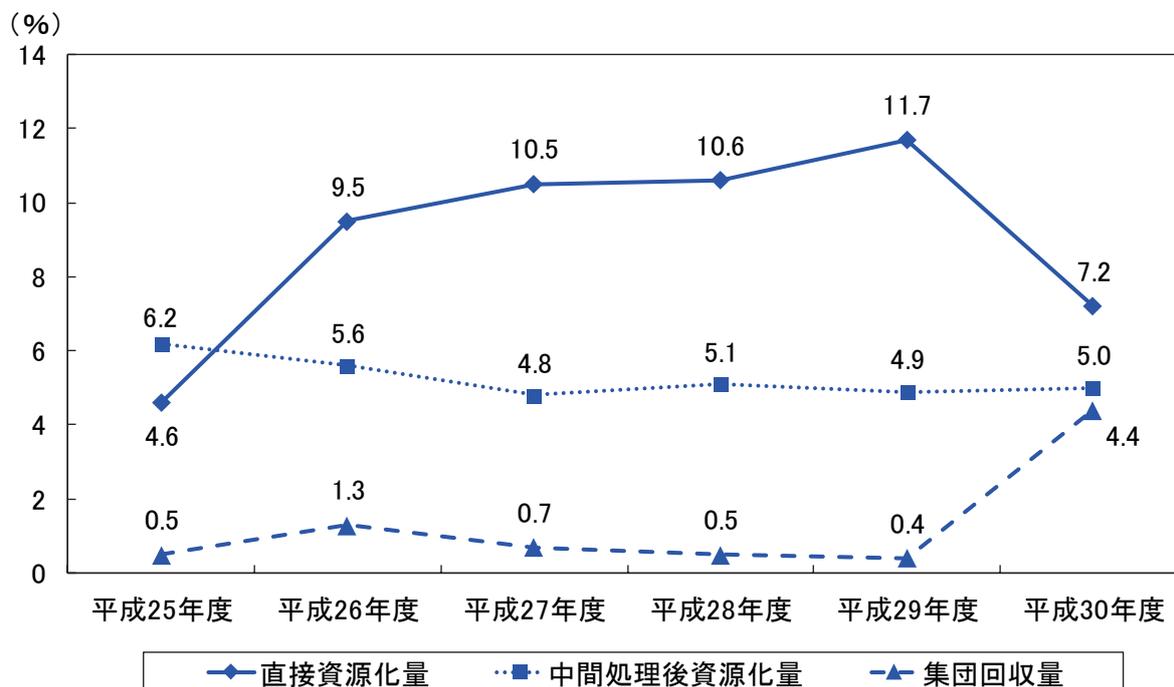


図 3-14 直接資源化量、中間処理後資源化量、集団回収量の資源化率の推移

## 3) 種類別の資源化率

表 3-19 および図 3-15 に種類別の資源化率の推移を示します。

平成 25 年度より古紙類の分別回収を開始した結果、平成 26 年度以降の資源化率が増加しています。

小型家電は、平成 25 年度～平成 27 年度はほぼ横ばいで推移していましたが、平成 28 年度以降は微増傾向にあります。

アルミおよびペットボトルは、平成 25 年度～平成 30 年度にかけてほぼ横ばいで推移しています。

ガラス・陶磁器類は、平成 25 年度の 1.0%をピークにその後は減少しています。

鉄くずは、平成 25 年度および平成 26 年度は 1.9%と高い資源化率ですが、平成 27 年度以降は 1.3%前後で推移しています。

表 3-19 種類別の資源化率の推移 (%)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
古紙類	4.0	8.9	9.6	10.0	10.6	7.0
ビン	2.5	2.2	2.1	2.2	2.1	2.0
小型家電	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3
アルミ	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2
ペットボトル	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
ガラス・陶磁器類	1.0	0.7	0.7	0.7	0.6	0.7
鉄くず	1.9	1.9	1.3	1.3	1.2	1.3

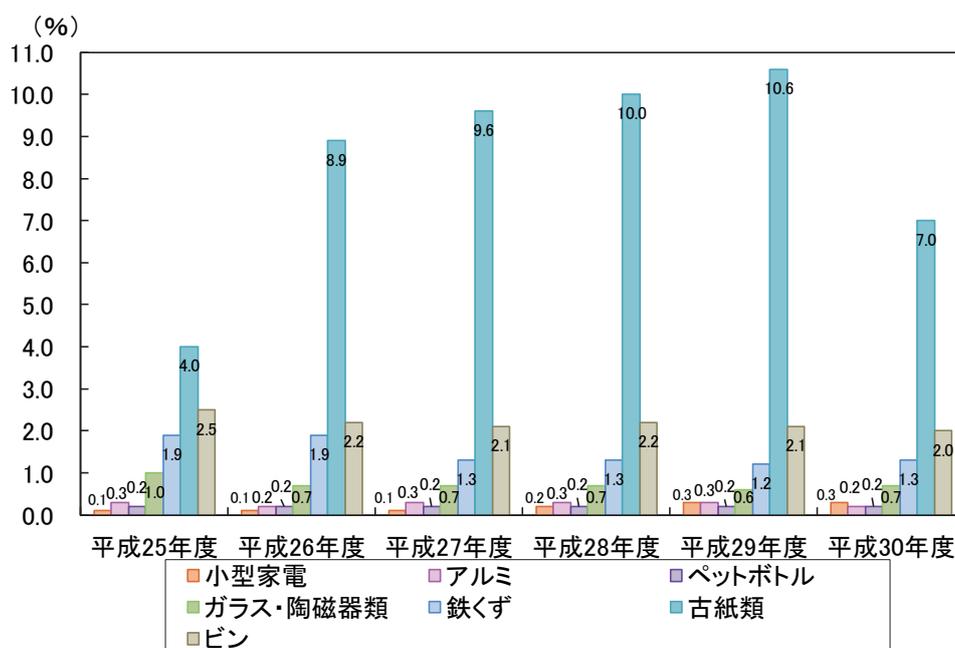


図 3-15 ビン以外の資源化率の推移

## 3.1.7 ごみ処理に係る費用の推移

図 3-16 にごみ処理に係る費用の推移を示します。

本町のごみ処理事業費の歳出は、平成 25 年度をピークとして、平成 26 年度以降は 2 億 2 千万円前後となっています。一人あたりごみ処理経費についても平成 25 年度をピークとして平成 27 年度まで減少傾向でしたが、平成 30 年度まで増加傾向です。

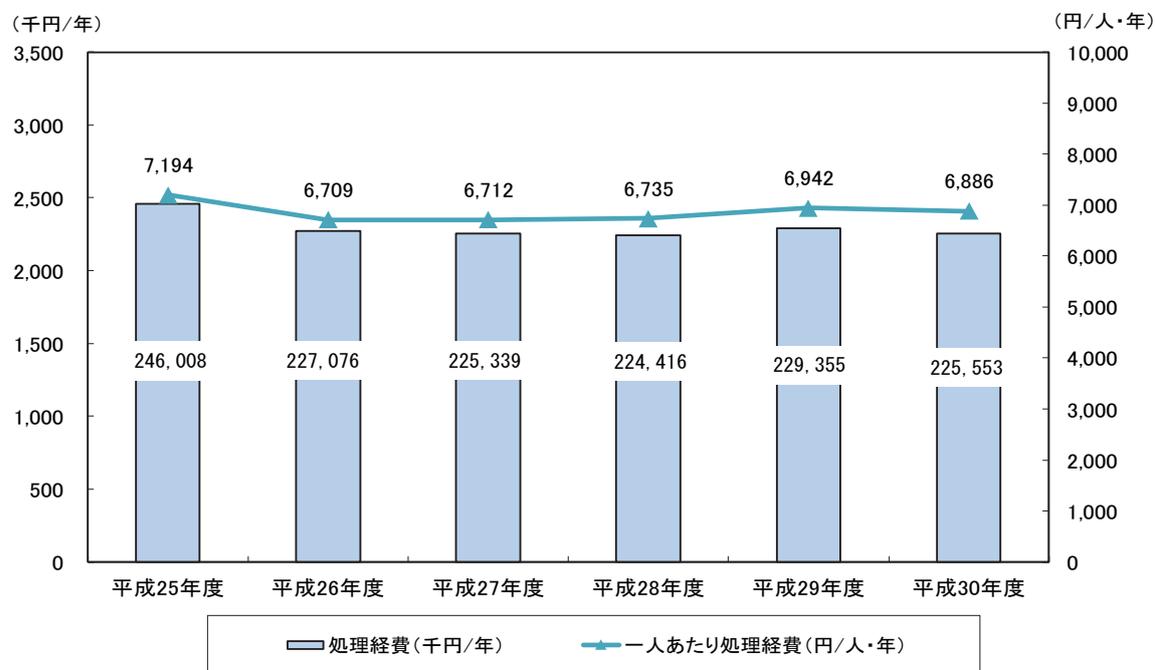


図 3-16 ごみ処理に係る費用の推移

## 3.1.8 温室効果ガス

表 3-20 および図 3-17 にごみ処理に伴う温室効果ガス排出量を示します。

ごみ t あたりの CO<sub>2</sub> 排出量は、平成 25 年度以降微減傾向を示しています。また、一人一日あたりの CO<sub>2</sub> 排出量は、焼却処理量の変動とともに微増傾向です。

表 3-20 ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量 (CO<sub>2</sub> 換算、燃料・電力およびごみ由来) (%)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ごみ排出量 (t/年)	9,744	10,160	10,515	10,593	10,797	10,911
焼却処理量 (t/年)	8,517	8,397	8,712	8,750	8,865	8,967
CO <sub>2</sub> 排出量 (t/年)	4,887	4,883	4,982	4,984	5,053	5,088
ごみ t あたり CO <sub>2</sub> 排出量 (kg/ごみ t)	574	582	572	570	570	567
一人一日あたり CO <sub>2</sub> 排出量 (g/人日)	392	395	405	410	419	426

※ ごみ t あたり CO<sub>2</sub> 排出量 = CO<sub>2</sub> 排出量 ÷ ごみ排出量

※ 一人一日あたり CO<sub>2</sub> 排出量 = CO<sub>2</sub> 排出量 ÷ 人口 ÷ 年間日数

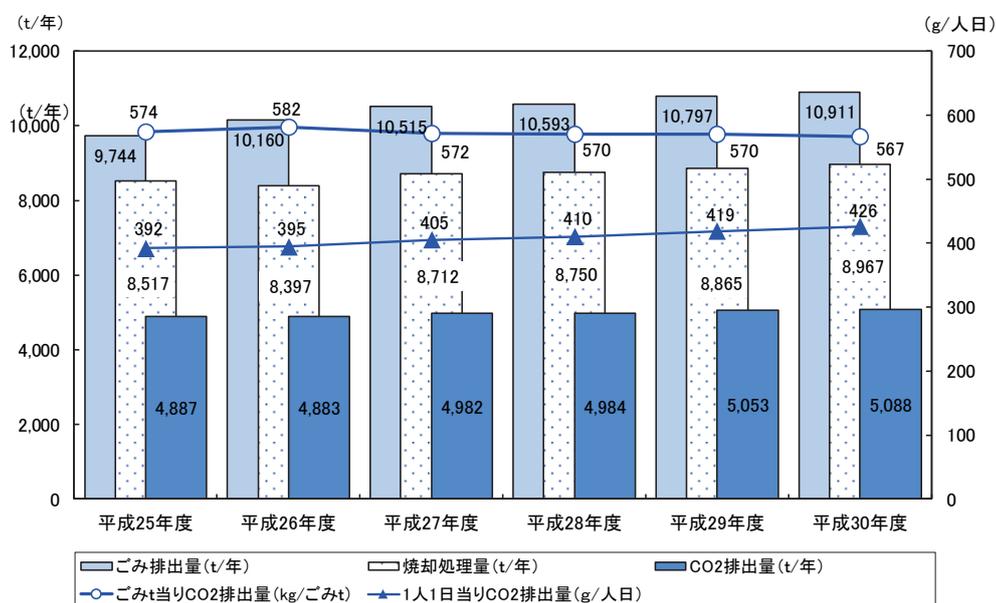


図 3-17 ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量 (CO<sub>2</sub> 換算、燃料・電力およびごみ由来)

## 3.2 近隣市町村の動向

## 3.2.1 一人一日あたりごみ排出量

図 3-18 に環境省の平成 29 年度一般廃棄物実態調査結果に基づく全国平均、県平均および県内全市町村の一人一日あたりごみ総排出量を示します。本町の平成 29 年度の一人一日あたりのごみ総排出量は 895 g/人・日であり、全国平均 920g/人・日および県平均 985g/人・日よりも少ない状況です。

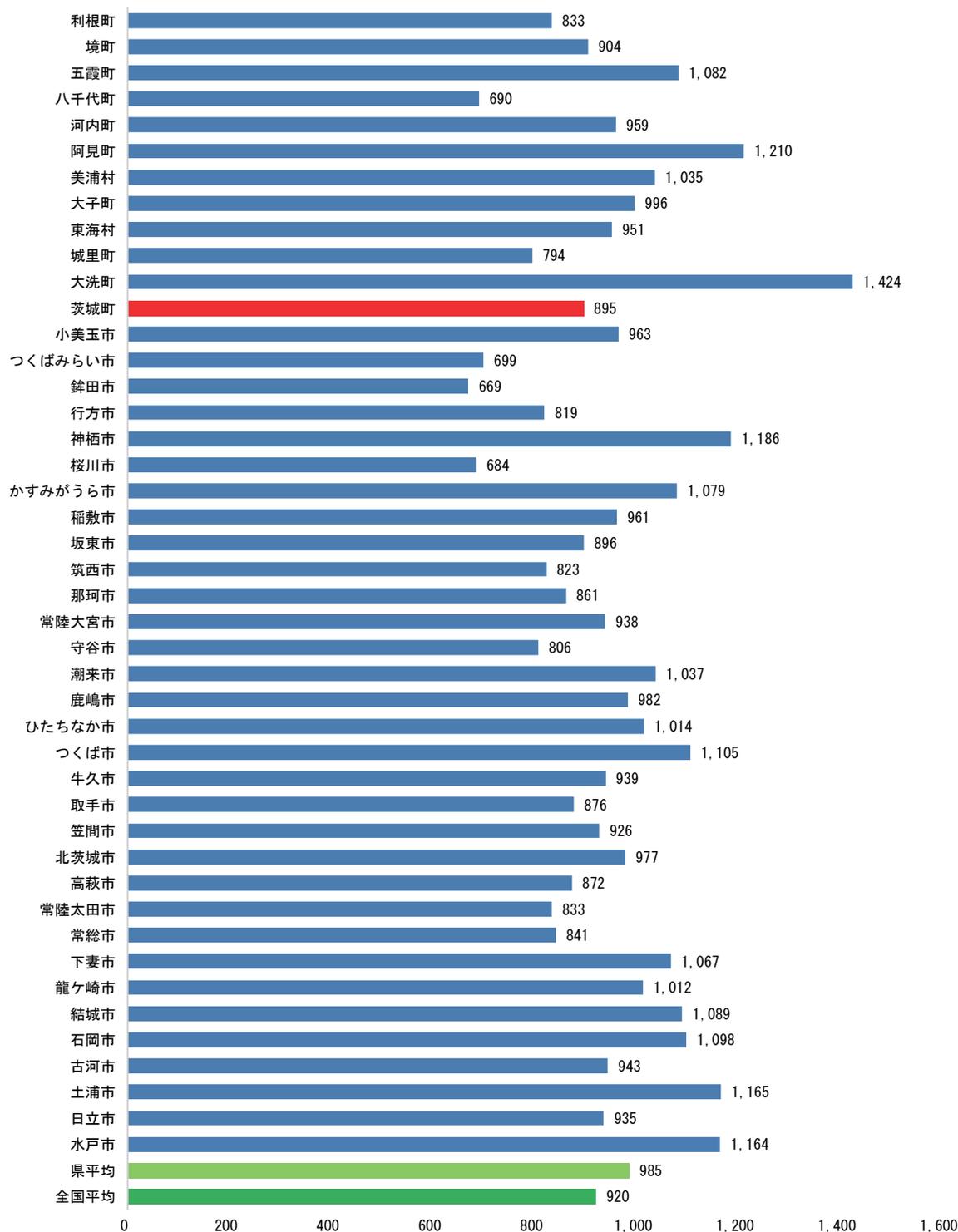


図 3-18 一人一日あたりごみ排出量（平成 29 年度一般廃棄物実態調査結果（環境省））

## 3.2.2 本町と類似市町村間のごみ処理の評価

本町におけるごみ処理の評価は、環境省の「一般廃棄物処理実態調査結果」で把握可能な項目を対象に、直近で公表されている平成 29 年度の実績値を比較して行います。また、比較する類似市町村は、本町を含む県内の 12 自治体を対象とします。

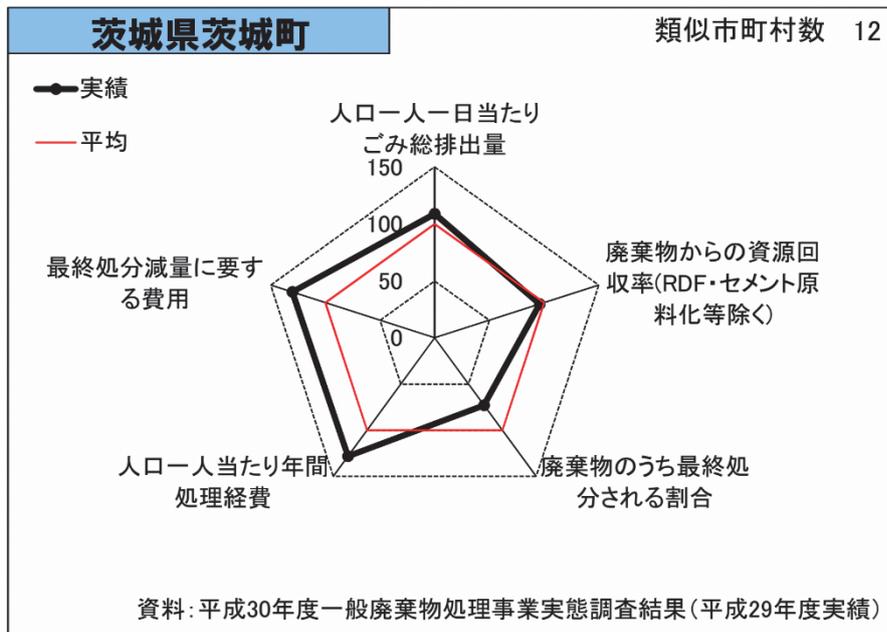
表 3-21 に一般廃棄物処理システム評価項目（指標）および指数の算出方法を、表 3-22 に本町および類似市町村の各評価項目の実績値を、図 3-19 に本町の一般廃棄物処理システム比較分析結果を示します。

表 3-21 標準的な評価項目（指標）の評価と指数の算出方法

評価項目	指数化方法	指数の見方
人口一人一日あたりのごみ排出量	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほどごみ総排出量は少なくなる
人口一人一日あたりの年間処理経費	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど一人あたり処理経費は少なくなる
廃棄物のうち最終処分される割合	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど最終処分される割合は小さくなる
最終処分減量に要する費用	$(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど費用対効果は高くなる
廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等を除き、溶融含む)	$\text{実績値} \div \text{平均値} \times 100$	指数が大きいほど資源回収率は高くなる

表 3-22 本町の類似市町村の実績値（平成 29 年度）

市町村名	人口 (人)	人口一人一日あたり ごみ総排出量 (kg)	廃棄物からの資源 回収率 (%) (RDF・セメント原料化等除く)	廃棄物のう ち最終処分 される割合 (%)	一人当たり年 間処理経費 (円/人・年)	最終処分減 量に要する 費用 (円)
茨城町	33,037	0.895	0.169	0.113	8,527	24,034
大洗町	17,216	1.424	0.106	0.153	19,471	42,353
城里町	20,082	0.794	0.134	0.107	10,764	36,503
東海村	38,393	0.951	0.214	0.045	11,672	32,629
大子町	17,868	0.996	0.208	0.075	12,307	35,266
美浦村	15,881	1.035	0.204	0.119	16,609	46,458
阿見町	47,426	1.210	0.198	0.119	8,850	21,906
河内町	9,162	0.959	0.268	0.042	13,018	38,623
八千代町	33,710	0.690	0.124	0.147	8,487	36,650
五霞町	8,786	1.082	0.139	0.047	10,855	27,019
境町	25,304	0.904	0.179	0.045	8,063	23,748
利根町	16,537	0.833	0.169	0.050	13,856	47,716



【図の見方】  
100が平均であり、100より外側は優れ、内側は劣る評価となる。

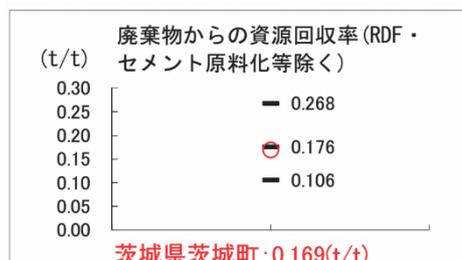
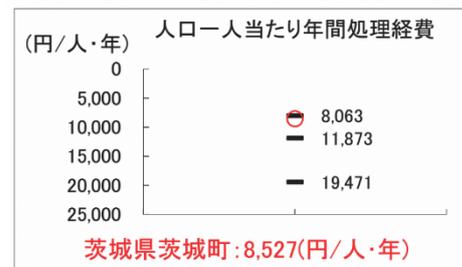
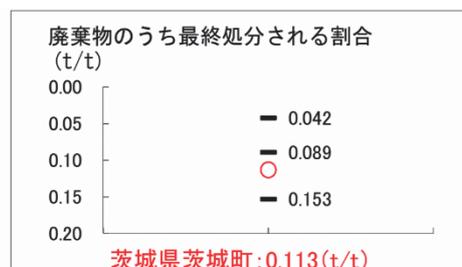
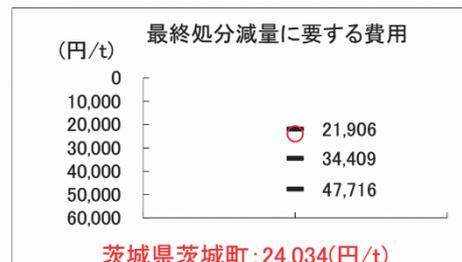


図 3-19 市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツールによる分析結果

表 3-23 に、本町の実績値と県内類似市町村の平均値の比較を示します。

本町のごみ処理は、県内 12 の類似市町村のごみ処理実績と比較して、「人口一人一日あたり年間処理経費」および「最終処分減量に要する費用」が非常に優れています。また、「人口一人一日あたりごみ総排出量」も優れています。反面、「廃棄物のうち最終処分される割合」は劣っています。

表 3-23 本町の実績値と類似市町村の平均値の比較

項目	本町の実績 (平成 29 年度)	県内類似市町村 の平均 (平成 29 年度)	評価
人口一人一日あたり ごみ総排出量 (g/人・日)	895	981	優 類似市町村間平均値を下回っており、発生抑制に関する取り組みの成果が見受けられる。
人口一人一日あたり 年間処理経費 (円/人・年)	8,527*	11,837	優 類似市町村間平均値を下回っており、コストを抑えつつ適正なごみ処理体制が構築されている。
廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	0.113	0.089	劣 類似市町村間平均値を上回っているため、これまで埋立処分されてきた焼却残渣の資源化を推進するなどにより最終処分される割合を減らす必要がある。
最終処分減量に 要する費用 (円/t)	24,034	34,409	優 類似市町村間平均値を下回っており、処理経費の高い焼却処理の溶融処理を行わず埋立処分を行っていることでコストが抑えられている。
廃棄物からの 資源回収率 (RDF・セメント原料化 等を除き、溶融含む) (t/t)	0.169	0.176	平均的 類似市町村間平均値を下回っているが、資源回収率の向上に寄与する焼却残渣の溶融処理を行っていない上での数値であるため、地道ながらも継続的な資源回収の取り組み結果が反映されている。

※人口一人あたり年間処理経費は、し尿に係る経費を含むため、p. 35 の一人あたり処理経費と一致しません。

## 3.3 町民意識調査

本町では、更なる 3R 推進（Reduce＝減量、Reuse＝再使用、Recycle＝再生）に向けて、町民の意見を本計画に反映するため、アンケート調査を実施しました。以下はアンケート調査結果の抜粋であり、調査結果の詳細は資料編に添付しています。

## 【調査概要】

- ① 実施方法：アンケート方式による調査
- ② 調査地域：本町全域
- ③ 調査対象者：満 20 歳～満 80 歳の町民
- ④ 標本数：800 人
- ⑤ 抽出方法：住民基本台帳より無作為抽出
- ⑥ 調査期間：令和元年 10 月 4 日～11 月 7 日
- ⑦ 調査方法：郵送による配布、料金受取人払郵便による回収

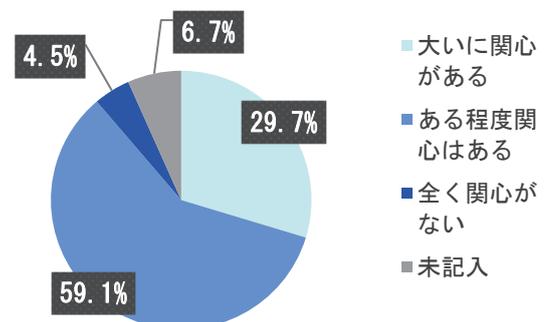
## 【調査の回答結果】

- ① 回収件数：330 件
- ② 回答：41.25%（全発送件数比）

## (1) ごみの減量やリサイクルに関する設問

## 1) ごみの減量やリサイクルに関心がありますか。

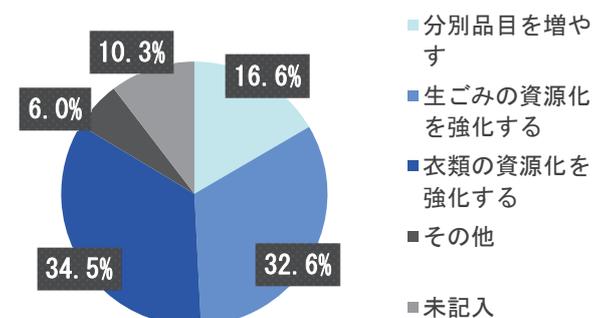
区分	回答数	比率
大いに関心がある	98	29.7%
ある程度関心はある	195	59.1%
全く関心がない	15	4.5%
未記入	22	6.7%
計	330	100%



## 2) ごみの減量やリサイクルの推進に向けて、必要な取り組みは何だと思えますか。

(複数回答可)

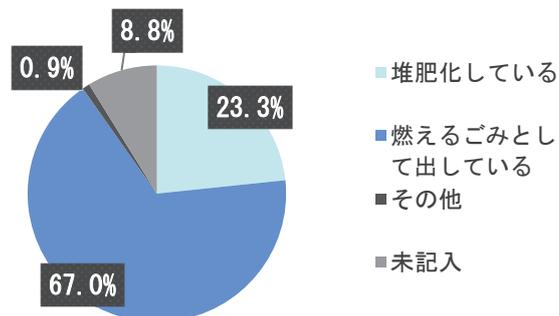
区分	回答数	比率
分別品目を増やす	72	16.6%
生ごみの資源化を強化する	142	32.6%
衣類の資源化を強化する	150	34.5%
その他	26	6.0%
未記入	45	10.3%
計	435	100%



## (2) 生ごみの資源化に関する設問

## 1) 生ごみを日頃どのように処分していますか。

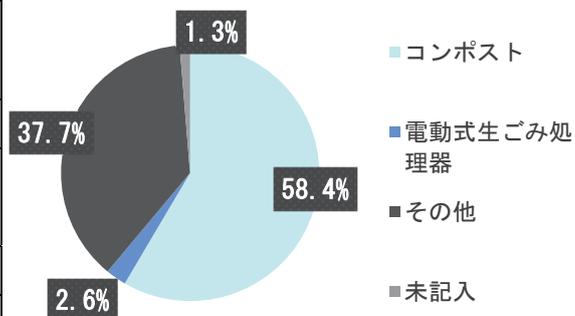
区分	回答数	比率
堆肥化している	77	23.3%
燃えるごみとして出している	221	67.0%
その他	3	0.9%
未記入	29	8.8%
計	330	100%



## 2) 堆肥化の方法は何ですか。

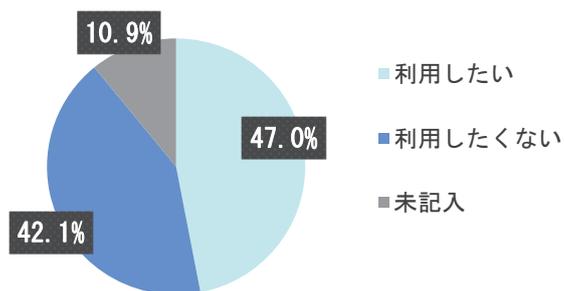
※1) で「堆肥化している」と回答した方のみ

区分	回答数	比率
コンポスト	45	58.4%
電動式生ごみ処理器	2	2.6%
その他	29	37.7%
未記入	1	1.3%
計	77	100%



## 3) 生ごみ堆肥化容器あるいは生ごみ処理機を利用したいですか。

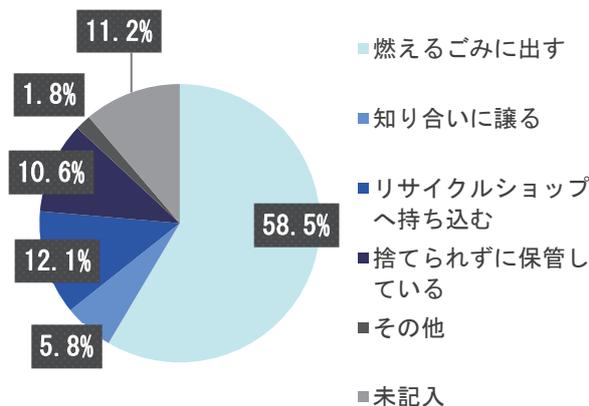
区分	回答数	比率
利用したい	155	47.0%
利用したくない	139	42.1%
未記入	36	10.9%
計	330	100%



## (3) 衣類の資源化に関する設問

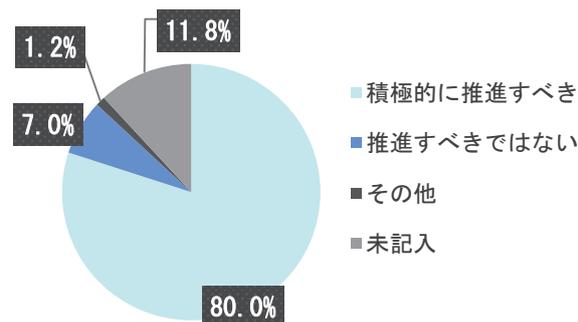
## 1) 衣類をどのように処分していますか。

区分	回答数	比率
燃えるごみに出す	193	58.5%
知り合いに譲る	19	5.8%
リサイクルショップへ持ち込む	40	12.1%
捨てられずに保管している	35	10.6%
その他	6	1.8%
未記入	37	11.2%
計	330	100%



## 2) 衣類の資源化についてどのように感じていますか。

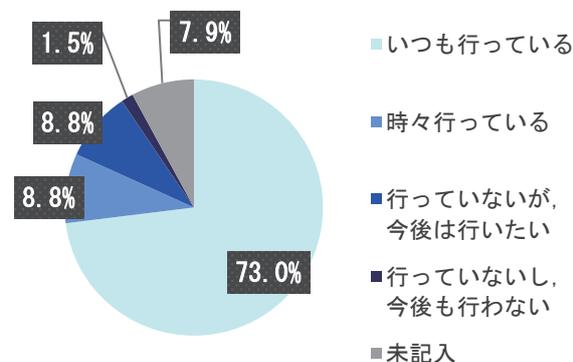
区分	回答数	比率
積極的に推進すべき	193	80.0%
推進すべきではない	19	7.0%
その他	6	1.2%
未記入	37	11.8%
計	330	100%



## (4) 環境保全に関する設問

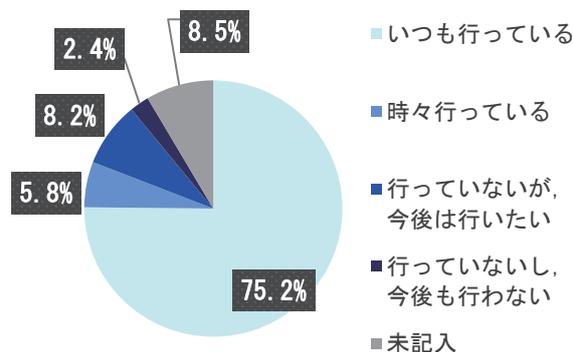
## 1) 買い物の際は、買い物かごや、買い物袋を持参している。(マイバックの持参)

区分	回答数	比率
いつも行っている	241	73.0%
時々行っている	29	8.8%
行っていないが、 今後は行いたい	29	8.8%
行っていないし、 今後も行わない	5	1.5%
未記入	26	7.9%
計	330	100%



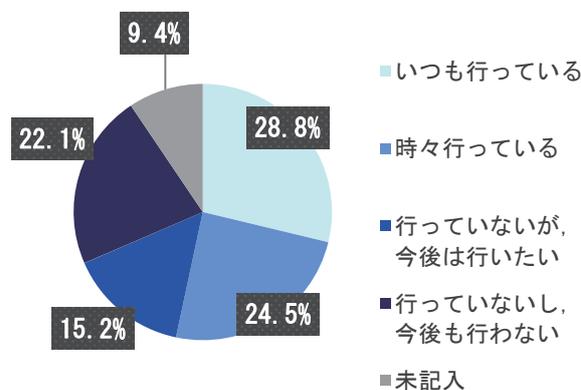
## 2) 調理くずや残り油を排水口から流さない。

区分	回答数	比率
いつも行っている	248	75.2%
時々行っている	19	5.8%
行っていないが、 今後は行いたい	27	8.2%
行っていないし、 今後も行わない	8	2.4%
未記入	28	8.5%
計	330	100%



## 3) 生ごみの堆肥化などでごみの減量化に努めている。

区分	回答数	比率
いつも行っている	95	28.8%
時々行っている	81	24.5%
行っていないが、 今後は行いたい	50	15.2%
行っていないし、 今後も行わない	73	22.1%
未記入	31	9.4%
計	330	100%



## (5) アンケート調査結果まとめ

アンケート調査結果より、ごみの減量化やリサイクルに関心がある（「大いに関心がある」、「ある程度関心がある」）人の割合が 88.8%と非常に多いことが判明しました。

家庭系ごみの減量化には、生ごみを分別して堆肥化や資源化することが非常に効果的ですが、「燃えるごみとして排出している」という割合が 67%と非常に多いことが判明しました。一方で、「堆肥化している」という回答のうち、コンポスト等の生ごみ堆肥化容器を利用しているという回答が 6 割近くにのぼることが判明しました。

また、今後生ごみ堆肥化容器や生ごみ処理機を利用したいという回答は 5 割近くあり、生ごみの減量に対して多くの関心があることが判明しました。

## 3.4 ごみ処理の課題

## 3.4.1 旧計画の数値目標の達成状況

表 3-24 に本町のごみ処理と資源化の実績値の比較を示します。

本町の平成 30 年度のごみ排出量は、目標値と比較して一人一日あたり家庭系ごみ排出量で 35g/人・日、事業系ごみ排出量は 1,015t/年、最終処分量は 133t/年多い結果となり、いずれも目標値を達成できませんでした。

一方で、資源化率は目標値と比較して 3.7%高い結果となり、目標値を達成しました。

表 3-24 数値目標の評価

項目	平成 30 年度 実績値	平成 30 年度 目標値	評価
一人一日あたり家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	637	602	未達
事業系ごみ排出量 (t/年)	2,811	1,796	未達
資源化率 (%)	16.7	13.0	達成
最終処分量 (t/年)	1,269	1,136	未達

3.4.2 人口の推移と将来予測

図 3-20 に「茨城町人口ビジョン」(平成 27 年 12 月) に示す本町の将来人口の予測結果を示します。当該資料は 5 年毎の予測となっており、中間年度は直線補間して推計しています。本町の人口は緩やかな減少傾向にあり、計画目標年度の令和 16 年度には 28,828 人まで減少することが予測されています。

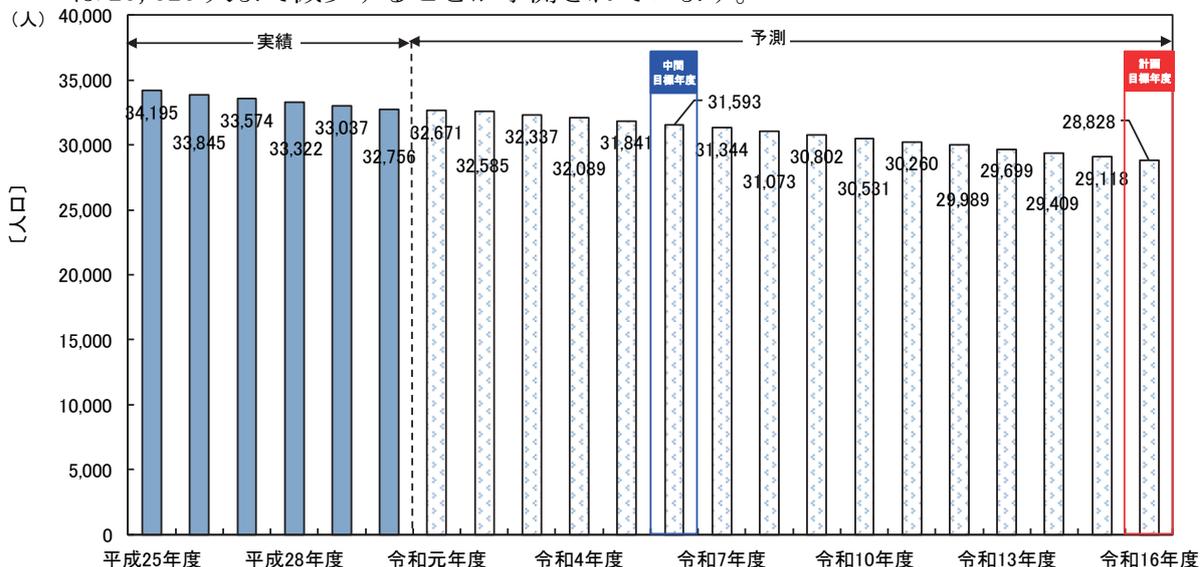


図 3-20 人口の推移と将来予測

3.4.3 ごみ排出量の予測 (現状維持)

(1) ごみ総排出量の予測 (現状維持)

図 3-21 にごみ排出量の推移と将来予測結果を示します。本町のごみ総排出量は、現状のまま推移すると、令和 16 年度には、平成 30 年度比で 3.3%増加することが予測されます。

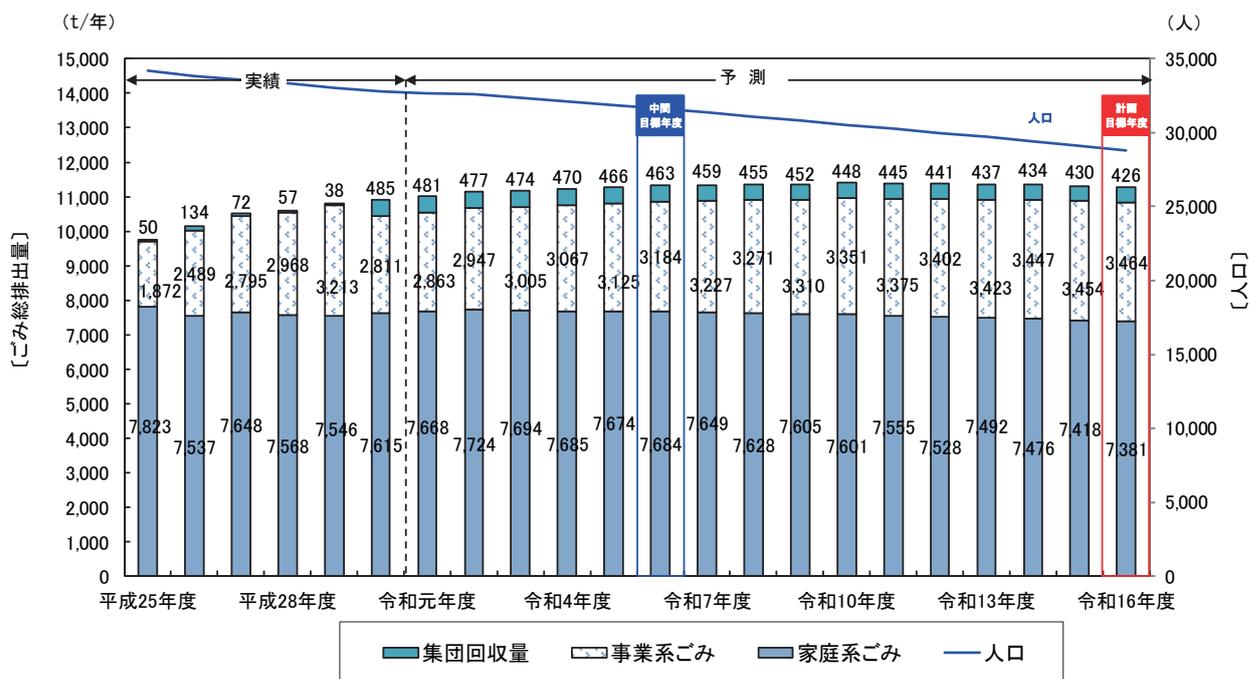


図 3-21 ごみ総排出量の推移と将来予測

(2) 一人一日あたり家庭系ごみ排出量の予測（現状維持）

図 3-22 に一人一日あたり家庭系ごみ排出量の推移と将来予測結果を示します。  
 家庭系ごみ排出量は、人口の減少に比例して減少傾向となると予測されます。一方で、一人一日あたり家庭系ごみ排出量は増加傾向となります。これは、人口減少に伴い家庭系ごみ排出量は減少するものの、町民一人あたりの生活水準の上昇や核家族化による世帯数の増加などにより、ごみ量が増加すると予想されるためです。

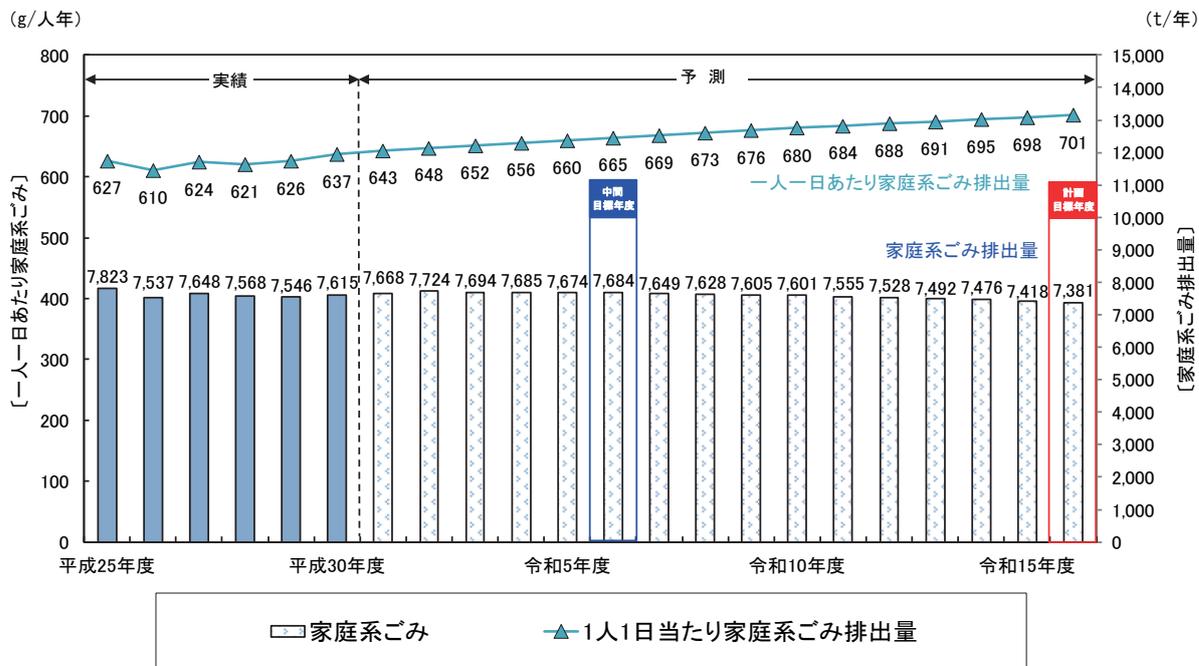


図 3-22 一人一日あたり家庭系ごみ排出量の推移と将来予測

(3) 事業系ごみ排出量の予測（現状維持）

図 3-23 に事業系ごみ排出量の推移と将来予測結果を示します。  
 事業系ごみは、事業所での資源物回収量調査を強化した平成 26 年度以降、増加傾向にあり将来も排出量が増加することが見込まれます。

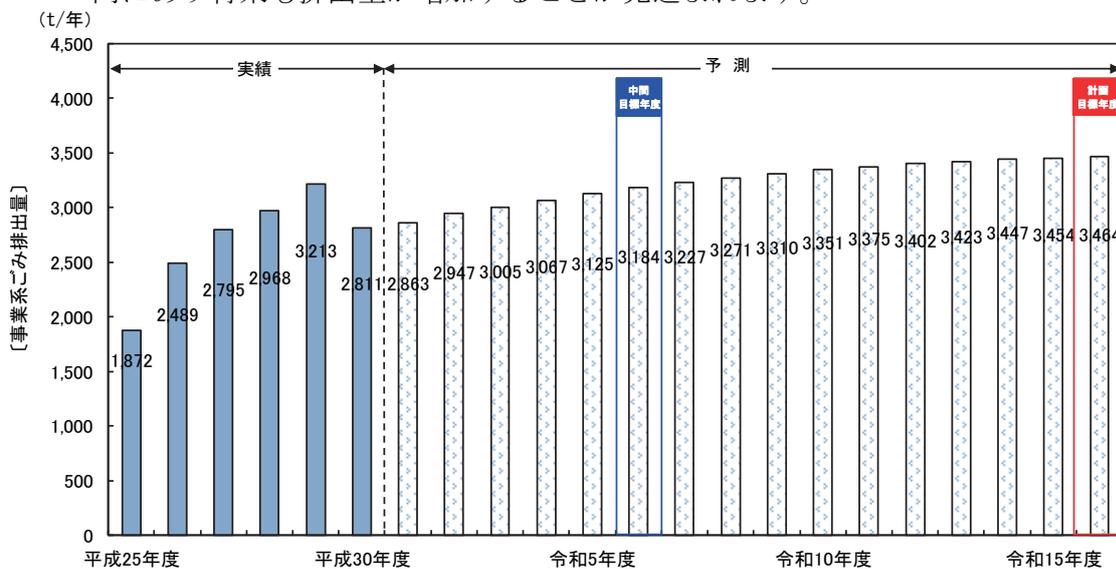


図 3-23 事業系ごみ排出量の推移と将来予測

## (4) 焼却処理量の予測（現状維持）

図 3-24 に焼却処理量の推移と将来予測結果を示します。

焼却処理量は、ごみ総排出量の増加に伴い令和 10 年度まで増加することが予測されます。その後は人口減少に伴い減少していくことが予測されます。

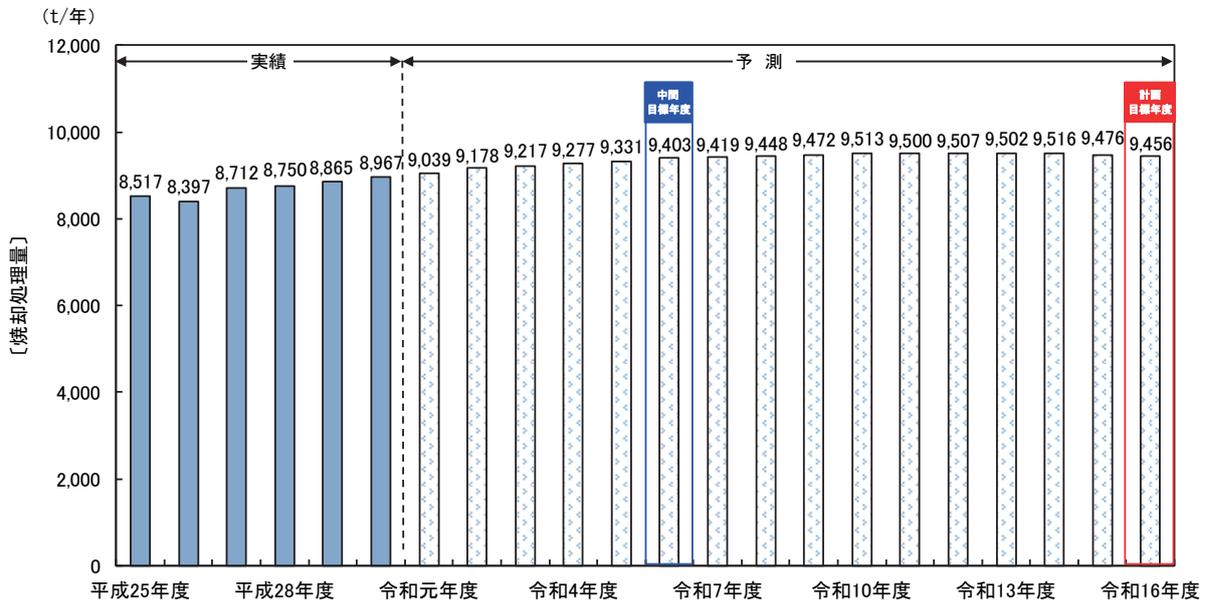


図 3-24 焼却処理量の推移と将来予測

## (5) 資源化率の予測（現状維持）

図 3-25 に資源化率の推移と将来予測結果を示します。

資源化率は、現状のまま推移すると減少傾向をたどると予測されます。

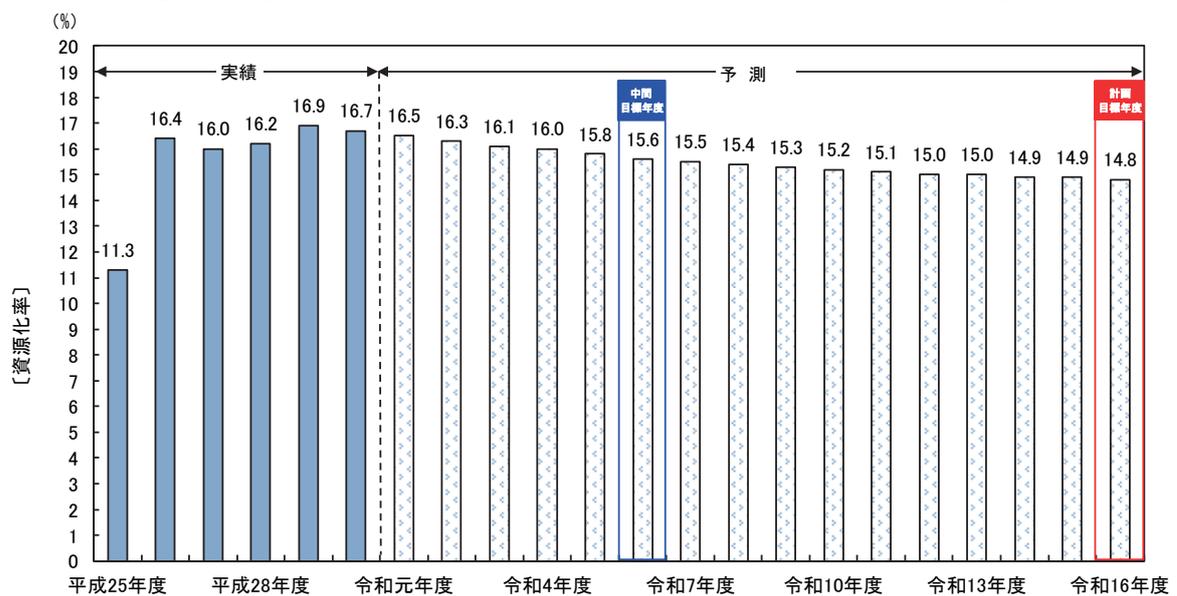


図 3-25 資源化率の推移と将来予測

## 3.4.4 ごみ処理の課題

本町のごみ処理の課題を下記に示します。

## 1) 発生抑制

**【現状】**

本町のごみ総排出量は、年間約 9.7～10.9 千 t で年々増加しています。現状のまま推移すると令和 16 年度には、平成 30 年度比で 3.8%増加することが予測されます。平成 26 年度以降、家庭系ごみの排出量はほぼ横ばいですが、一人一日あたりの家庭系ごみ排出量は人口の減少とは逆に増加傾向となっています。

また、事業系ごみの排出量も平成 25 年度以降、継続的な増加傾向となっています。

**【課題】**

近年、町民の生活水準の高まりによるごみ排出量の増加に加え、核家族化が進み世帯数が増加していることによりごみの排出量が増加すると考えられます。そのため、排出段階におけるごみの発生抑制を更に図っていく必要があります。

家庭系ごみは、令和元年 10 月に実施した「ごみの減量化に関する町民アンケート結果」によると、生ごみを燃えるごみとして排出している回答が 6 割以上あり、今後は生ごみの堆肥化や水切りを推進により家庭系ごみの排出量の減量化を図る必要があります。

また、本町では飲食店や小売店の事業所数が年々増加傾向にあることから、事業所への指導を強化することにより、事業系ごみの発生抑制を図る必要があります。

## 2) 資源化

**【現状】**

本町の資源化量は、平成 25 年度以降、約 1,100～1,800t/年で推移しています。平成 25 年度より直接資源化量の調査および古紙類の分別回収を開始した結果、平成 26 年度以降の資源化量が増加しています。また、平成 26 年度からは店頭のリサイクルボックスにより回収された資源物量の調査も強化しており、資源化量の実績に反映しています。

**【課題】**

焼却施設に搬入された燃えるごみのうち、紙・布類が最も多くの割合を占めることから、依然として燃えるごみ中の紙・布類の混入が多く、家庭系ごみ、事業系ごみともに分別に課題が残ります。令和元年 10 月に実施したごみの減量化に関する町民アンケート結果でも、布類の資源化を積極的に推進すべきという回答が 80%に至るなど、町民の分別意欲も高いことから、効率的な資源の回収を進めるため、各種団体の自主回収・集団回収への支援を推進する必要があります。

資源化を推進している自治体では、排出段階で可能な限り分別区分数を多くすることや資源ごみの収集頻度の増加による排出機会の創出、いつでも資源ごみを排出することができる常設の回収拠点を設けるなどの工夫を行っています。こうした取り組みの可能性について、本町でも検討する必要があります。

## 3) 中間処理

**【現状】**

本町のごみは、令和2年度まで茨城美野里環境組合クリーンセンターで中間処理を行います。令和3年度以降は、石岡市、小美玉市、かすみがうら市、本町の4市町からなる霞台厚生施設組合の新広域ごみ処理施設で中間処理を行う予定です。新広域ごみ処理施設の稼働後は、ごみ処理広域化に伴う搬入車両台数を平準化し、地元住民の安全安心な生活環境の確保と施設が遠方化する住民の負担軽減策のひとつとして茨城美野里環境組合クリーンセンターの跡地に中間置場が設置される予定です。

**【課題】**

茨城美野里環境組合クリーンセンターは、稼働から33年が経過しており、施設の老朽化が進んでいます。新広域ごみ処理施設の稼働までは、既存施設の適切な維持管理を図っていく必要があります。本町では、新広域ごみ処理施設稼働後も、可能な限り処理量の抑制とごみ質の安定化を図り、安全かつ安定したごみ処理を継続していく必要があります。また、霞台厚生施設組合へのごみ処理広域化に伴い、収集運搬距離の増加による経費増加が懸念されるため、中間置場の効果的な利用を検討する必要があります。

## 4) 最終処分

**【現状】**

本町の最終処分量は、平成26年度から平成30年度までほぼ横ばいで推移していますが、焼却処理量の増加に伴い焼却残渣量は年々増加傾向にあります。現在、本町には一般廃棄物最終処分場が無いので、焼却残渣や不燃残渣は民間の最終処分場へ埋立処分を委託しています。

**【課題】**

年々増加傾向にある可燃ごみの削減を図ることにより、資源化率を向上させて最終処分量を削減する必要があります。さらに、埋立処分の委託先における処分状況を確認し、適切な処分が行われているかを継続してモニタリングするとともに、今後の最終処分先について検討していく必要があります。

### 3.5 ごみ処理基本計画

#### 3.5.1 基本方針および基本理念

本町の上位計画である「茨城町第6次総合計画前期基本計画」に掲げるまちづくりの基本理念である「**三世代が共に輝く元気交流空間 夢と希望を未来へつなぐまち**」および茨城町環境基本計画の環境将来像「**自然を愛し 人も生きものも安らげるまち いばらき**」を実現し、これからも安心して暮らすことのできる望ましい社会を構築していくためには、環境負荷を軽減し、未来へつなげる循環型社会形成を図ることが必要です。

本計画では、旧計画の基本理念・基本方針を継続して掲げていきます。

**【茨城町 ごみ処理基本計画 基本理念】**  
**「人と自然が共存し 資源を大切にするまち いばらき」**

#### 基本方針① 町民・事業者・行政が一体となってごみの減量化・資源化を推進

ごみの発生抑制を最優先事項と位置付け、町民は環境に配慮したライフスタイルや3R、(Reduce (排出抑制)、Reuse (再使用)、Recycle (再生利用))に取り組めます。事業者は、製品の生産から廃棄まで適正なりサイクルや処分について責任を負い、本町は町民・事業者を支援するための施策を実施するなど、3者の連携による取り組みを推進していきます。

#### 基本方針② 環境負荷の少ないごみ処理システムの構築

茨城美野里環境組合クリーンセンターのごみ焼却施設および不燃・粗大ごみ処理施設は、稼働から33年が経過しており施設の老朽化が進んでいます。令和3年度には、新広域ごみ処理施設が稼働する予定で、既存施設の跡地には中間置場が設置される予定です。4市町で連携・協力して新たな広域ごみ処理体制を構築することにより、ごみの安定的かつ効率的な処理の実現と資源・エネルギー回収システムの構築を図ります。

#### 3.5.2 計画目標年度

図 3-26 に本計画の目標年度を示します。

本計画は、令和2年度(2020年度)を計画初年度とし、令和16年度(2034年度)を計画目標年度とする15年間の計画とします。さらに、計画の進捗状況を把握し、計画見直しを適切に実施していくため、中間目標年度を令和6年度(2024年度)に設定します。



図 3-26 計画の目標年度

## 3.5.3 数値目標

国および県の指針において、一般廃棄物の排出量等の目標は表 3-25 のとおり定められています。

表 3-25 国および県の一般廃棄物の減量化に係る目標

項目	目標値
国の指針	<p>【循環型社会形成推進基本計画】</p> <p>目標年次:令和7年度</p> <p>&lt;一般廃棄物&gt;</p> <p>平成 12 年度比に対して、一人一日あたりのごみの排出量を 28%削減する。</p> <p>平成 12 年度:1,185g/人・日 ⇒ 目標値:850g/人・日</p> <p>&lt;家庭系ごみ&gt;</p> <p>平成 12 年度比に対して、一人一日あたりのごみの排出量を 33%削減する。</p> <p>平成 12 年度:約 660g/人・日 ⇒ 目標値:440g/人・日</p> <p>&lt;事業系ごみ&gt;</p> <p>平成 12 年度に対して、事業系ごみの排出量を 39%削減する。</p> <p>平成 12 年度:1,799 万 t ⇒ 目標値:1,100 万 t</p>
	<p>【廃棄物処理基本方針】</p> <p>目標年次:平成 32 年度</p> <p>&lt;一般廃棄物&gt;</p> <p>平成 24 年度比に対して、年間排出量を約 12%削減する。</p> <p>&lt;再生利用率&gt;</p> <p>平成 24 年度比に対して、約 27%に増加させる。</p> <p>&lt;最終処分量&gt;</p> <p>平成 24 年度比に対して、約 14%削減する。</p>
県の指針	<p>【第 4 次茨城県廃棄物処理計画】</p> <p>目標年次:平成 32 年度</p> <p>&lt;一般廃棄物&gt;</p> <p>平成 24 年度に対して、一人一日あたりのごみ排出量を約 8%削減する。</p> <p>平成 24 年 1,002g/人・日 ⇒ 目標値 919g/人・日</p> <p>&lt;再生利用率&gt;</p> <p>平成 24 年度に対して、約 6 ポイント増加させる。</p> <p>平成 24 年度:21.3% ⇒ 目標値:約 27%</p> <p>&lt;最終処分量&gt;</p> <p>平成 24 年度に対して、約 22%削減する。</p> <p>平成 24 年度:102 千 t ⇒ 目標値:88 千 t</p>

国および県の一般廃棄物の減量化に係る目標と旧計画の数値目標の達成状況を踏まえ、本計画のごみの減量化・資源化に係る目標値を以下のとおり定めます。基準年度は平成30年度とし、中間目標年度である令和6年度、計画目標年度の令和16年度の数値目標を設定します。

#### (1) 一人一日あたりごみ排出量

図3-27に一人一日あたりごみ排出量の数値目標を示します。

一人一日あたりごみ排出量は、平成30年度の実績値913g/人・日に対して、令和6年度には5.7%削減し890g/人・日、令和16年度には17.1%削減し860g/人・日を目指します。

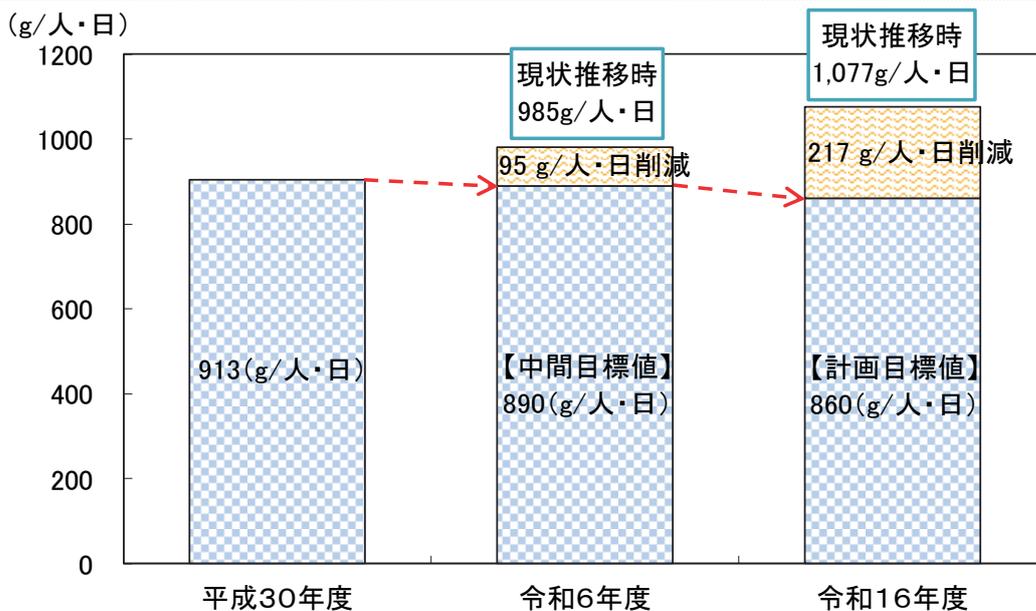
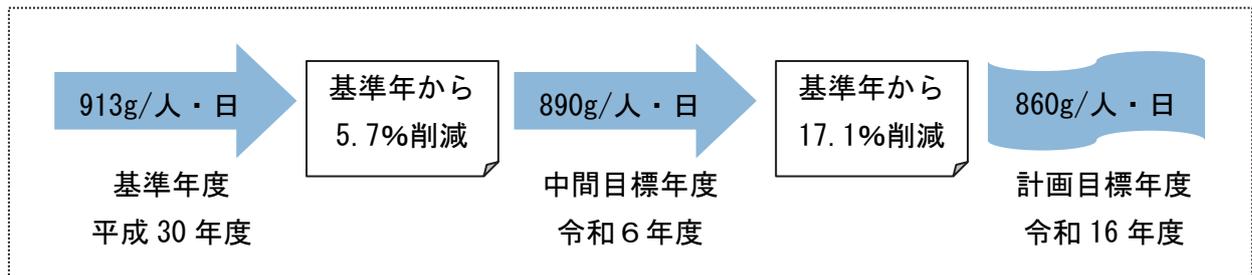


図 3-27 一人一日あたりごみ排出量の数値目標

#### 【目標値設定の考え方】

本町の一人一日あたりごみ排出量は、現状のまま推移すると、令和6年度には985g/人・日、令和16年度には1,077g/人・日となります。

本町では、ごみ排出量の減量化を図り、国の第四次循環型社会形成推進基本計画の令和7年度における目標値 850g/人・日に近づけます。

## (2) 一人一日あたり家庭系ごみ排出量

図 3-28 に一人一日あたり家庭系ごみ排出量の数値目標を示します。

一人一日あたり家庭系ごみ排出量は、平成 30 年度の実績値 637g/人・日に対して、令和 6 年度には 5.4%削減し 623g/人・日、令和 16 年度には 17.1%削減し 600g/人・日を目指します。

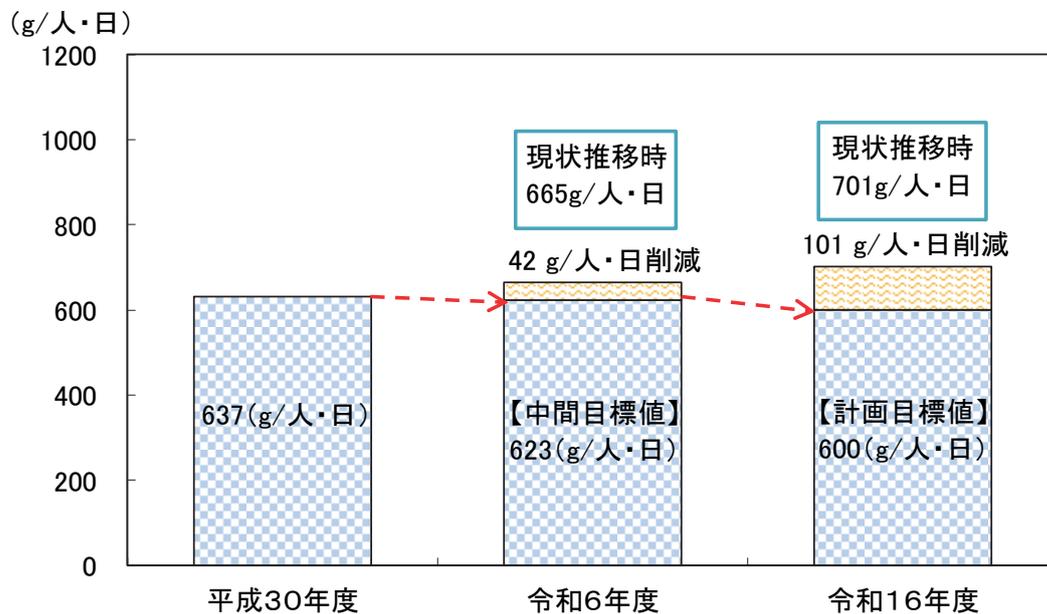
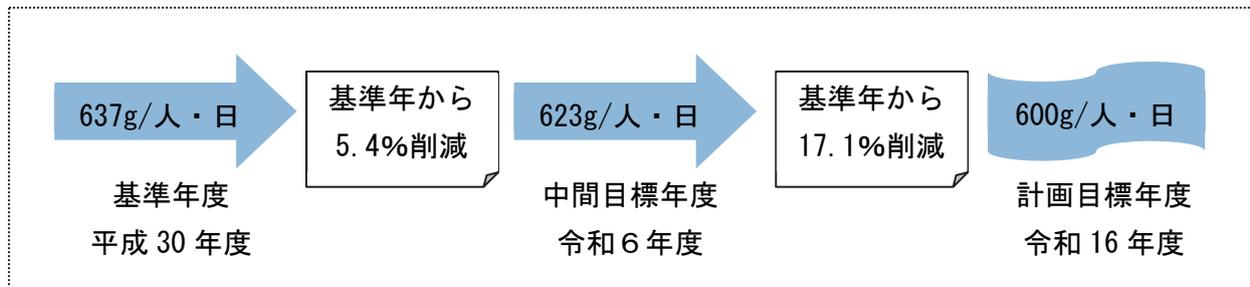


図 3-28 一人一日あたり家庭系ごみ排出量の数値目標

## 【目標値設定の考え方】

一人一日あたり家庭系ごみ排出量は、現状のまま推移すると、令和 6 年度には 665g/人・日、令和 16 年度には 701g/人・日となります。

本町では、家庭系ごみ排出量の減量化を図り、旧計画の平成 30 年度における目標値 602g/人・日以下の達成を目指します。

## (3) 事業系ごみ排出量

図 3-29 に事業系ごみ排出量の数値目標を示します。

事業系ごみ排出量は、平成 30 年度の実績値 2,811t/年に対して、令和 6 年度には 7.4%削減させて 2,602t/年、令和 16 年度には 19.9%削減し 2,252t/年を目指します。

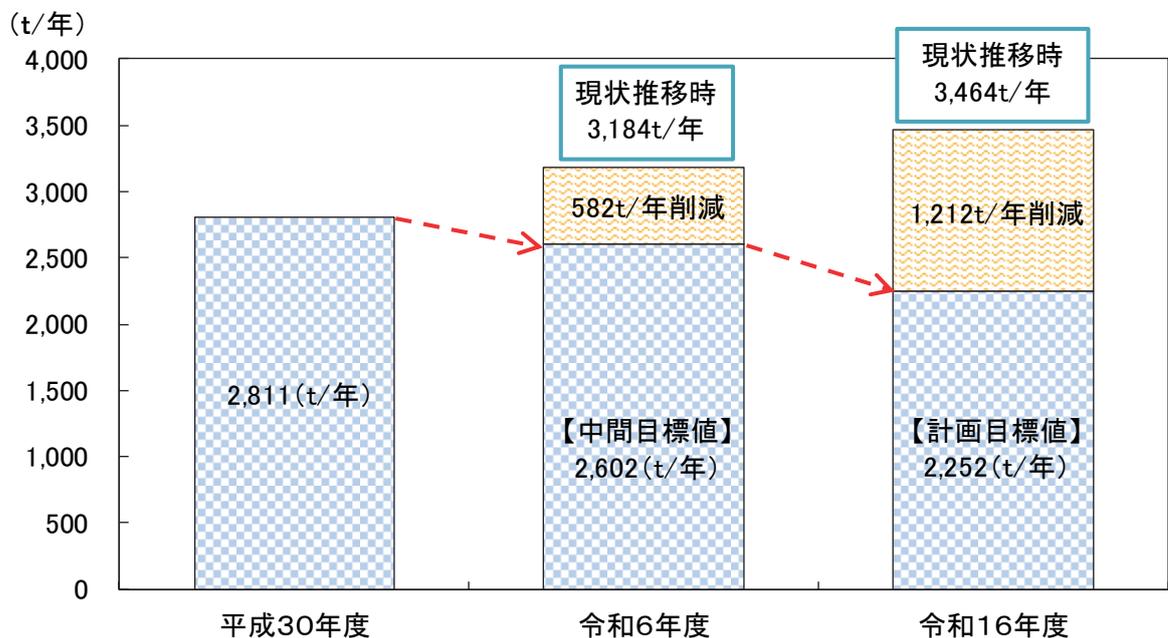
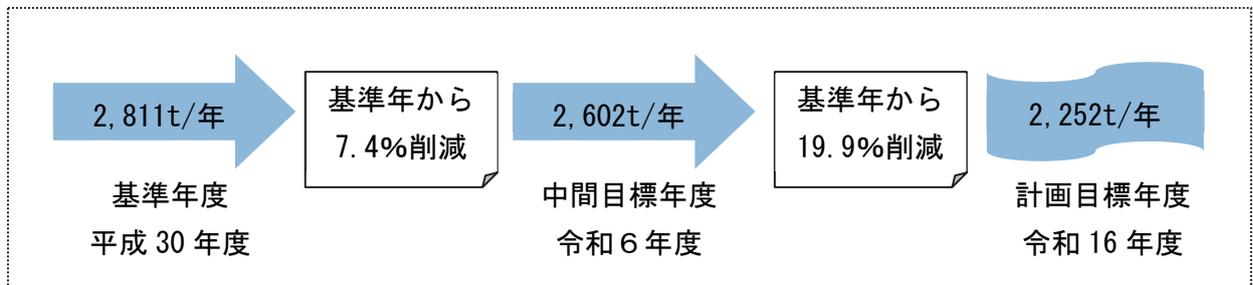


図 3-29 事業系ごみ排出量の数値目標

#### 【目標値設定の考え方】

事業系ごみ排出量は、現状のまま推移すると、令和 6 年度には 3,184t/年、令和 16 年度には 3,464t/年となります。

本町では、事業系ごみ排出量の減量化を図り、国の第四次循環型社会形成推進基本計画の令和 7 年度の目標値に近づけるため、約 20%減を目指します。

## (4) 資源化率

図 3-30 に資源化率の数値目標を示します。

資源化率は、平成 30 年度の実績値 16.7%に対して、令和 6 年度には 6.3%向上させて 23.0%、令和 16 年度には 10.3%向上させて 27.0%を目指します。

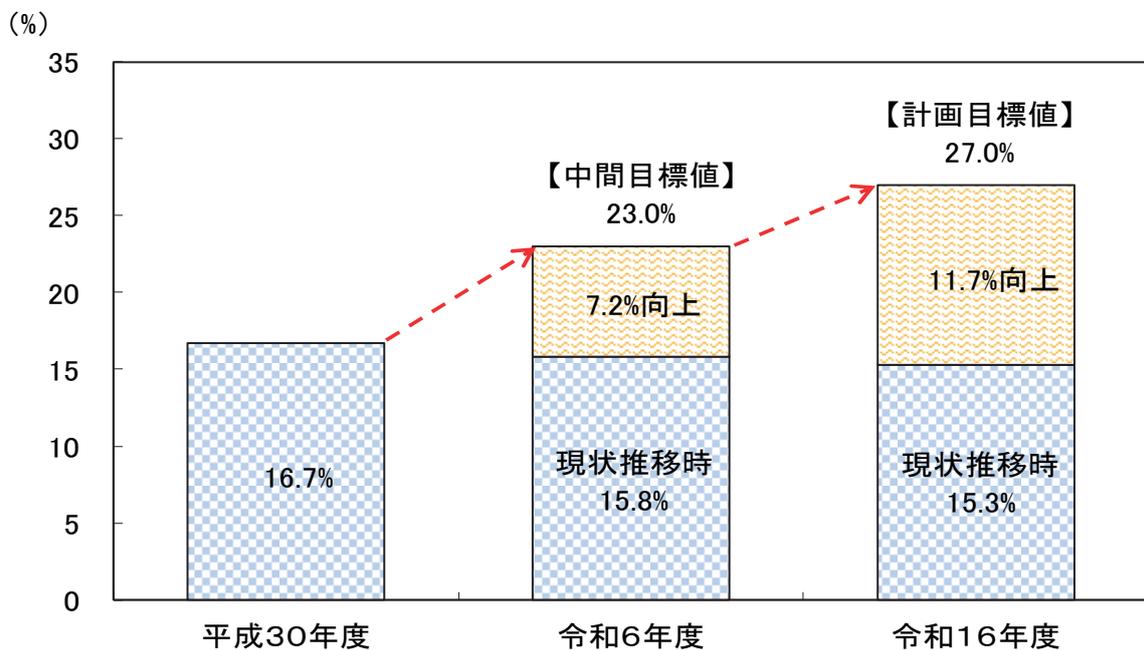
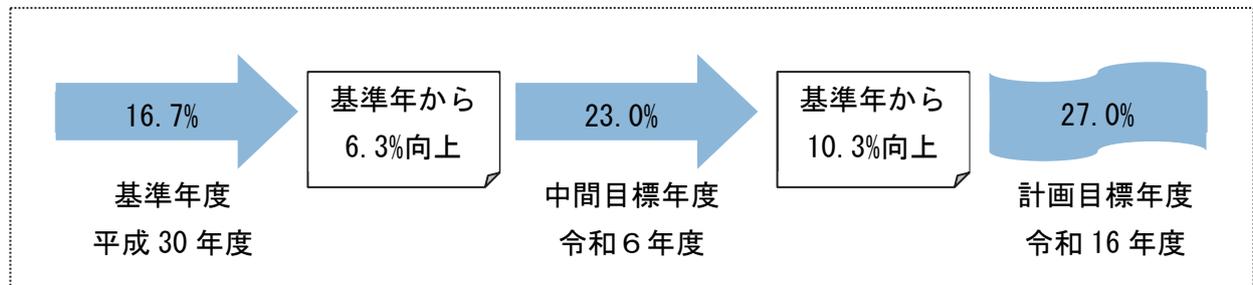


図 3-30 資源化率の数値目標

【目標値設定の考え方】

資源化率は、現状のまま推移すると、令和 6 年度には 15.8%、令和 16 年度には 15.3% となります。

本町では、資源化率の向上を図り、第 4 次茨城県廃棄物処理計画の令和 2 年度における目標値 27.0%を目指します。

## 3.5.4 各主体の役割

表 3-26 に町民、事業者、町の各主体の役割を示します。

本計画の基本理念である「人と自然が共存し 資源を大切にすまち いばらき」の実現のためには、町民、事業者、町が一体となって取り組むことが必要です。

表 3-26 各主体の役割

主体	内容
町民	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 町民は、自らの行動とごみの減量化・資源化、環境問題に関心を持ち、不要なものは買わない、ものを大切に長く使うなど、ごみの発生抑制に努め、また、自主的に3R行動を実践するなど、環境に優しいライフスタイルへの転換を図るとともに、互いに連携しながらごみの減量・リサイクル・まちの美化に係る活動等を行います。</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事業者は、生産・流通・販売・排出の事業活動におけるすべての過程において環境に配慮した取り組みを実践します。</li> <li>▶ 具体的には、環境負荷の少ないサービスの提供に取り組むとともに、町民が3R行動を実践するために選択できる体制を整備し、情報の発信に努めます。</li> <li>▶ また、ごみの処理にあたっては、積極的に資源化に取り組むとともに、やむを得ず発生するごみは自己の責任において、適正に処理を行います。</li> </ul>
本町	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 本町は、町民・事業者のごみの減量化・資源化、環境問題への関心を高め、具体的な行動を推進するために、情報提供や環境学習、普及啓発、指導等により3Rを推進するとともに、分別の周知徹底と収集方法の改善等に取り組むなど、ごみの発生・排出抑制、資源の循環的利用の仕組みづくりを行います。</li> <li>▶ また、やむを得ず発生するごみの適正処理を行うことはもちろん、環境負荷の低減を目指し、経費とのバランスを考慮した最適な処理システムを構築します。</li> </ul>

## 3.5.5 施策体系

本町では、効果的・効率的に発生抑制・資源化に関する方策を展開するため、以下に示す施策を実施します。また、各施策について、旧計画からの継続施策を「継続」、計画改訂に伴い新たに設けた施策を「新規」と示します。

## (1) 行政の取り組み

	施策分類	継続/新規	施策内容
教育、啓発活動	(1) 教育、啓発活動の充実	継続	① 学校における環境学習 ▶ 小・中学校での環境学習の教材等を作成し、ごみ発生抑制・資源化の啓発を行う。 ② 学習機会の創設 ▶ クリーンセンターの施設見学会、ひめま環境フォーラム等の講演会を継続する。 ③ 野外焼却（野焼き）禁止の周知 ▶ 消防本部と連携し、野外焼却の防止対策を継続する。
	(2) ごみ減量化等に関する町民イベントの支援	継続	▶ いばらきまつりや茨城町涸沼環境フェスティバルなどの集客力のあるイベントにおいて、リサイクルコーナーの設置を検討する。
	(3) 資源回収の情報提供	継続	▶ 資源物の店頭回収など、民間事業者による資源回収活動等の把握に努め、町民に周知・利用促進する。
	(4) 情報公開	継続	▶ ごみの排出量や資源化率など、ごみ処理に関する情報を公表し、ごみ排出抑制について町民の意識向上を図る。
	(5) 地域における活動の活性化	継続	▶ 本町の各種団体の活動の中心となる地域リーダー、町民グループおよびNPOの育成、支援を行う。また、マイバックや買い物かごの利用促進に努める。（※コラム①）
発生抑制・資源化	(1) 事業者の発生抑制・資源化	継続	▶ 事業所等を訪問し、啓発用パンフレットの配布、協力の要請等を行い、ごみの発生抑制を促進する。
	(2) 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制	継続	▶ 大型スーパーなど既の実施されている事業所との連携を図るとともに、さらに店頭回収を行う事業所等の拡大に向けて推進を図る。
	(3) 生ごみ等の削減	新規	▶ <u>コンポスト設置補助に係る調査・研究の実施を検討する。</u> ▶ <u>NPO 法人フードバンク茨城が実施するきずなBOXの活用を推進し、食品ロスの削減を図る。</u> （※コラム②）
		継続	▶ 家庭での生ごみの水切り徹底、堆肥化を推進する。
(4) 農業系廃プラスチック等の回収・有効活用	継続	▶ 町民および事業者に対して農業用廃プラスチック等の回収・有効活用を推進する。	

施策分類	継続/新規	施策内容	
発生抑制・資源化	(5) 剪定枝等の資源化	新規	▶ <u>中間処理施設に直接搬入される草木類をリサイクルすることにより、資源化率を向上させる。</u>
	(6) 美化活動の推進	継続	▶ 町内一斉ごみ拾いやクリーンアップひぬまネットワーク、茨城町美化ボランティアなど環境保全団体等が実施するごみ拾いや草刈りなど美化活動を推進する。
	(7) 集団回収による資源回収の推進	継続	▶ 学校や公民館などで行われる集団回収を支援する。
		新規	▶ <u>可燃ごみ中に含まれている紙パックと古布を集団回収品目に追加することで資源化率向上につなげる。</u>
	(8) 小型家電の回収	継続	▶ 小型家電リサイクル法に基づき、家庭および事業所から排出される小型家電を積極的に回収する。(※コラム③)
	(9) 新広域ごみ処理施設での焼却処理と残渣溶融化	新規	▶ <u>新広域ごみ処理施設において、焼却残渣の資源化による、最終処分量の減量を検討する。</u>
収集・運搬	(1) 分別の徹底	継続	▶ ごみ出しのルールにしたがって分別が徹底できるよう町民に周知する。特に、燃える(燃やす)ごみ中の古紙類の分別徹底により、資源化および適正処理・処分を図る。
	(2) 収集・運搬体制の効率化	継続	▶ 新広域ごみ処理施設の稼働までは、現在の収集・運搬体制を維持し、稼働後は中間置場を利用しながら収集の効率化を図る。
	(3) 分別区分の検討	継続	▶ 新たな廃棄物の分別品目の追加を検討する。
	(4) 収集運搬量の減量	継続	▶ 家庭系・事業系ごみの減量化を推進する。
中間処理	(1) 既存のごみ処理施設の運転・維持・管理	継続	▶ 新広域ごみ処理施設の稼働までは、茨城美野里環境組合クリーンセンターの適切な運転・維持・管理を行い、町内から発生するごみの安定処理を継続する。また、施設の運転・維持・管理・整備にあたっては、資源回収を徹底し燃料や電気の使用量低減を図る。処理や資源化を民間委託しているものについては、適切な処理・資源化がされているかモニタリングをする。
	(2) 新処理体制の整備	新規	▶ <u>収集・運搬計画と合わせたごみ処理の効率化を図る。</u>
	(3) 新広域ごみ処理施設での焼却処理と残渣溶融化	新規	▶ <u>新広域ごみ処理施設において、焼却処理を行い、焼却残渣の資源化により、最終処分量の削減を検討する。</u>
最終処分	(1) 最終処分先の確保	継続	▶ 安定的なごみ処理を維持するためにも委託先の処理状況のモニタリングと複数の最終処分先の確保を検討する。

施策分類	継続/新規	施策内容
その他	(1) 災害廃棄物の処理処分	継続 ▶ 災害廃棄物の処理を迅速に行うために、災害廃棄物処理計画を策定し、県、近隣市町村および民間事業者との協力体制を確保し、円滑かつ安定した処理・処分の維持に努める。
	(2) 不法投棄対策	継続 ▶ 関係機関と連携した監視体制の強化を検討する。
	(3) 在宅医療廃棄物への対応	継続 ▶ 医療用注射針、点滴針、脱脂綿等の在宅医療廃棄物については、患者・家族および医療機関と十分協議し安全な処理を行う。
	(4) ごみ処理施設で受入できない廃棄物	継続 ▶ 町民に対して建築廃材、タイヤ、ガスボンベ等の処理は専門の処理業者や販売店に処理を依頼するように啓発する。

【コラム①：レジ袋削減キャンペーン】

本町では、地球温暖化防止やプラスチックごみの排出削減等の観点から、レジ袋削減の取り組みを推進しています。

その一環として、町内のスーパーマーケットの店頭で啓発キャンペーンを実施しています。茨城町家庭排水対策協議会の会員や茨城町地球温暖化防止活動推進員の協力により、買い物に来た方々にマイバック持参によるレジ袋の削減と、省エネ対策を呼び掛け、啓発品を配布しました。



写真 レジ袋削減キャンペーン

出典：広報いばらき

【コラム②：きずなBOX】

NPO 法人フードバンク茨城は、一般の方が気軽に食品を寄付できるように、市町村や社会福祉協議会などに「きずなBOX」を設置しています。集められた食品は連携している自治体や社会福祉協議会などを通じた生活困窮者自立支援のための食品ニーズに応えるほか、児童養護施設などの福祉施設に調理用、おやつ用として提供されています。

特におかずとしてすぐに食べられる缶詰、インスタント食品、レトルト食品など、未開封で賞味期限が2か月以上ある食品を集めています。

## きずなBOX

あなたの寄付した食品で  
支えられる人が  
います。

寄付する食品を  
このBOXに  
入れてください。

**\*ご寄付いただきたい食品\***

- 缶詰
- インスタントめん・パスタ、うどん、そば
- レトルト食品 など

ご寄付いただく食品は、常温保存できるもので、賞味期間が2ヶ月以上あるものをお願いします。

**NPO法人 フードバンク茨城**

<https://sites.google.com/site/fbibaraki/>  
 E-mail fb.ibaraki@gmail.com

牛久本部  
〒300-1221茨城県牛久市牛久町1024-1
水戸支部  
〒310-0084茨城県水戸市常町2-3-28

電話FAX 029-874-3001
電話FAX 029-231-1649

私達は「きずなBOX」を設置することで  
フードバンクの活動を応援しています。

出典：フードバンク茨城ホームページ

## 【コラム③】：小型家電の回収

小型家電（携帯電話やビデオカメラ等）には金や銀、レアメタルと呼ばれる希少な金属が含まれています。町では、小型家電等の回収を促進するため、平成31年4月22日に小美玉市、株式会社リーテムと「小美玉市・茨城町・リーテム協働小型家電等回収促進プロジェクトの実施に係る協定」を締結し、広域的なボックス回収に取り組んでいます。



写真 回収ボックス  
出典：茨城町ホームページ

## (2) 町民の取り組み

	施策分類	継続/新規	施策内容
町民の取り組み	(1) 資源ごみ分別収集の推進	継続	▶ 町が行う資源ごみ分別収集に積極的に協力し、資源ごみの資源化率向上に努める。
	(2) 生ごみの堆肥化	継続	▶ 生ごみの堆肥化により可燃ごみ中に含まれる生ごみの減量化を図る。
	(3) 過剰包装の抑制	継続	▶ マイバックなどを積極的に使用し、可燃ごみ中の紙袋、包装紙、レジ袋の減量化を図る。
	(4) 再利用可能な商品の購入推進	継続	▶ 使い捨て商品の購入を控え、再利用可能な商品を選択する。

## (3) 事業者の取り組み

	施策分類	継続/新規	施策内容
事業者の取り組み	(1) 過剰包装の抑制	継続	▶ 再生利用できる包装材を採用し、回収・資源化ルートを構築して包装廃棄物の発生抑制を推進する。
	(2) 流通包装廃棄物の抑制	継続	▶ 包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により、流通する包装廃棄物の発生抑制を推進する。
	(3) 使い捨て容器の抑制	継続	▶ 使い捨て容器の採用を抑制し、再利用可能な容器の採用を推進する。

4. 生活排水処理基本計画

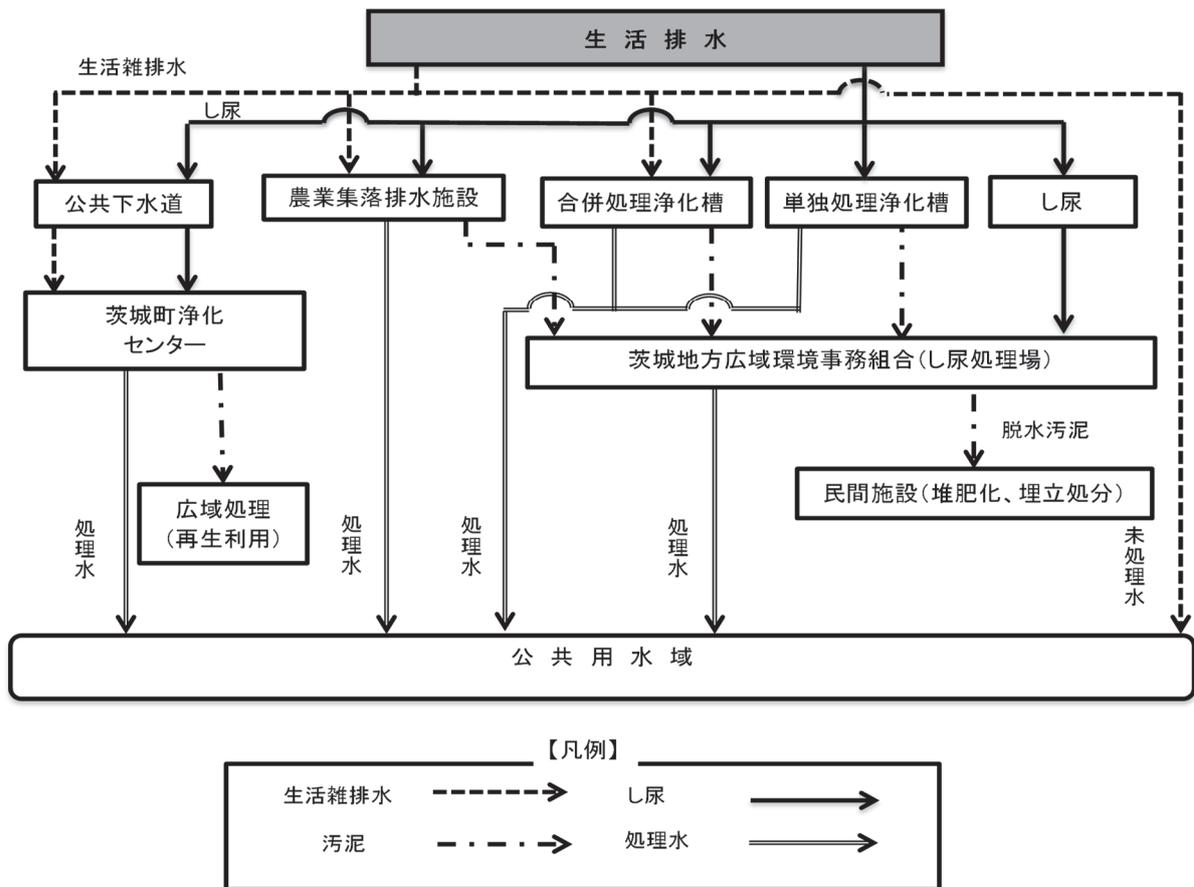
4.1 生活排水の現状と課題

4.1.1 生活排水処理フロー

図 4-1 に本町における生活排水処理体系の概要を示します。

本町の全域より発生するし尿および浄化槽汚泥は、茨城地方広域環境事務組合（し尿処理場）（以下、「し尿処理場」という。）で処理されています。

下水道ならびに農業集落排水処理施設は本計画の対象外ですが、農業集落排水処理施設は浄化槽法に定める浄化槽の位置づけであることから、農業集落排水処理施設から排出する汚泥は本計画の対象となります。



※：茨城町浄化センターから搬出される汚泥は、産業廃棄物として処理します。

図 4-1 本町における生活排水処理体系の概要

## 4.2 涸沼の現状

### 4.2.1 涸沼の概要

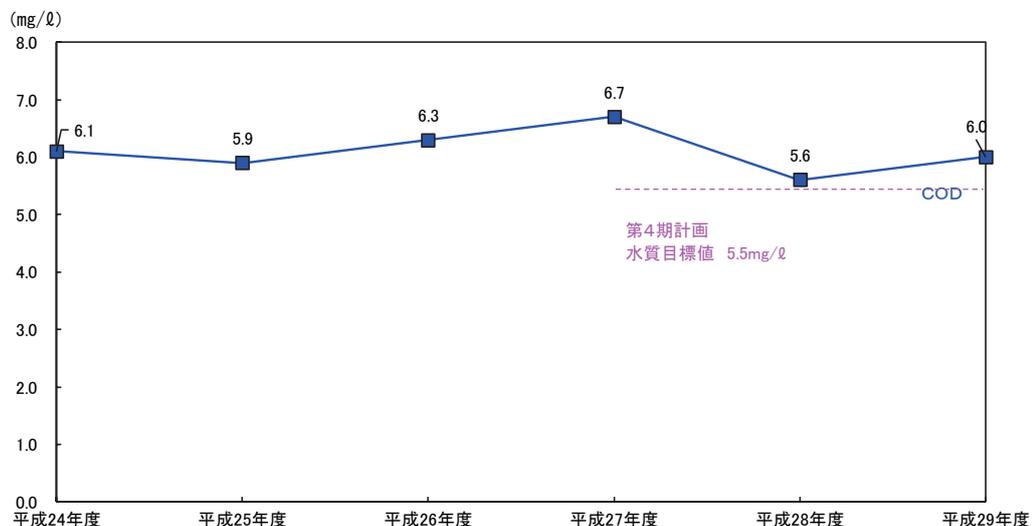
涸沼は、上流から涸沼川、寛政川などの河川が流入するとともに、満潮時には下流の那珂川から涸沼川を経て塩水が遡上する関東唯一の汽水湖です。湖水面積は9.35km<sup>2</sup>を有しており、霞ヶ浦、北浦に次ぐ県内第3の湖で、その流域は水戸市、笠間市、鉾田市、本町、大洗町、城里町の3市3町におよびます。

平成27年度には、涸沼が国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録されたため、今後は観光客の増加が期待されると同時に、水質の浄化を含めた自然環境の保全と賢明な利用について、より一層取り組むことが求められます。

### 4.2.2 涸沼の水質

図4-2に涸沼の水質結果の推移を示します。

涸沼のCOD（化学的酸素要求量）の値（親沢・宮前・広浦の年平均値）は、平成20年度の7.0mg/lから減少傾向を示し、平成24年度は6.1mg/lを示しています。しかし、第3期涸沼水質保全計画（平成22年度～平成26年度）で定められた水質目標値（COD5.5mg/L）と比較すると、目標値には達していません。本町では、公共下水道の事業計画区域において整備済み区域での接続率向上を推進しています。また、単独処理浄化槽設置およびし尿汲取りを行っている住宅には高度処理の合併処理浄化槽の設置費用の補助を行っています。



資料：茨城県環境対策課（クリーンアップひぬまネットワーク）

図4-2 涸沼の水質結果の推移（COD）

#### 【化学的酸素要求量（COD）とは】

CODは有機汚濁を測る指標として用いられており、水質汚濁に係わる環境基準では、CODは湖沼・海域、BODは河川の基準項目になっています。

CODの値が大きいほど、水中に有機物等が多く、汚濁負荷（汚濁の度合い）が大きいことを示しています。



写真 涸沼

## 4.2.3 本町の取り組み

本町では、工場・事業所の排水について「水質汚濁防止法」等の法令に基づく排水規制の強化、汚濁負荷の削減および水質汚濁の防止を目的に県と連携し、汚濁等の処理の方法、その他必要な事項に関して報告を求めるとともに、施設の立ち入り検査を行っておりますが、涸沼の水質目標値(COD5.5mg/L)には至っていません。

また、生活排水対策への取り組みとしては、公共下水道・農業集落排水施設整備済区域において、未接続者への接続推進を図るため、県の森林湖沼環境税を活用し、供用開始から3年以内に接続をした町民に対し接続支援補助を行っております。併せて、合併処理浄化槽の設置事業および単独処理浄化槽の撤去にも補助を行っております。

※県では、県北地域や筑波山周辺などの森林や霞ヶ浦を始めとする湖沼・河川などの自然環境を、良好な状態で次世代に引き継ぐため平成20年度より「森林湖沼環境税」を導入しています。

## 4.2.4 主な生活排水処理施設の特徴

表 4-1 に主な生活排水処理施設の特徴を示します。

生活排水対策では、集落の状況や費用対効果などを踏まえ、これらの処理施設を複合的に整備することが重要です。

表 4-1 主な生活排水処理施設の特徴

項目	公共下水道	農業集落排水施設	合併処理浄化槽
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 管渠により汚水を収集し、処理場で一括処理。</li> <li>▶ 耐用年数が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 管渠により汚水を収集し、処理場で一括処理。</li> <li>▶ 耐用年数が高い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 各家庭の敷地に浄化槽を設置し、排水を個別処理。</li> <li>▶ 耐用年数が短い。</li> </ul>
水質保全効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 安定した処理水質を確保。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 安定した処理水質を確保。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 適切な維持管理がなされれば処理水質を確保可能。</li> </ul>
経済性	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 市街地など人口密度の高い区域では、汚水処理にスケールメリットが働き経済効果が良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 家屋の密集した集落では、汚水処理にスケールメリットが働き、経済効率が良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 家屋の散在した集落では、長い管渠を敷設する必要がある集合処理よりも経済効果が良い。</li> </ul>

## 【茨城町家庭排水対策協議会の活動】

涸沼の水質浄化のためには、企業活動によって環境負荷を減らすだけでなく、町民一人ひとりが日常生活の中で生活排水の浄化に取り組む必要があります。

茨城町家庭排水対策協議会では、水質の現状について理解と認識を深め、水質浄化を図るため、町民への啓発活動や涸沼湖岸清掃活動を行っております。



写真 涸沼湖岸清掃活動の様子

## 4.3 生活排水処理の現状と課題

## 4.3.1 生活排水処理施設の管理主体

表 4-2 に生活排水処理の管理主体等を示します。

公共下水道、農業集落排水施設は、本町が管理を行っています。合併処理浄化槽、単独処理浄化槽およびし尿汲み取りは、設置者である個人および事業者等が管理を行っています。

表 4-2 生活排水処理の管理主体

生活排水処理形態	処理対象	管理主体	し尿・浄化槽汚泥の処理施設
公共下水道	し尿・生活雑排水	本町	茨城町浄化センター
農業集落排水施設	し尿・生活雑排水	本町	農業集落排水処理施設 (飯沼地区、下石崎地区、 涸沼南地区、逆川地区)
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	設置者 (個人・事業者等)	茨城地方広域環境事務組合 (し尿処理場)
単独処理浄化槽	し尿のみ	設置者 (個人・事業者等)	茨城地方広域環境事務組合 (し尿処理場)
し尿汲み取り	し尿のみ	設置者 (個人・事業者等)	茨城地方広域環境事務組合 (し尿処理場)

## 4.3.2 公共下水道の整備状況

表 4-3 に公共下水道の概要を示します。

本町では、公共下水道が整備された区域から排水される汚水は、下水道管(汚水管)を通して処理場に集め生物学的・化学的に処理し、きれいな水にして涸沼川に放流しています。

表 4-3 公共下水道の概要

区分	全体計画	認可計画
行政区域	12,164ha	
計画区域面積	1,510ha	326ha
計画処理人口	28,200人	9,360人
計画目標年次	平成37年度	平成26年度
処理能力(日最大)	22,000m <sup>3</sup> /日	5,067m <sup>3</sup> /日
計画汚水量(日最大)	21,643m <sup>3</sup> /日	3,707m <sup>3</sup> /日
処理場の名称	茨城町浄化センター	
処理場の位置	茨城県東茨城郡茨城町長岡 4898-1	
排除方式	分流式	
処理方式	標準活性汚泥法	
供用開始年月日	平成16年4月2日	

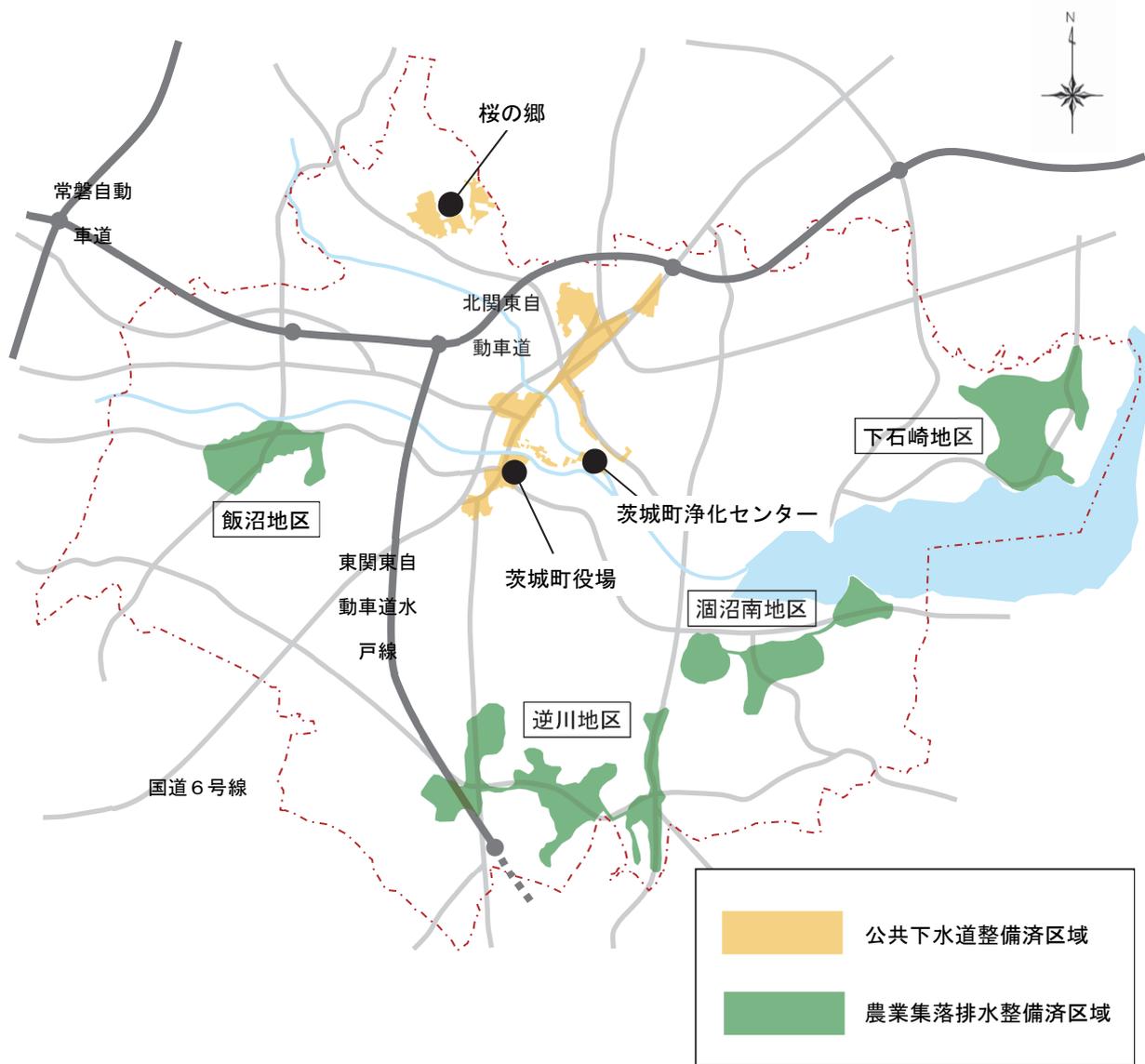
## 4.3.3 農業集落排水施設の整備状況

表 4-4 に農業集落排水施設の概要を示します。また、図 4-3 に公共下水道整備済区域および農業集落排水整備済区域の位置図を示します。

本町の農業集落排水施設は、飯沼地区、下石崎地区、湊沼南地区、逆川地区の 4 箇所にあります。いずれの施設も整備事業は完了し、供用しています。

表 4-4 本町の農業集落排水施設の概要

	飯沼地区	下石崎地区	湊沼南地区	逆川地区
整備地区				
計画処理面積	30.9ha	85ha	138ha	64ha
計画処理人口	1,480人	1,780人	2,230人	1,750人
処理能力	400m <sup>3</sup> /日	481m <sup>3</sup> /日	602m <sup>3</sup> /日	473m <sup>3</sup> /日
処理方法	流量調整、嫌気性ろ床、接触ばっ気および接触体ばっ気と急速砂ろ過を組み合わせた方式	回分式 活性汚泥方式	回分式 活性汚泥方式	回分式 活性汚泥方式
処理場の位置	茨城県東茨城郡茨城町大字上飯沼372番地	茨城県東茨城郡茨城町大字下石崎3540番地	茨城県東茨城郡茨城町大字宮ヶ崎339番地1	茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田1846番地1
供用開始年度	平成7年5月	平成10年6月	平成15年10月	平成23年5月



出典：茨城町

図 4-3 公共下水道整備済区域、農業集落排水整備済区域、施設等の位置図

## 4.3.4 合併処理浄化槽補助設置数の実績

表 4-5 に合併処理浄化槽補助設置数の実績を示します。

平成 25 年度から平成 30 年度にかけて、補助事業で設置された合併処理浄化槽は、一年あたり 17～38 基となっています。

表 4-5 合併処理浄化槽補助設置数の実績（基）

区 分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
5人槽	14	5	16	11	13	16
6～7人槽	11	11	12	10	16	20
8～10人槽	1	1	1	1	1	2
合計	26	17	29	22	30	38

## 4.3.5 収集運搬方法

本町の収集運搬は、し尿、浄化槽汚泥ともに許可業者が行っています。

表 4-6 にし尿および浄化槽汚泥収集・運搬体制を示します。

表 4-6 し尿および浄化槽汚泥収集・運搬体制

区 分	収集主体
し尿	許可業者
浄化槽汚泥	

## 4.3.6 中間処理

## (1) し尿処理施設の概要

表 4-7 にし尿処理場の概要を示します。

収集されたし尿および浄化槽汚泥は、し尿処理場で処理を行っています。し尿処理場は、運転開始から 45 年以上が経過しています。

表 4-7 し尿処理場の概要

施設名称	茨城地方広域環境事務組合（し尿処理場）
所在地	茨城県東茨城郡茨城町大字馬渡 244 番地
事業主体	茨城地方広域環境事務組合
組合構成市町	水戸市（旧内原町）、小美玉市（旧美野里町）、笠間市（旧友部町・旧岩間町）、本町
処理能力	152kℓ/日（し尿 106kℓ/日、浄化槽汚泥 46kℓ/日）
運転開始	昭和 43 年 3 月 15 日
基幹整備	昭和 51 年 6 月 17 日：し尿処理施設一部改造工事竣工 昭和 56 年 10 月 31 日：し尿処理施設増設改造工事竣工 平成 5 年 11 月 30 日：し尿処理施設更新および改造工事竣工 平成 20 年 11 月 21 日：し尿貯留槽等補修および蒸気加熱機更新工事竣工
処理方式	標準脱窒素処理方式

※：標準脱窒素処理方式：し尿等を 5～10 倍程度に薄め生物処理を行い、BOD と窒素を同時に除去する方法。

## (2) 放流水の水質

表 4-8 にし尿処理場から排水する放流水の水質目標値を示します。

し尿処理場から排水する放流水の BOD、浮遊物質（SS）の処理目標値は、県条例の規制値よりも厳しい基準を設定しています。

表 4-8 し尿処理場から排水する放流水の水質目標値

項目	単位	茨城地方広域環境事務組合 (し尿処理場) 処理目標値	県条例の規制値 (澗沼水域)	
pH	—	5.8~8.6	5.8~8.6	
BOD	mg/ℓ	10 以下	20	
COD	mg/ℓ	20 以下	20	
浮遊物質 (SS)	mg/ℓ	5 以下	40	
窒素含有量	(T-N)	mg/ℓ	10 以下	規制されていません
	(NH <sub>4</sub> )	mg/ℓ	1.0 以下	規制されていません
総リン (T-P)	mg/ℓ	1.0 以下	規制されていません	

条例：水質汚濁防止法に基づき排出基準を定める条例、茨城県条例第 11 号 平成 17 年 3 月 24 日

## (3) 最終処分

し尿処理後に発生する脱水汚泥は、民間の業者によって、堆肥化の原料として再利用されます。平成 23 年度以降は福島第一原子力発電所事故の影響による放射能汚染が 200 ベクレルを超えたため、民間の業者に埋立処分を委託しておりましたが、放射能汚染が 100 ベクレル以下となったことが確認できたため、平成 28 年 4 月より堆肥化を再開しています。

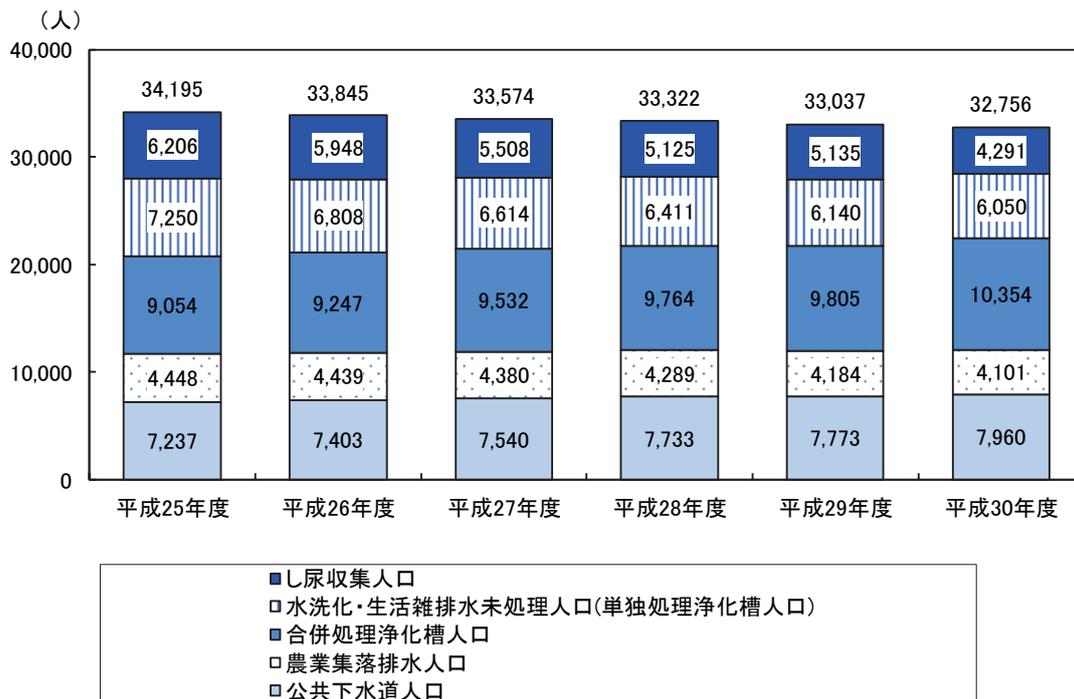
4.4 生活排水処理の実績

4.4.1 処理形態別人口

表 4-9 および図 4-4 に生活排水処理形態別人口の推移と目標達成状況を示します。  
 公共下水道（水洗化人口）および合併処理浄化槽人口は増加傾向にあり、単独処理浄化槽人口は減少傾向にあります。

表 4-9 生活排水処理形態別人口の推移

区分	単位	実績						平成30年度 目標値
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
1. 計画処理区域内人口	人	34,195	33,845	33,574	33,322	33,037	32,756	33,520
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	人	20,739	21,089	21,452	21,786	21,762	22,415	26,650
(1) 公共下水道人口	人	7,237	7,403	7,540	7,733	7,773	7,960	11,627
(2) 合併処理浄化槽人口	人	9,054	9,247	9,532	9,764	9,805	10,354	8,942
(3) 農業集落排水人口	人	4,448	4,439	4,380	4,289	4,184	4,101	6,082
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽人口)	人	7,250	6,808	6,614	6,411	6,140	6,050	3,155
4. し尿収集人口	人	6,206	5,948	5,508	5,125	5,135	4,291	3,715
5. 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0
2.(2)+2.(3)+3. 浄化槽人口	人	20,752	20,494	20,526	20,464	20,129	20,505	18,179
3.+4.+5. 生活排水未処理人口	人	13,456	12,756	12,122	11,536	11,275	10,341	6,870
6. 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	
※生活排水処理率 = 2÷1	%	60.6	62.3	63.9	65.4	65.9	68.4	79.5



※：生活排水処理率（%）＝（水洗化・生活雑排水処理人口）／（計画処理区域内人口）×100

図 4-4 生活排水処理形態別人口の推移

## 4.4.2 し尿および浄化槽汚泥の排出量の実績

表 4-10 にし尿量および浄化槽汚泥の排出量の実績を、図 4-5 に日平均排出量の推移を示します。

本町のし尿の日平均排出量は、緩やかに減少しています。また、浄化槽汚泥の日平均排出量は、平成 26 年度以降増加傾向にありましたが、平成 30 年度には減少に転じています。

表 4-10 し尿量および浄化槽汚泥量の排出量の実績

区 分	単 位	実 績					
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間排出量	kL/年	11,035	10,659	11,176	10,988	11,279	10,542
し尿量	kL/年	2,829	2,566	2,450	2,286	2,165	2,015
浄化槽汚泥量	kL/年	8,206	8,094	8,726	8,702	9,114	8,527
日平均排出量	kL/日	30.23	29.20	30.53	30.10	30.90	28.88
し尿量	kL/日	7.75	7.03	6.69	6.26	5.93	5.52
浄化槽汚泥量	kL/日	22.48	22.17	23.84	23.84	24.97	23.36
浄化槽汚泥混入率	%	74.36	75.93	78.08	79.20	80.80	80.89
1人1日当りし尿排出量	L/人/日	1.25	1.18	1.21	1.22	1.15	1.29
1人1日当り浄化槽汚泥排出量	L/人/日	1.08	1.08	1.16	1.16	1.24	1.14
脱水汚泥搬出量	t/年	95.00	88.00	88.00	81.00	83.00	79.00
堆肥化委託	t/年	-	-	-	81.00	83.00	79.00
埋立処理委託	t/年	95.00	88.00	88.00	-	-	-
残渣率	%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%	0.7%

※浄化槽汚泥混入率＝浄化槽汚泥年間排出量/し尿・浄化槽汚泥年間排出量×100

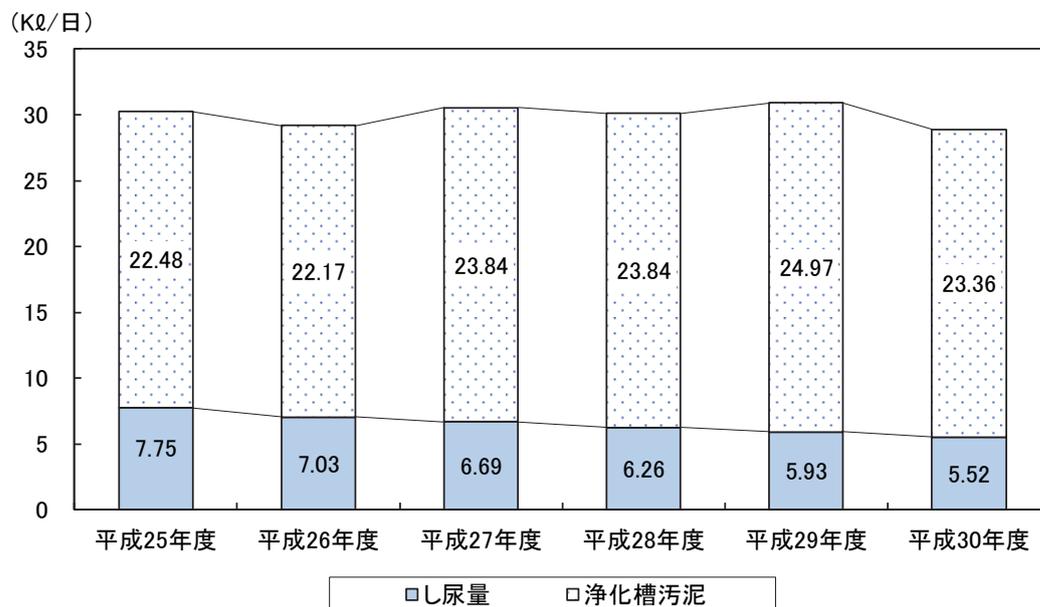


図 4-5 日平均排出量の推移

## 4.5 生活排水処理の課題

本町における生活排水に関する課題は、以下のとおりです。

## 1) 生活排水処理率の向上

**【現状】**

生活排水処理率は、平成 25 年度の 60.6%から増加傾向を示し、平成 30 年度には 68.4%となっています。公共下水道および合併処理浄化槽の処理人口は増加傾向を示しています。一方で、農業集落排水人口は減少傾向にあります。

**【課題】**

旧計画の平成 30 年度における目標値に対して生活排水処理率の実績値は約 80%となっています。合併処理浄化槽人口は計画を上回っていますが、公共下水道および農業集落排水施設への移行が計画どおり進んでいません。

## 2) 合併処理浄化槽の整備

**【現状】**

合併処理浄化槽人口は、計画を上回っていますが、単独処理浄化槽や汲み取り槽の使用世帯が依然として多い状況です。

**【課題】**

単独処理浄化槽、汲み取りし尿による処理では、未処理の生活排水が河川等の公共用水域に排出され水質汚濁の原因となります。生活排水対策では、公共下水道の整備に加え、農業集落排水施設への接続率の向上のほか合併処理浄化槽の普及が重要です。

## 3) し尿処理場の適切な運営

**【課題】**

し尿施設の適切な運営に向けて、今後し尿・浄化槽汚泥等の処理量を下水道整備の動向を踏まえて適切に予測し、し尿処理場の施設整備や更新を計画的に行う必要があります。

また、定期的な保守点検の実施など、適正な管理を行う必要があります。

## 4.6 生活排水処理行政の動向（国・県）

## 4.6.1 国の動向

国は、これまでの生活排水対策において処理施設の整備が十分でないことを踏まえ、地域の実状に応じ、浄化槽、下水道、農業集落排水施設およびコミュニティプラント（地域し尿処理施設）など各種汚水処理施設の整備を推進しています。その際、人口減少の社会情勢の変化を踏まえ、都道府県ごとの汚水処理施設の整備等に関する「都道府県構想」の見直しを推進し、汚水処理施設の整備の効率化を図っています。

平成 27 年 8 月に策定した第 4 次社会資本整備重点計画では、快適で活力のある暮らしの実現を図るため、公衆衛生の向上と生活環境の改善を推進し、汚水処理人口普及率を平成 28 年度末までに約 95%にすることを目標としています。

## 【社会資本整備重点計画】

## 汚水処理人口普及率

平成 22 年度末において約 87%、平成 28 年度末までに約 95%

※：汚水処理人口普及率(%) = 
$$\frac{\text{水洗化・生活雑排水処理人口} + \text{水洗化・生活雑排水未処理人口}}{\text{行政人口}} \times 100$$

## 4.6.2 県の動向

県では、工場・事業場等の排水について「水質汚濁防止法」等の法令に基づく排水規制、指導等により汚濁負荷の削減が図られてきました。河川（BOD）、湖沼（COD）等の水質環境基準の達成率は 78.3%（平成 29 年度）であり、全国平均値と比べると依然として低い状況にあります。この要因として、炊事、洗濯、入浴等の生活排水による負荷が大きいと考えられることから、県では、「生活排水ベストプラン」を策定し、それぞれの地域に適した効率の良い下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備促進を図っています。

平成 28 年 10 月に改訂した「第 3 回改訂 茨城県生活排水ベストプラン」において、生活排水処理率を以下のように見込んでいます。

## 【茨城県生活排水ベストプラン（第 3 回改訂）】

## 数値目標（本町）

平成 37 年度において 75.5%、整備完了時に 100%

## 4.7 生活排水処理基本計画

## 4.7.1 基本理念および基本方針

本町は、県のほぼ中央に位置し、町の中心を西から東に向かってそそぐ涸沼川とその支流である涸沼前川が流れる水循環に恵まれたまちです。しかし、涸沼の水質は、経済活動の発展と生活様式の変化により、水質の悪化がみられます。そのため、県が主体となり、平成12年度から、涸沼水質保全計画が推進され、現在、第3期計画により流域対策と湖内対策の両面から水質の浄化が図られています。今後、涸沼を中心とした水辺環境を保全するために、町民・事業者・行政が協働していく必要があります。本計画の基本理念を以下に示します。

## 【茨城町 生活排水処理基本計画 基本理念】

## 涸沼の清らかな水辺環境の保全

## 【基本方針①】 計画的な公共下水道事業の推進

人口密集地域については、生活排水を経済的、効率的に処理するために計画的に公共下水道の整備を促進していきます。

## 【基本方針②】 合併処理浄化槽の普及促進

本町では公共下水道等の整備や、合併処理浄化槽の設置促進を図っていますが、単独処理浄化槽や汲み取り便槽の使用世帯が多い状況です。公共下水道および農業集落排水施設が整備されていない地域において、合併処理浄化槽の更なる普及促進を図っていきます。

## 【基本方針③】 生活排水の発生源の対策

生活排水の発生を抑制するため、町民、事業者に対して排出管理に関する指導や啓発を図っていきます。

## 4.7.2 計画目標年度

図4-6に生活排水処理基本計画の目標年度を示します。

平成28年10月に改訂した「第3回改訂 茨城県生活排水ベストプラン」をもとに、本町の生活排水処理率の目標値を設定しました。中間目標年度は令和7年度、計画目標年度は令和17年度とします。

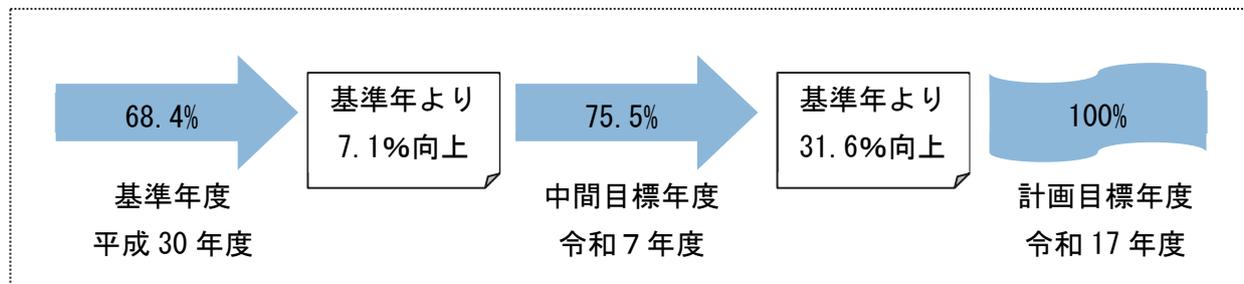


図4-6 計画の目標年度

4.7.3 数値目標

本町は、県が数値目標としている生活排水処理率を目標値に採用し、本計画の数値目標を以下のように設定します。

単独処理浄化槽人口は、公共下水道人口や合併処理浄化槽人口の普及に伴い減少することが予測されます。



4.7.4 生活排水処理量の将来予測

(1) 処理形態別人口の予測

図 4-7 に処理形態別人口の推移と将来予測結果を示します。

計画初年度の 15 年後に生活排水処理率を 100%にすることを目標とした場合、茨城県生活排水ベストプランの中間目標年度である令和 7 年度には生活排水処理率は 75.5%となり、令和 17 年度に生活排水処理率は 100%に達する見込みです。

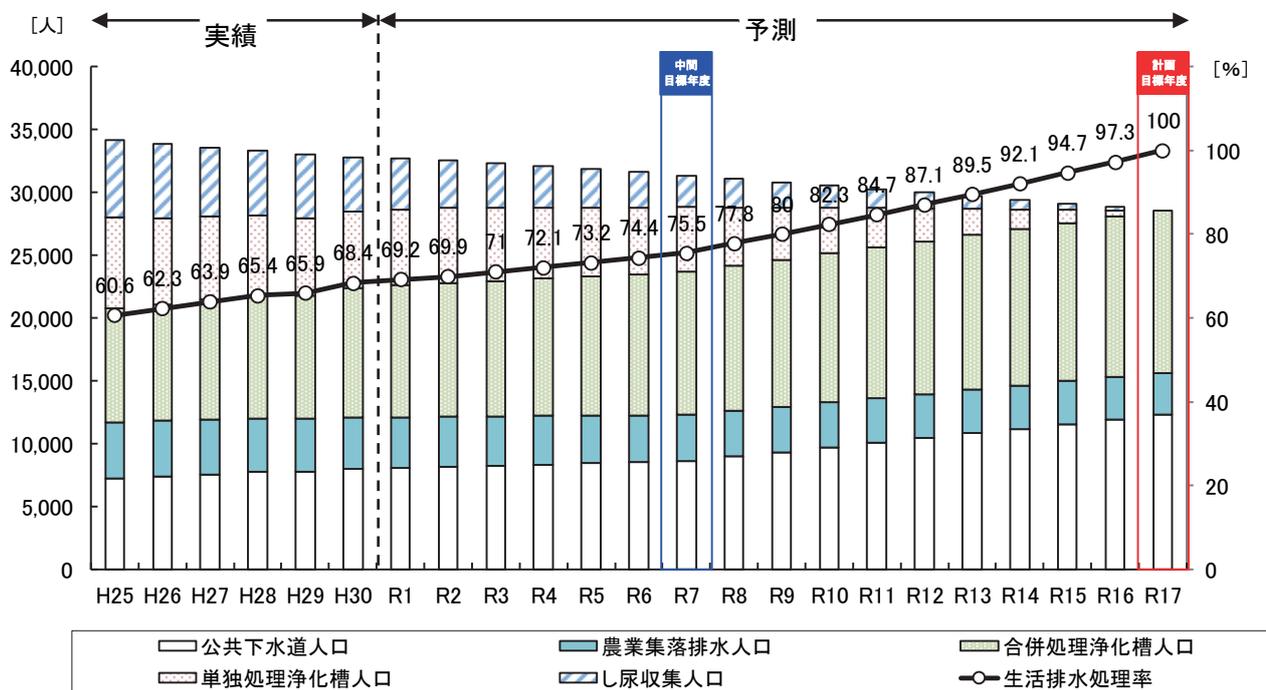


図 4-7 処理形態別人口の推移と将来予測

## (2) し尿および浄化槽汚泥排出量の予測

図 4-8 に目標達成時のし尿および浄化槽汚泥排出量の推移と将来予測結果を示します。

し尿処理量および浄化槽汚泥排出量は、人口の減少に伴い減少していくものと予測されます。

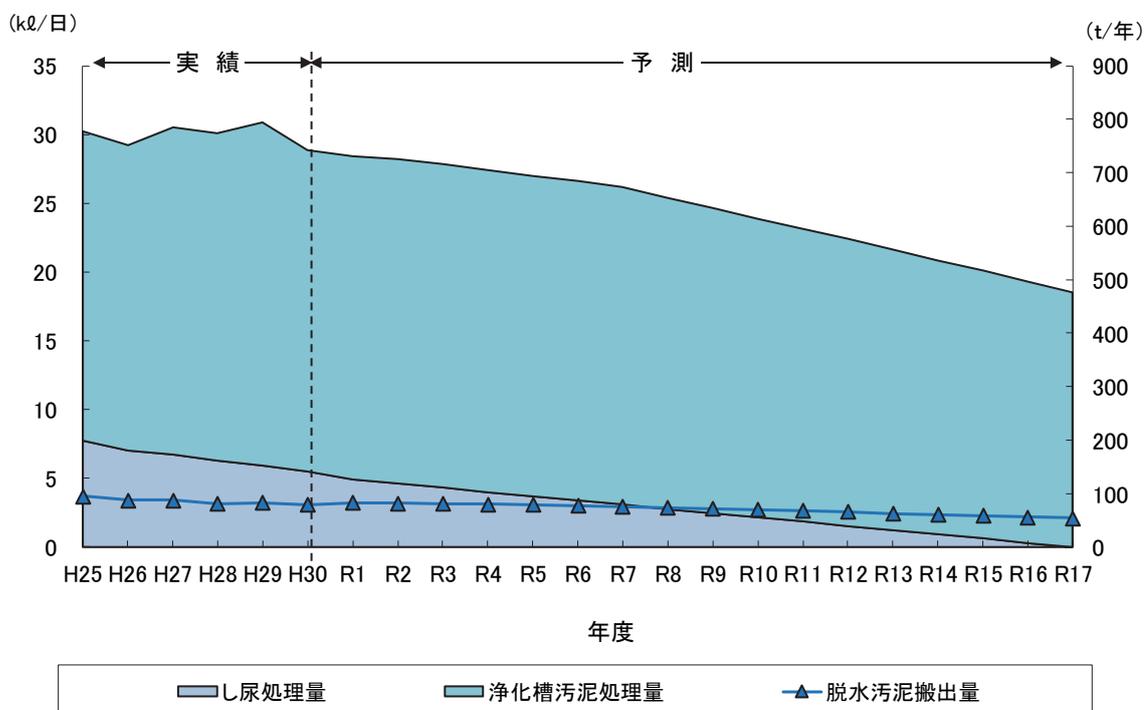


図 4-8 し尿および浄化槽汚泥排出量の推移

## 4.7.5 し尿および浄化槽汚泥の処理計画

## (1) 生活排水の処理主体

表 4-11 に生活排水処理施設の処理主体を示します。生活排水の処理主体は、今後も現在の体制を継続していきます。

表 4-11 生活排水処理施設の処理主体

処理	処理対象	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	本町
農業集落排水施設	し尿・生活雑排水	本町
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人・事業者等
単独処理浄化槽	し尿のみ	個人・事業者等
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥、 農業集落排水施設汚泥	茨城地方広域環境事務組合

## (2) 生活排水の施策体系

生活排水の施策について下記に示します。

## 1) 行政における施策

	施策分類	継続/新規	施策内容
排水対策計画	(1) 排出管理に関する教育・啓発の継続	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 小・中学校の環境教育や家庭に配布される広報誌等を活用し、台所等からの水質汚濁物の排出を低減させることが水辺環境の改善につながることへの理解を深める活動を推奨する。</li> <li>▶ 事業所等には、事業活動に伴う水質汚濁物質の放流を低減させるよう指導し、必要に応じて水質試験等を実施し、水質の現状を把握する。</li> </ul>
	(2) 公共下水道の接続率向上	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 令和 17 年度までに事業計画区域内における施設整備完了を目指し、供用開始された地区の接続率の向上を図る。また、茨城町浄化センターや汚水管の適切な維持管理を図り、処理水や汚泥の適正な処理に努める。</li> </ul>
	(3) 農業集落排水の接続率向上	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 農業集落排水施設は、現在 4 地区が整備済みである。更なる農業集落地域の生活環境向上のために、処理施設や汚水管の適切な維持管理を図る。</li> </ul>
	(4) 合併処理浄化槽の促進	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 現在浄化槽を設置していない住宅、単独処理浄化槽を設置している住宅等に対し、合併処理浄化槽への転換を推進し、高度処理の合併浄化槽の設置費用補助を継続する。</li> </ul>
収集・運搬・中間処理・最終処分計画	(1) 収集・運搬区域	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 収集・運搬区域は本町の全域とする。</li> </ul>
	(2) 許可業者への指導	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ し尿および浄化槽汚泥を収集・運搬する許可業者に対して、生活環境への配慮と、収集業務を衛生的・効果的に行うよう指導を徹底する。</li> </ul>
	(3) 適正処理の推進	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ し尿処理場は設備の老朽化が著しいことから、施設の適切な維持管理を行い、処理能力を維持する。</li> </ul>
	(4) 施設の延命化の検討および更新	継続 新規	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ し尿処理場の処理能力を維持するために、更新が必要な設備を適切に管理して施設の延命化を図る。</li> <li>▶ し尿処理場の施設の今後のあり方について更新を含めて検討する。</li> </ul>
	(5) 安全で安定した最終処分	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 中間処理後に発生する脱水汚泥は、埋立およびたい肥化などの処理を継続する。</li> </ul>

## 2) 町民・事業者における施策

施策分類		継続/新規	施策内容
排水抑制計画	(1) 生活排水処理施設の利用促進	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 公共下水道および農業集落排水設備の整備済み区域においては、公共下水道および農業集落排水施設の利用を推進する。</li> </ul>
	(2) 事業所における施策	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 事業所等においては、家庭における対策と同様に、適正な処理を推進する。工場等においては、公共用水域の汚濁原因となる物質の適正処理を推進する。</li> </ul>

## 資料編目次

1.	ごみ処理 .....	1
1.1	ごみ排出量の実績と予測（現状維持 1/2） .....	1
1.2	ごみ排出量の実績と予測（現状維持 2/2） .....	2
1.3	ごみ排出量の実績と予測（目標達成 1/2） .....	3
1.4	ごみ排出量の実績と予測（目標達成 2/2） .....	4
2.	生活排水処理 .....	5
2.1	生活排水処理形態別人口の実績と予測 .....	5
2.2	し尿・浄化槽汚泥排出量の実績と予測 .....	5
3.	3R推進に向けた町民アンケート調査集計結果報告 .....	6
3.1	調査の概要 .....	6
3.2	調査の結果 .....	7
4.	茨城町廃棄物減量等推進審議会 .....	22



1. ごみ処理

1.1 ごみ排出量の実績と予測 (現状維持1/2)

排出源別データ	区分	番号	計算式	単位	集計量(現状維持)																							
					平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度				
排出源別データ	家庭ごみ	0	数値入力	人	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034		
		1	数値入力	日	33,845	33,574	33,322	33,071	32,819	32,567	32,315	32,063	31,811	31,559	31,307	31,055	30,803	30,551	30,299	30,047	29,795	29,543	29,291	29,039	28,787	28,535	28,283	
		2	-3-11	人	7,457	7,243	7,029	6,815	6,601	6,387	6,173	5,959	5,745	5,531	5,317	5,103	4,889	4,675	4,461	4,247	4,033	3,819	3,605	3,391	3,177	2,963	2,749	2,535
		3	-4-5+6+7+8+10	人	6,457	6,419	6,381	6,343	6,305	6,267	6,229	6,191	6,153	6,115	6,077	6,039	6,001	5,963	5,925	5,887	5,849	5,811	5,773	5,735	5,697	5,659	5,621	5,583
		4	数値入力	人	291	272	253	234	215	196	177	158	139	120	101	82	63	44	25	6	-13	-32	-51	-70	-89	-108	-127	-146
		5	数値入力	人	236	219	202	185	167	149	131	113	95	77	59	41	23	5	-13	-32	-51	-70	-89	-108	-127	-146	-165	-184
		6	数値入力	人	21	24	22	24	22	24	22	24	22	24	22	24	22	24	22	24	22	24	22	24	22	24	22	24
		7	数値入力	人	246	224	202	180	158	136	114	92	70	48	26	4	-18	-36	-54	-72	-90	-108	-126	-144	-162	-180	-198	
		8	数値入力	人	9	10	9	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	-1	-2	-3	-4	-5	-6	-7	-8	
		9	数値入力	人	365	355	345	335	325	315	305	295	285	275	265	255	245	235	225	215	205	195	185	175	165	155	145	135
排出源別データ	事業系ごみ	10	数値入力	人	311	294	277	260	243	226	209	192	175	158	141	124	107	90	73	56	39	22	5	-12	-29	-46		
		11	-12+13+14	人	365	348	331	314	297	280	263	246	229	212	195	178	161	144	127	110	93	76	59	42	25	8	-8	
		12	数値入力	人	311	294	277	260	243	226	209	192	175	158	141	124	107	90	73	56	39	22	5	-12	-29	-46		
		13	数値入力	人	38	36	34	32	30	28	26	24	22	20	18	16	14	12	10	8	6	4	2	0	-2	-4	-6	
		14	数値入力	人	1,872	2,489	2,795	3,101	3,407	3,713	4,019	4,325	4,631	4,937	5,243	5,549	5,855	6,161	6,467	6,773	7,079	7,385	7,691	8,000	8,309	8,618	8,927	
		15	-16+25	人	1,743	2,360	2,665	2,970	3,275	3,580	3,885	4,190	4,495	4,800	5,105	5,410	5,715	6,020	6,325	6,630	6,935	7,240	7,545	7,850	8,155	8,460	8,765	
		16	-2+17+24	人	1,521	1,607	1,788	1,914	2,040	2,166	2,292	2,418	2,544	2,670	2,796	2,922	3,048	3,174	3,300	3,426	3,552	3,678	3,804	3,930	4,056	4,182	4,308	
		17	数値入力	人	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
		18	数値入力	人	156	168	180	192	204	216	228	240	252	264	276	288	300	312	324	336	348	360	372	384	396	408	420	432
		19	数値入力	人	17	14	22	21	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
排出源別データ	排出量	20	数値入力	人	18	19	18	19	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3		
		21	数値入力	人	18	19	18	19	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3		
		22	数値入力	人	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18		
		23	数値入力	人	8	7	9	8	40	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9		
		24	数値入力	人	129	129	130	143	131	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141		
		25	-26+27	人	128	128	128	142	131	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	
		26	数値入力	人	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		27	数値入力	人	50	134	72	57	38	485	481	477	474	470	466	463	459	455	452	448	445	441	437	434	430	426		
		28	数値入力	人	9,710	10,124	10,538	10,952	11,366	11,780	12,194	12,608	13,022	13,436	13,850	14,264	14,678	15,092	15,506	15,920	16,334	16,748	17,162	17,576	17,990	18,404		
		排出源別データ	集戻回収量	29	数値入力	人	9,166	9,567	9,968	10,369	10,770	11,171	11,572	11,973	12,374	12,775	13,176	13,577	13,978	14,379	14,780	15,181	15,582	15,983	16,384	16,785	17,186	
30	-2+31+36			人	8,548	8,949	9,350	9,751	10,152	10,553	10,954	11,355	11,756	12,157	12,558	12,959	13,360	13,761	14,162	14,563	14,964	15,365	15,766	16,167	16,568	16,969		
31	数値入力			人	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11		
32	数値入力			人	381	407	433	459	485	511	537	563	589	615	641	667	693	719	745	771	797	823	849	875	901	927		
33	数値入力			人	38	42	40	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58		
34	-27+23			人	262	238	246	254	243	218	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216		
35	-9+21			人	99	75	70	75	69	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76	76		
36	-9			人	434	423	449	469	444	503	475	471	469	466	463	460	457	454	451	448	445	442	439	436	433	430		
37	-38+39+40			人	39	37	44	67	34	54	47	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46		
排出源別データ	集戻回収量			38	数値入力	人	16	16	15	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	-1	-2	
		39	-12+27	人	9	7	10	13	16	19	22	25	28	31	34	37	40	43	46	49	52	55	58	61	64	67		
		40	-14	人	50	134	72	57	38	485	481	477	474	470	466	463	459	455	452	448	445	441	437	434	430	426		
		41	数値入力	人	9,710	10,124	10,538	10,952	11,366	11,780	12,194	12,608	13,022	13,436	13,850	14,264	14,678	15,092	15,506	15,920	16,334	16,748	17,162	17,576	17,990	18,404		
		42	-42+17+10+16	人	8,548	8,949	9,350	9,751	10,152	10,553	10,954	11,355	11,756	12,157	12,558	12,959	13,360	13,761	14,162	14,563	14,964	15,365	15,766	16,167	16,568	16,969		
		43	数値入力	人	617	557	567	568	572	576	580	584	588	592	596	600	604	608	612	616	620	624	628	632	636	640		
		44	数値入力	人	781	822	858	898	938	982	1,030	1,082	1,138	1,198	1,262	1,330	1,402	1,478	1,558	1,642	1,730	1,822	1,918	2,018	2,122	2,230		
		45	数値入力	人	627	610	624	621	626	637	643	648	652	656	660	664	668	672	676	680	684	688	692	696	700	704		
		46	-48+17+10+16	人	7,823	7,537	7,648	7,568	7,446	7,615	7,668	7,724	7,694	7,658	7,622	7,586	7,550	7,514	7,478	7,442	7,406	7,370	7,334	7,298	7,262	7,226	7,190	
		排出源別データ	排出量	47	数値入力	人	6,688	6,682	6,796	6,694	6,744	6,784	6,805	6,841	6,839	6,841	6,839	6,841	6,839	6,841	6,839	6,841	6,839	6,841	6,839	6,841	6,839	6,841
48	-49+50+52+57			人	329	308	308	276	295	286	315	320	320	316	314	311	310	307	304	301	300	296	294	290	288	284		
49	-4+12			人	617	557	567	568	572																			



1.3 ごみ排出量の実績と予測（目標達成1/2）

Table with 25 columns for years from 2013 to 2024 and 25 rows for various waste categories. Columns include 'Year' (年度), 'Unit' (単位), 'Calculation Method' (計算式), 'Area' (区分), and 'Forecast' (予測値). Rows are categorized by 'Collection' (収集), 'Disposal' (排出量), and 'Recycling' (資源系ごみ).

出典：本町データベースおよび環境省一般廃棄物実態調査結果



2. 生活排水処理

2.1 生活排水処理形態別人口の実績と予測

Table with columns for '区分' (Category), '実績' (Actual), and '推計値' (Forecast). Rows include '計画処理区域人口', '水酸化・生活排水処理人口', '(1)公共下水道人口', '(2)合併処理浄化槽人口', '(3)農業集落排水人口', '水酸化・生活排水処理人口(単独処理浄化槽人口)', '生じ廃棄人口', '自家処理人口', '浄化槽人口', '知生排水未処理人口', '生活排水処理処理率', '計画処理区域域内人口の割合', '(1)公共下水道人口(水酸化人口)の割合', '(2)合併処理浄化槽人口の割合', '(3)農業集落排水人口の割合', '水酸化・生活排水処理人口(単独処理浄化槽人口)の割合', '生じ廃棄人口の割合', '自家処理人口の割合'.

出典：本町データ

2.2 し尿・浄化槽汚泥排出量の実績と予測

Table with columns for '区分' (Category), '実績' (Actual), and '推計値' (Forecast). Rows include '年間排出量', 'し尿', '浄化槽汚泥', '日平均排出量', 'し尿', '浄化槽汚泥', '一人一日あたりし尿排出量', '一人一日あたり浄化槽汚泥排出量', '年間処理量', 'し尿', '浄化槽汚泥', '処理量', 'し尿', '浄化槽汚泥', '脱水性汚泥排出量', '埋却処理委託', '焼却処理委託', '残差率'.

出典：本町データ

### 3. 3R推進に向けた町民アンケート調査集計結果報告

#### 3.1 調査の概要

##### (1) 調査の目的

更なる3R推進（Reduce＝減量、Reuse＝再使用、Recycle＝再生）に向けて、本計画の改訂に町民の声を反映するため、アンケート調査を実施しました。

##### (2) 調査対象者

住民基本台帳より満20歳～80歳の本町在住の町民800人を無作為に抽出し、調査対象としました。

##### (3) 調査内容

調査は計23の設問で行い、町民のご意見や提言の把握に努めました。  
主な調査項目を下記に示します。

##### 【主な調査項目】

- (1) 個人属性に関する設問（Q1～Q2）
- (2) 日常のごみ処理に関する設問（Q3～Q8）
- (3) ごみの減量やリサイクルに関する設問（Q9～Q11）
- (4) 生ごみの資源化に関する設問（Q12～Q14）
- (5) 衣類の資源化に関する設問（Q15～Q16）
- (6) 小型家電や金属製品の資源化に関する設問（Q17～Q20）
- (7) 環境保全に関する設問（Q21）
- (8) 環境に関する設問（Q22～Q23）

##### (4) 調査方法

- ・配布、回収方法：郵送による配布、料金受取人払郵便による回収
- ・配布、回収時期：令和元年10月4日～11月7日
- ・記入方式：無記名回答方式

##### (5) 回答状況

- ・発送件数 800件
- ・回収件数 330件
- ・回答（全発送件数比）41.25%

##### (6) 調査信頼度

今回のアンケート回収件数は330件であるため、信頼レベル99%で許容誤差5%の調査結果となっています。

これは、例えば違う人を対象にして、今回と同じ調査を100回行った場合でも、その内99回は、その結果の%の値が±5%以内でしか変わらない値であり、町民ニーズの把握として必要十分な目標誤差の水準を十分に確保していると考えられます。

## 3.2 調査の結果

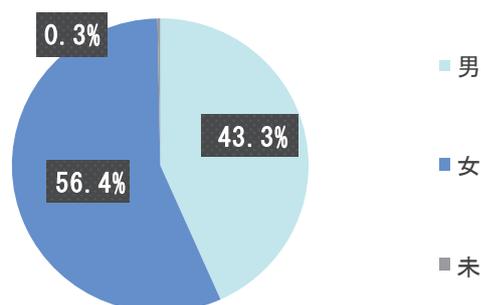
問いによっては、複数回答可能な問や前問により回答の必要のない問の回答数には未記入・無効の件数を含めていないため、回収件数 330 件とは一致しません。(Q3、6、7、10、11、13)

### (1) 個人属性に関する設問

I. あなたご自身のことについてお尋ねします。

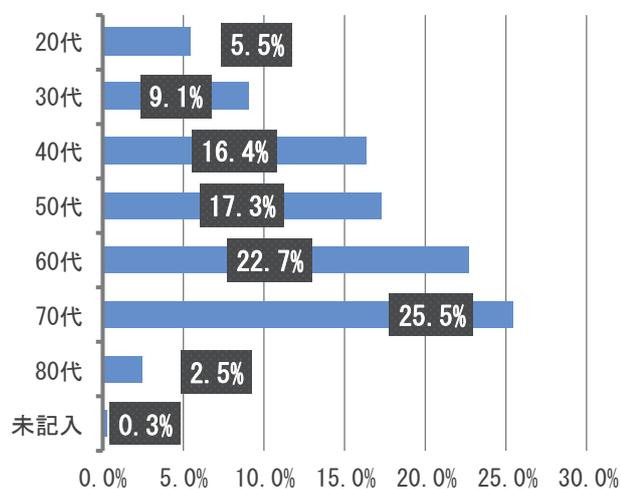
Q1. 性別を教えてください。

区分	回答数	比率
男	143	43.3%
女	186	56.4%
未記入	1	0.3%
計	330	100%



Q2. 年齢を教えてください。

区分	回答数	比率
20代	18	5.5%
30代	30	9.1%
40代	54	16.4%
50代	57	17.3%
60代	75	22.7%
70代	84	25.5%
80代	11	2.5%
未記入	1	0.3%
計	330	100%

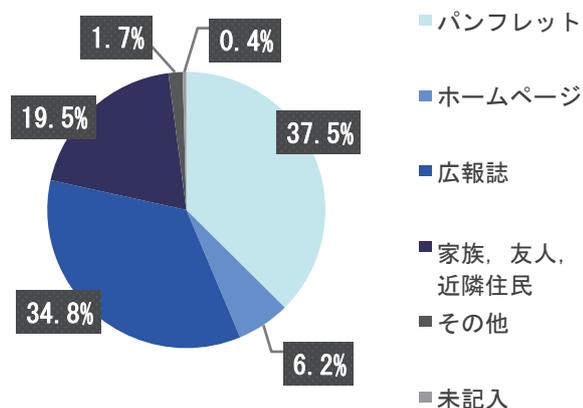


## (2) 日常のごみ処理に関する設問

## II. ごみの出し方等についてお尋ねします。

Q3. ごみの分け方や出し方に関する情報は、何から得ていますか。(複数回答可)

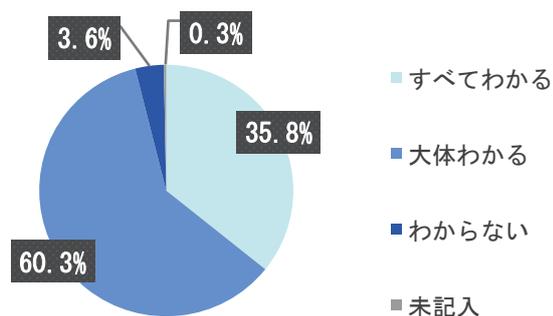
区分	回答数	比率
パンフレット	181	37.5%
ホームページ	30	6.2%
広報誌	168	34.8%
家族、友人、 近隣住民	94	19.5%
その他	8	1.7%
未記入	2	0.4%
計	483	100%



※主なその他の内容	回答数
スマホアプリ	2
自作の表	2

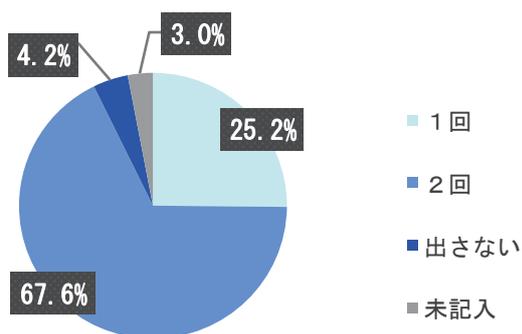
Q4. 茨城町では、適正処理と再利用を進めるため、ごみは分別して出していただくようお願いしています。分別の方法は、ご存じですか。

区分	回答数	比率
すべてわかる	118	35.8%
大体わかる	199	60.3%
わからない	12	3.6%
未記入	1	0.3%
計	330	100%



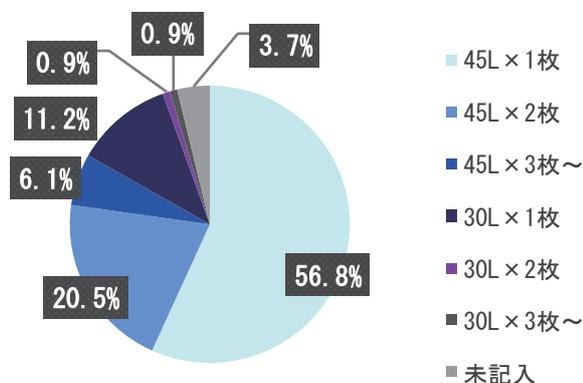
Q5. 燃えるごみは1週間あたり、おおむね何回出されますか。

区分	回答数	比率
1回	83	25.2%
2回	223	67.6%
出さない	14	4.2%
未記入	10	3.0%
計	330	100%



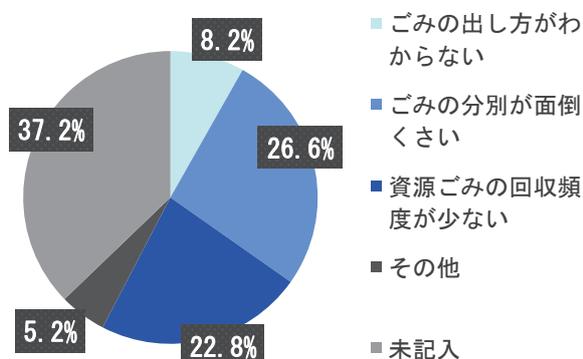
Q6. 燃えるごみを出す際ごみ出し1回あたりの燃えるごみ袋の使用枚数をお答えください。  
(複数回答可)

区分	回答数	比率
45L×1枚	197	56.8%
45L×2枚	71	20.5%
45L×3枚～	21	6.1%
30L×1枚	39	11.2%
30L×2枚	3	0.9%
30L×3枚～	3	0.9%
未記入	13	3.7%
計	347	100%



Q7. ごみを出す際、疑問に感じていることがあれば教えてください。  
(複数回答可、「疑問なし」は未記入に含む)

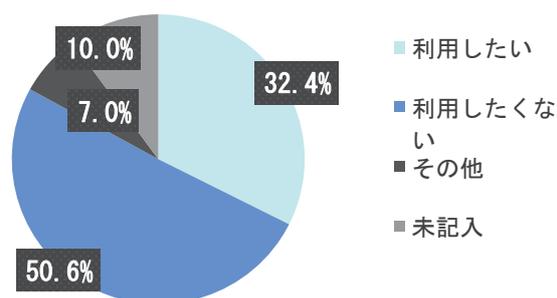
区分	回答数	比率
ごみの出し方がわからない	30	8.2%
ごみの分別が面倒くさい	98	26.6%
資源ごみの回収頻度が少ない	84	22.8%
その他	19	5.2%
未記入	137	37.2%
計	368	100%



※主なその他の内容	回答数
ごみ出しのマナーが悪い	3
回収日時の増加希望	3
集積所に出すことが困難	3

Q8. ごみを排出する際の利便性を向上するため、有料によりごみを自宅まで回収しに行く戸別収集制度を検討しています。戸別収集制度を利用してみたいですか。

区分	回答数	比率
利用したい	107	32.4%
利用したくない	167	50.6%
その他	23	7.0%
未記入	33	10.0%
計	330	100%



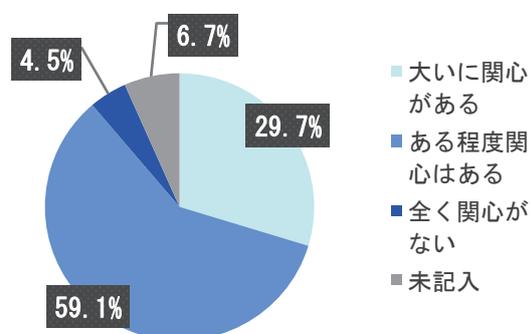
※主なその他の内容	回答数
料金次第	12
将来不自由になったら	8
無料なら利用したい	2

### (3) ごみの減量やリサイクルに関する設問

III. ごみの減量やリサイクルについてお尋ねします。

Q9. ごみの減量やリサイクルに関心がありますか。

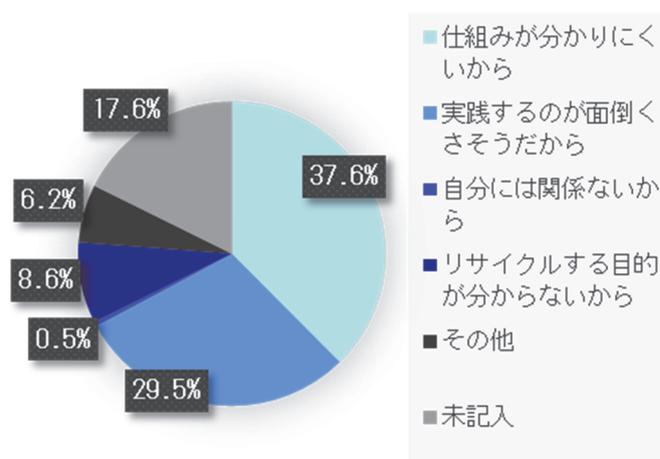
区分	回答数	比率
大いに関心がある	98	29.7%
ある程度関心はある	195	59.1%
全く関心がない	15	4.5%
未記入	22	6.7%
計	330	100%



Q10. ごみの減量やリサイクルについて、関心が持てない理由は何ですか。

(Q9で「ある程度関心はある」「全く関心がない」と回答した方のみ)

区分	回答数	比率
仕組みが分かりにくいから	79	37.6%
実践するのが面倒くさそうだから	62	29.5%
自分には関係ないから	1	0.5%
リサイクルする目的が分からないから	18	8.6%
その他	13	6.2%
未記入	37	17.6%
計	210	100%

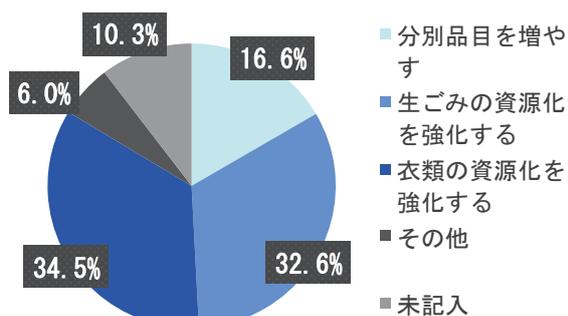


※主なその他の内容	回答数
周りがやっていないから	2
ごみが出ないから	2
コストがかかるから	2

Q11. ごみの減量やリサイクルの推進に向けて、必要な取り組みは何だと思いますか。

(複数回答可)

区分	回答数	比率
分別品目を増やす	72	16.6%
生ごみの資源化を強化する	142	32.6%
衣類の資源化を強化する	150	34.5%
その他	26	6.0%
未記入	45	10.3%
計	435	100%



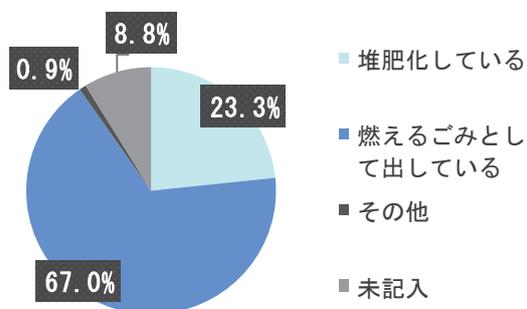
※主なその他の内容	回答数
分別等の周知活動	9
包装の改善	4
分別の簡易化	3

## (4) 生ごみの資源化に関する設問

## IV. 生ごみの資源化についてお尋ねします。

Q1 2. 生ごみを日頃どのように処分していますか。

区分	回答数	比率
堆肥化している	77	23.3%
燃えるごみとして出している	221	67.0%
その他	3	0.9%
未記入	29	8.8%
計	330	100%

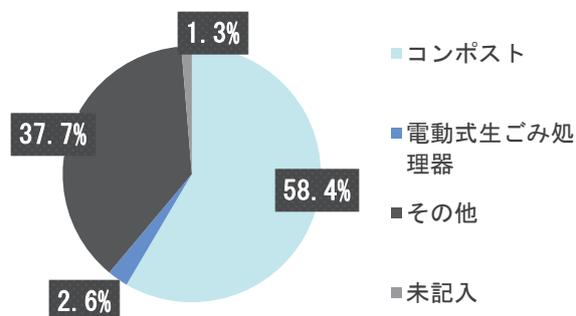


※主なその他の内容	回答数
埋めている	3

Q1 3. 堆肥化の方法は何ですか。

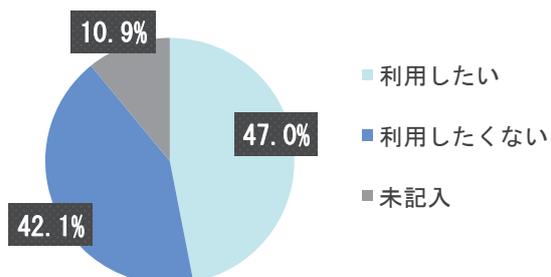
(Q1 2で「堆肥化している」と回答した方のみ)

区分	回答数	比率
コンポスト	45	58.4%
電動式生ごみ処理器	2	2.6%
その他	29	37.7%
未記入	1	1.3%
計	77	100%



Q1 4. 生ごみ堆肥化容器あるいは生ごみ処理機を利用したいですか

区分	回答数	比率
利用したい	155	47.0%
利用したくない	139	42.1%
未記入	36	10.9%
計	330	100%

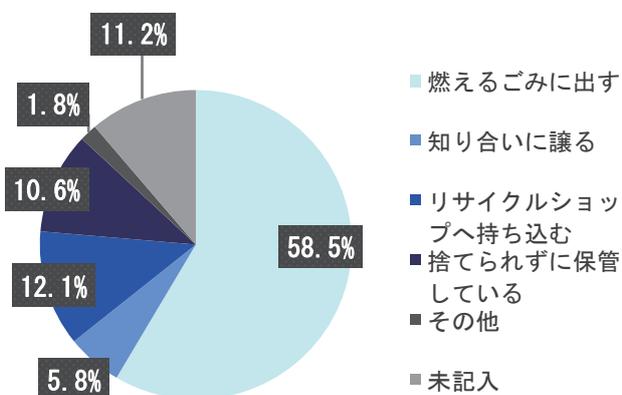


## (5) 衣類の資源化に関する設問

V. 衣類の資源化についてお尋ねします。

Q15. 衣類をどのように処分していますか。

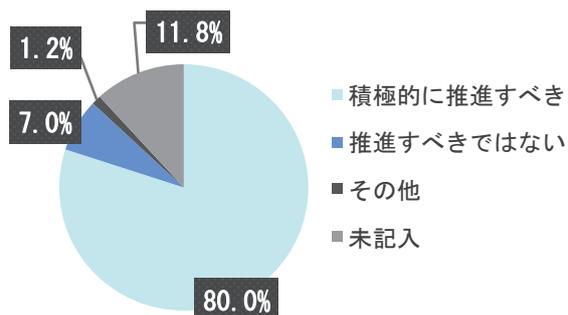
区分	回答数	比率
燃えるごみに出す	193	58.5%
知り合いに譲る	19	5.8%
リサイクルショップへ持ち込む	40	12.1%
捨てられずに保管している	35	10.6%
その他	6	1.8%
未記入	37	11.2%
計	330	100%



※主なその他の内容	回答数
海外などに寄付	2
自己でリサイクル	2

Q16. 衣類の資源化についてどのように感じていますか

区分	回答数	比率
積極的に推進すべき	193	80.0%
推進すべきではない	19	7.0%
その他	6	1.2%
未記入	37	11.8%
計	330	100%



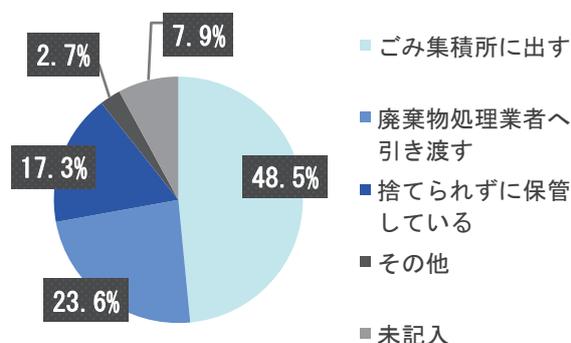
※主なその他の内容	回答数
コスト次第	1
物次第	1

## (6) 小型家電や金属製品の資源化に関する設問

VI. 小型家電や金属製品の資源化についてお尋ねします。

Q1 7. 小型家電をどのように処分していますか。

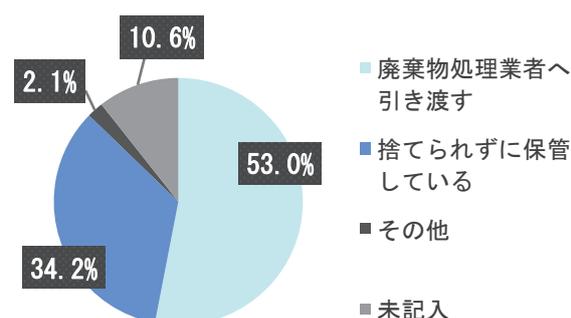
区分	回答数	比率
ごみ集積所に出す	160	48.5%
廃棄物処理業者へ引き渡す	78	23.6%
捨てられずに保管している	57	17.3%
その他	9	2.7%
未記入	26	7.9%
計	330	100%



※主なその他の内容	回答数
下取りに出す	7
小売店へ持ち込む	2

Q1 8. 小型家電以外の金属製品（ごみ処理場で処分できないもの）をどのように処分していますか。

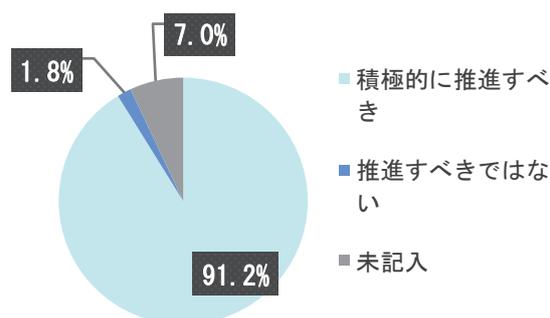
区分	回答数	比率
廃棄物処理業者へ引き渡す	175	53.0%
捨てられずに保管している	113	34.2%
その他	7	2.1%
未記入	35	10.6%
計	330	100%



※主なその他の内容	回答数
下取りに出す	3
出たことがない	2

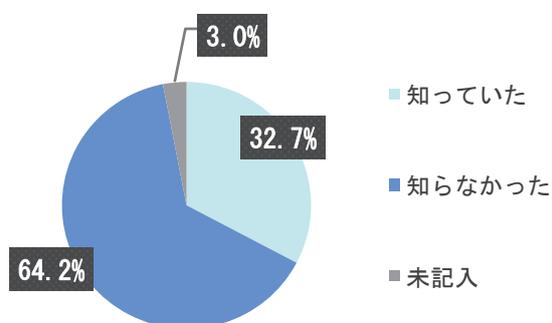
Q19. 小型家電や金属製品の資源化についてどのように感じていますか。

区分	回答数	比率
積極的に推進すべき	301	91.2%
推進すべきではない	6	1.8%
その他	0	0.0%
未記入	23	7.0%
計	330	100%



Q20. 茨城町では年に2～3回程度、茨城町・小美玉市管内で「小美玉・茨城町・リーテム協働小型家電回収促進プロジェクト」として、小型家電や金属製品の無料回収イベントを実施しています。このイベントをご存知ですか。

区分	回答数	比率
知っていた	108	32.7%
知らなかった	212	64.2%
未記入	10	3.0%
計	330	100%



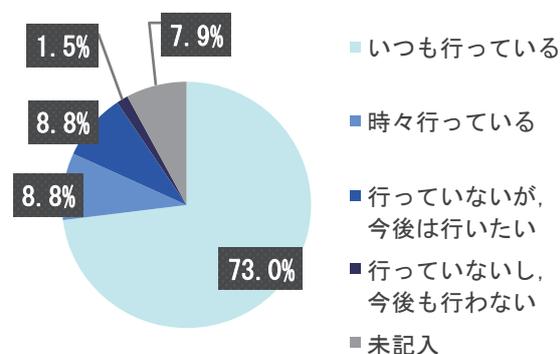
## (7) 環境保全に関する設問

VII. 環境保全についてお尋ねします。

Q21. 地域の家庭環境の改善や地球の環境を守るために、日常家庭の中でどのような取り組みを行っていますか。

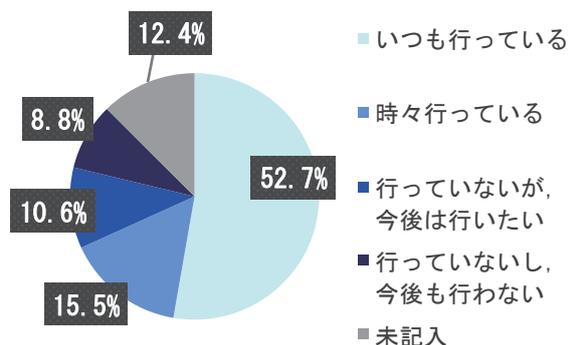
①買い物の際は、買い物かごや、買い物袋を持参している（マイバックの持参）

区分	回答数	比率
いつも行っている	241	73.0%
時々行っている	29	8.8%
行っていないが、 今後は行いたい	29	8.8%
行っていないし、 今後も行わない	5	1.5%
未記入	26	7.9%
計	330	100%



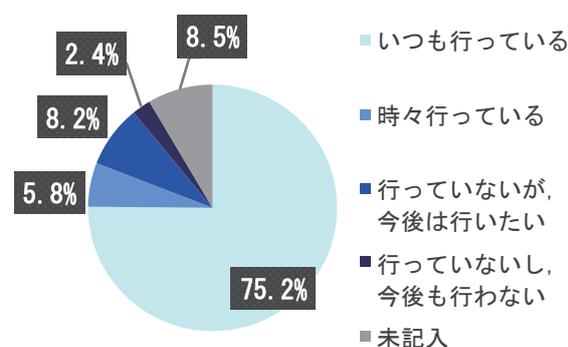
②車を利用する場合はアイドリングストップなどの省エネ運転をしている。

区分	回答数	比率
いつも行っている	174	52.7%
時々行っている	51	15.5%
行っていないが、 今後は行いたい	35	10.6%
行っていないし、 今後も行わない	29	8.8%
未記入	41	12.4%
計	330	100%



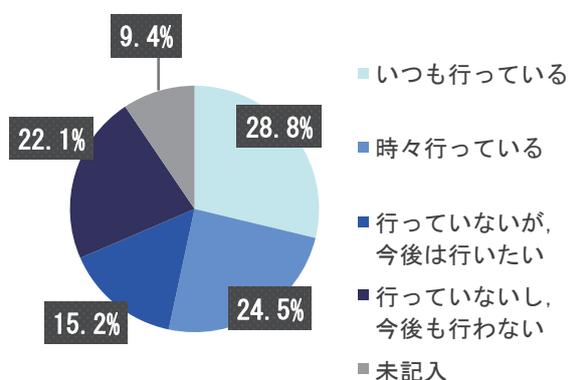
③調理くずや残り油を排水口から流さない。

区分	回答数	比率
いつも行っている	248	75.2%
時々行っている	19	5.8%
行っていないが、 今後は行いたい	27	8.2%
行っていないし、 今後も行わない	8	2.4%
未記入	28	8.5%
計	330	100%



④生ごみの堆肥化などごみの減量化に努めている。

区分	回答数	比率
いつも行っている	95	28.8%
時々行っている	81	24.5%
行っていないが、 今後は行いたい	50	15.2%
行っていないし、 今後も行わない	73	22.1%
未記入	31	9.4%
計	330	100%



## (8) 環境に関する設問

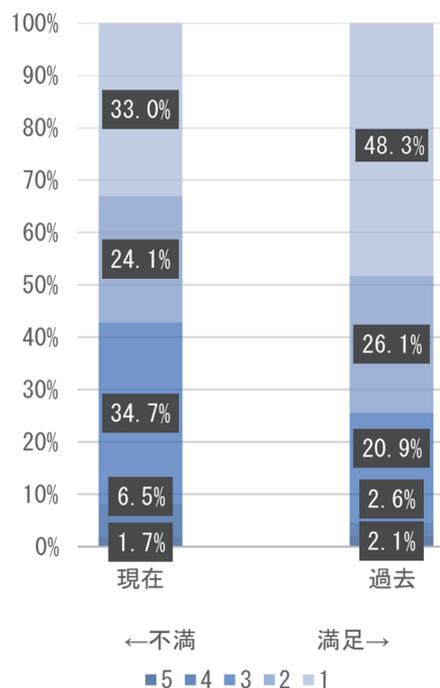
VIII. 環境についてお尋ねします。

Q2 2. 茨城町の環境にどの程度満足していますか。現在と過去（子どもの頃（転入時））、それぞれお答えください。

## ①空気のきれいさ

区分		現在		過去	
		回答数	比率	回答数	比率
↑ 満足	1	97	33.0%	113	48.3%
	2	71	24.1%	61	26.1%
	3	102	34.7%	49	20.9%
↓ 不満	4	19	6.5%	6	2.6%
	5	5	1.7%	5	2.1%
計		294	100%	234	100%

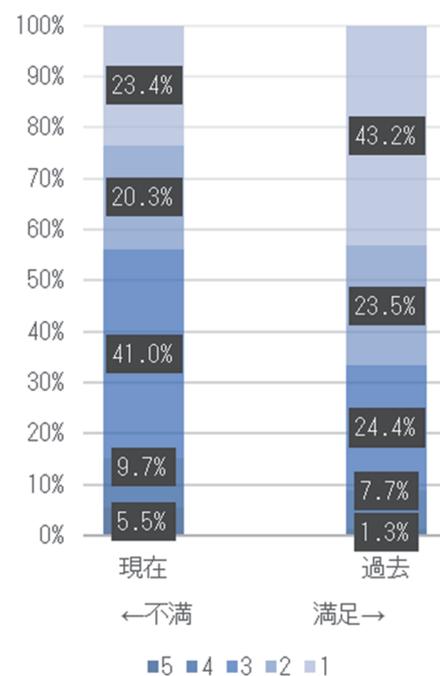
※ 上記は未記入分を含みません。



## ②水のきれいさ

区分		現在		過去	
		回答数	比率	回答数	比率
↑ 満足	1	68	23.4%	101	43.2%
	2	59	20.3%	55	23.5%
	3	119	41.0%	57	24.4%
↓ 不満	4	28	9.7%	18	7.7%
	5	16	5.5%	3	1.3%
計		290	100%	234	100%

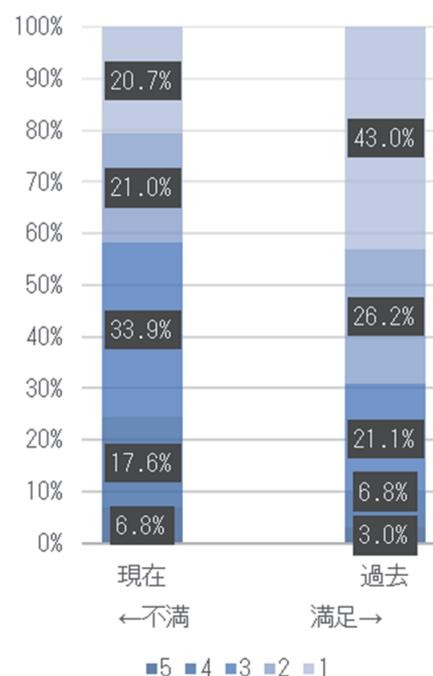
※ 上記は未記入分を含みません。



## ③まちな静けさ（騒音のなさ）

区分		現在		過去	
		回答数	比率	回答数	比率
↑ 満足	1	61	20.7%	102	43.0%
	2	62	21.0%	62	26.2%
	3	100	33.9%	50	21.1%
↓ 不満	4	52	17.6%	16	6.8%
	5	20	6.8%	7	3.0%
計		295	100%	237	100%

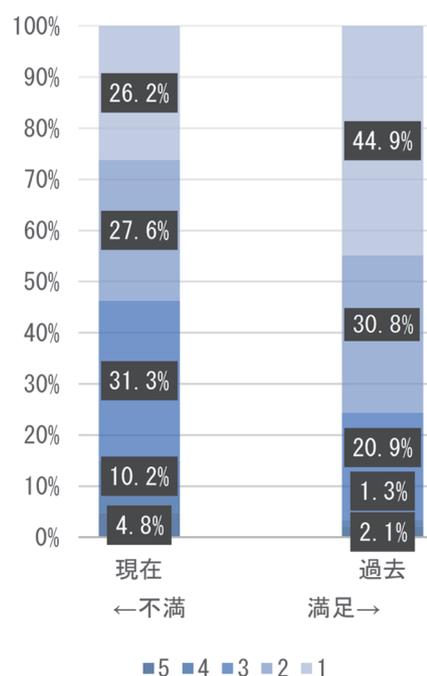
※ 上記は未記入分を含みません。



## ④動植物等自然の豊かさ

区分		現在		過去	
		回答数	比率	回答数	比率
↑ 満足	1	77	26.2%	105	44.9%
	2	81	27.6%	72	30.8%
	3	92	31.3%	49	20.9%
↓ 不満	4	30	10.2%	3	1.3%
	5	14	4.8%	5	2.1%
計		294	100%	234	100%

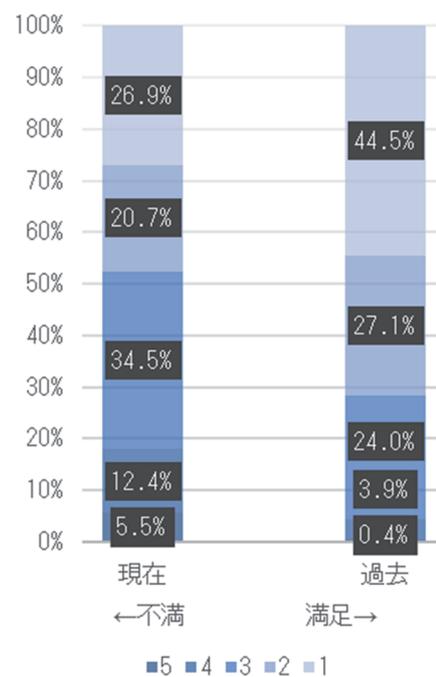
※ 上記は未記入分を含みません。



## ⑤自然景観、田園風景の美しさ

区分		現在		過去	
		回答数	比率	回答数	比率
↑ 満足	1	78	26.9%	102	44.5%
	2	60	20.7%	62	27.1%
	3	100	34.5%	55	24.0%
↓ 不満	4	36	12.4%	9	3.9%
	5	16	5.5%	1	0.4%
計		290	100%	229	100%

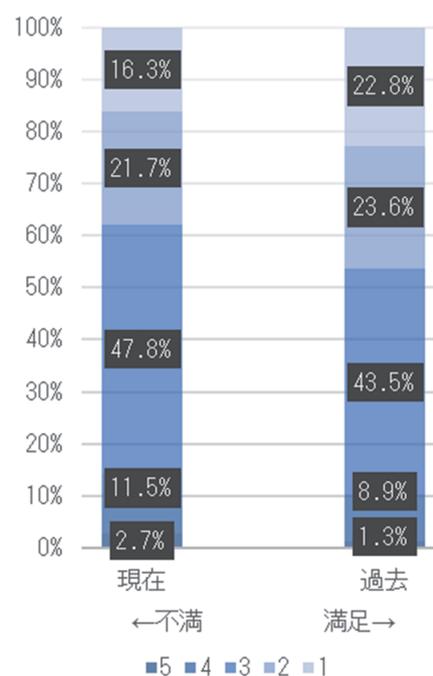
※ 上記は未記入分を含みません。



## ⑥まちの清潔さ

区分		現在		過去	
		回答数	比率	回答数	比率
↑ 満足	1	48	16.3%	54	22.8%
	2	64	21.7%	56	23.6%
	3	141	47.8%	103	43.5%
↓ 不満	4	34	11.5%	21	8.9%
	5	8	2.7%	3	1.3%
計		295	100%	237	100%

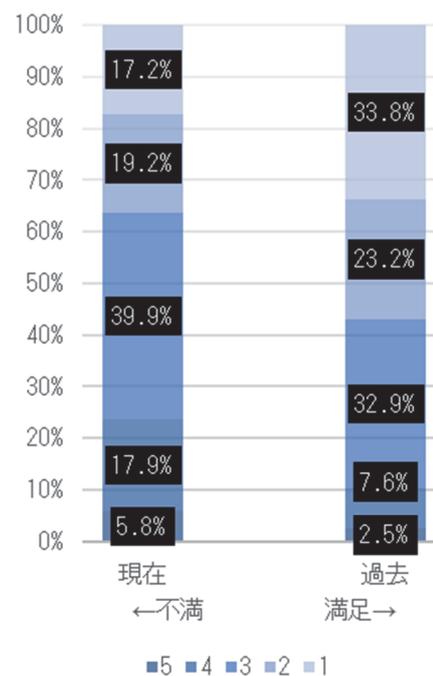
※ 上記は未記入分を含みません。



## ⑦水辺の生き物など自然とのふれあいの場

区分		現在		過去	
		回答数	比率	回答数	比率
↑ 満足	1	50	17.2%	80	33.8%
	2	56	19.2%	55	23.2%
	3	116	39.9%	78	32.9%
↓ 不満	4	52	17.9%	18	7.6%
	5	17	5.8%	6	2.5%
計		291	100%	237	100%

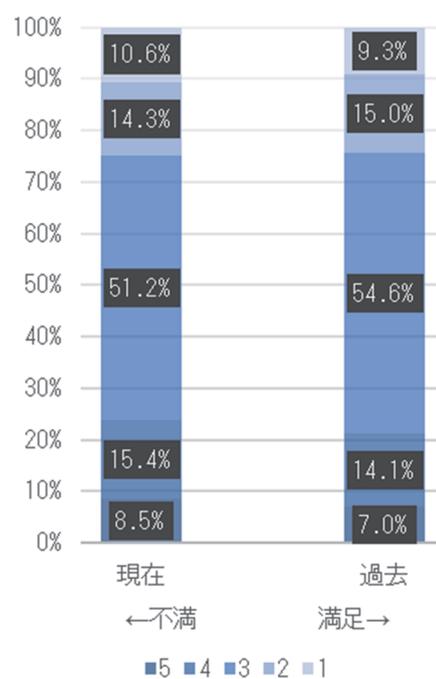
※ 上記は未記入分を含みません。



## ⑧環境保全に対する町民の意識の高さ

区分		現在		過去	
		回答数	比率	回答数	比率
↑ 満足	1	31	10.6%	21	9.3%
	2	42	14.3%	34	15.0%
	3	150	51.2%	124	54.6%
↓ 不満	4	45	15.4%	32	14.1%
	5	25	8.5%	16	7.0%
計		293	100%	227	100%

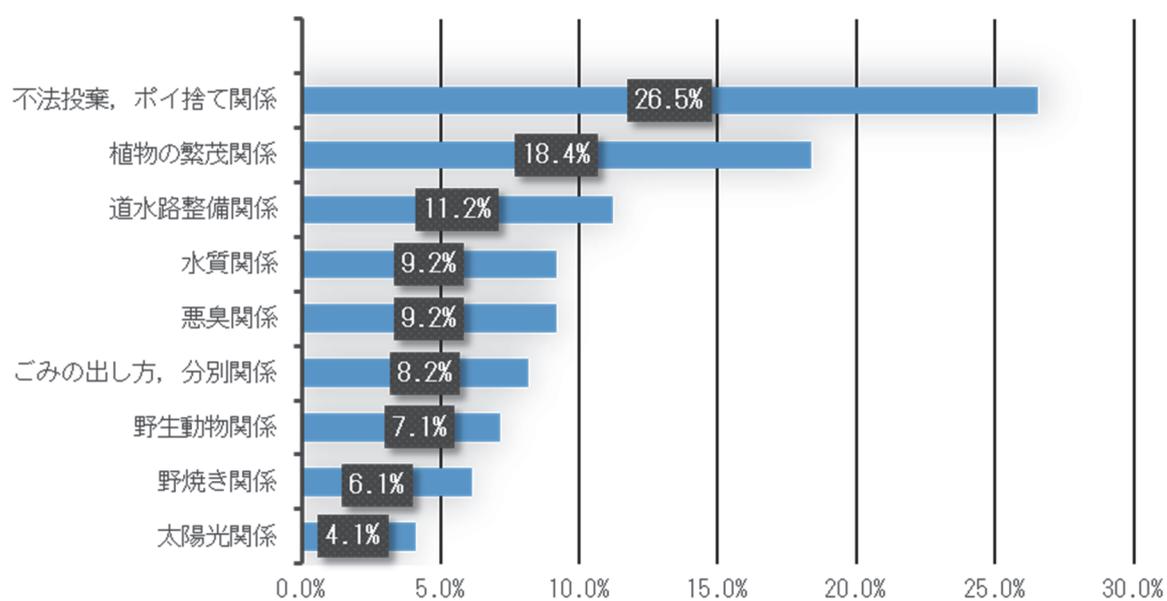
※ 上記は未記入分を含みません。



Q23. 茨城町の環境に関することで、気になっていることがあれば教えてください。

(自由記述、分類を多い順に9つまで抜粋)

区分	回答数	比率
不法投棄、ポイ捨て関係	26	26.5%
植物の繁茂関係	18	18.4%
道水路整備関係	11	11.2%
水質関係	9	9.2%
悪臭関係	9	9.2%
ごみの出し方、分別関係	8	8.2%
野生動物関係	7	7.1%
野焼き関係	6	6.1%
太陽光関係	4	4.1%
回答数	98	100%



#### 4. 茨城町廃棄物減量等推進審議会

○茨城町廃棄物減量等推進審議会条例

平成 25 年 3 月 27 日

条例第 10 号

(設置)

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 7 の規定に基づき、茨城町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、茨城町における一般廃棄物の減量等について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会の委員は、15 人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 町内各種団体の代表
- (3) 事業所代表
- (4) 学識経験者
- (5) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長副会長各 1 人を置き、その選出は委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(関係者の出席等)

第 7 条 審議会は、必要に応じ委員以外の関係者に出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、生活経済部みどり環境課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。  
(茨城町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 茨城町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年茨城町条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## 茨城町廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

	氏名	所属団体等の役職
会長	田口 健	茨城町区長会 会長
副会長	木村 みち子	女性会連絡協議会 会長
委員	福田 茂 (令和1年10月10日～ 令和1年12月22日) 田家 勇作 (令和1年12月23日～)	茨城町議会 議長
委員	田家 勇作 (令和1年10月10日～ 令和1年12月22日) 鳥羽田 創造 (令和1年12月23日～)	茨城町議会 総務・経済建設常任委員会 委員長
委員	佐藤 勇	茨城町商工会 会長
委員	坂場 松代	茨城町家庭排水対策協議会 会長
委員	照山 友子	茨城町生活改善クラブ連合会 会長
委員	中根 正治	日東電気株式会社 取締役
委員	大川 泰弘	株式会社リーテム 執行役員
委員	小澤 喜蔵	霞台厚生施設組合 事務局長
委員	朝比奈 公俊	茨城美野里環境組合クリーンセンター 事務局長
委員	篠田 肇	茨城地方広域環境事務組合 事務局長



## 茨城町一般廃棄物処理基本計画

令和2年3月改訂

発行 茨城町

編集 茨城町 生活経済部 みどり環境課

〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町小堤1080

TEL. 029-292-1111 (代)

FAX. 029-292-6748

URL. <http://www.town.ibaraki.lg.jp>